

1	高知県消防広域化基本計画あり方検討会について	1
	◇設置要綱	3
	◇委員名簿	10
	◇開催状況、主な検討・協議事項	11
	<総務部会>	
	・消防広域化による消防本部体制の再編　－必要性と狙い－	
	・消防職員の採用等の状況	
	・消防広域化による消防サービスの充実・高度化（案）	
	・広域連合の職員配置に関する暫定的試算（シミュレーション）	
	・広域異動の想定数（暫定的試算/シミュレーションの場合）	
	・新規採用職員の採用、配置等に関する基本方針（地域枠の設定等）	
	・消防広域化後における市町村議会や市町村長等の関係	
	・職員の処遇の統一に向けての総括的な論点、基本方針（給与関係）	
	・「基本計画」と「実施計画」の策定主体、記載事項	
	<財務部会>	
	・消防に係る経費の全体像、歳出の全体像、分賦金の算定に関する基本的事項	
	・追加、臨時的に必要となる経費の試算	
	・分賦金の暫定的試算（シミュレーション）	
	<消防業務部会>	
	・消防広域化による住民サービスの向上（消防力の運用効果）	
	・消防広域化後における各組織の役割分担	
	・広域連合の所掌事務のあり方（広域化後における各組織の役割分担）	
	・消防広域化後における市町村長と消防機関等の間の意思疎通	
	<通信・システム部会>	
	・指令センターの共同運用状況、直近指令・ゼロ隊運用	
	・現行の消防指令システムのイメージ	
	・携帯電話からの119番通報時の位置特定イメージ	
	・指令システム・デジタル無線の統合（移行計画に関する基本方針）	
	・指令システム・デジタル無線の整備及び運用によるコスト削減効果（暫定的試算）	
	・各種業務システムの整備その他業務のデジタル化の推進	
2	高知県消防広域化基本構想	59
3	高知県消防広域化検討会の概要（令和5年11月～令和6年3月）	62
4	消防本部等管内図	64
5	消防本部・消防署所の業務等	65
6	消防本部の概要	66
7	消防本部・消防署所一覧表	67
8	消防機関<常備>の出動状況の推移	68
	・火災出動件数<常備>の推移	
	・救急出動件数の推移	
	・救助出動件数の推移	
9	消防職員数の推移	70
10	管轄内の消防団員数の推移	70
11	消防費の決算の状況	71
12	消防広域化による消防力の運用効果	72
13	消防組織法（昭和22年法律第226号）	89
14	市町村の消防の広域化に関する基本指針（消防庁告示第33号）	98



高知県消防広域化基本計画あり方検討会について

1 検討会の目的

今後人口減少が進行する中であっても、必要な県内消防力（特に現場要員）の確保を図ることを目的として、県内全市町村の常備消防組織及び県が行う消防活動のうちの現場機能を担う組織を一元化するための高知県消防広域化基本計画を検討する。

2 検討会の全体構成

(1) 消防広域化基本計画あり方検討会

高知県消防広域化基本構想を議論のベースとして、基本計画の策定のために必要な事項や、専門部会やワーキンググループでの議論を踏まえた必要な事項について、協議及び意見交換を行う。

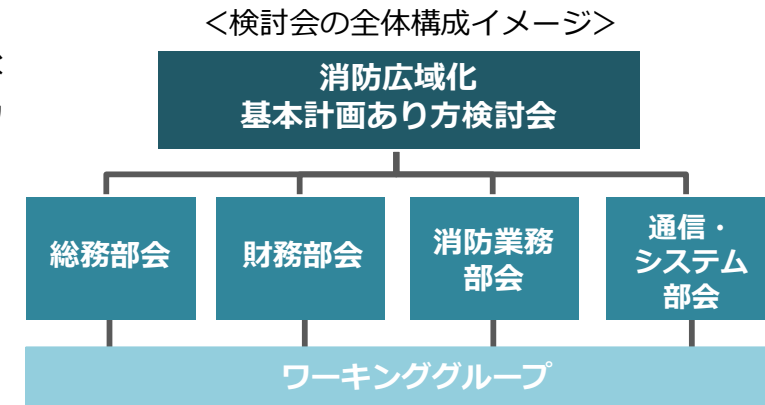
※広域化後のシミュレーション等を基に協議

(2) 専門部会（総務部会、財務部会、消防業務部会、通信・システム部会）

基本計画に定める事項のうち、各専門分野に関することについて協議等を行う。

(3) ワーキンググループ

専門部会での検討にあたり、実務レベルの事項について協議等を行う。



		主たる任務
消防広域化基本計画あり方検討会		<ul style="list-style-type: none"> ◇高知県消防広域化基本計画（案）の検討 ◇各部会での協議事項のうち、全体での議論が必要な事項の協議
専門部会	総務部会	<ul style="list-style-type: none"> ◇検討会全体の運営の総括に関すること ◇基本計画全体の取りまとめに関すること ◇広域連合の組織、人事及び給与制度に関すること
	財務部会	<ul style="list-style-type: none"> ◇広域連合の財務、施設及び装備に関すること ◇広域連合の分賦金の負担の基準に関すること
	消防業務部会	<ul style="list-style-type: none"> ◇消防業務（消火、救急、救助、予防及び警防）に関すること ◇市町村の防災に係る関係機関との連携の確保に関すること
	通信・システム部会	<ul style="list-style-type: none"> ◇消防指令システム及び消防救急デジタル無線の統合に関すること（これに伴う県消防局本部施設の整備に関することを含む。） ◇人事及び給与、財務会計等のシステムの整備方針及び業務のデジタル化の推進に関すること
ワーキンググループ		<ul style="list-style-type: none"> ◇基本計画に関すること ◇専門部会での検討にあたり実務レベルでの協議が必要な事項



高知県消防広域化基本計画あり方検討会について

3 各会議の構成員 ※敬称略

(1) 消防広域化基本計画あり方検討会（3回程度開催）

※代理出席可

		委員	備考
委員	有識者	井田 知也	近畿大学経済学部 国際経済学科長・教授
		小林 恭一	危険物保安技術協会 技術顧問
		永田 尚三	関西大学社会安全学部 教授
		木下 真里	高知県立大学看護学部 教授
		竹村 優香	みんなでつくるまちづくり財団HATA!（公益財団法人HATA） 代表理事
	34市町村長		
15消防本部消防長			
オブザーバー	総務省消防庁		

(2) 専門部会（3回程度開催）

※代理出席可

		総務部会	財務部会	消防業務部会	通信・システム部会
有識者		井田 知也（近畿大学経済学部 国際経済学科長・教授）		永田 尚三（関西大学社会安全学部 教授）	
委員	市町村	高知市長	土佐市長	室戸市長	須崎市長
		安芸市長	香南市長	香美市長	土佐清水市長
		南国市長	東洋町長	馬路村長	四万十市長
		宿毛市長	奈半利町長	大川村長	安田町長
		田野町長	芸西村長	いの町長	大豊町長
		北川村長	土佐町長	越知町長	仁淀川町長
		本山町長	佐川町長	四万十町長	日高村長
		中土佐町長	梶原町長	三原村長	津野町長
		黒潮町長	大月町長		
		消防本部	高知市消防局長	高知市消防局長	高知市消防局長
土佐清水市消防本部消防長	香美市消防本部消防長		安芸市消防本部消防長	室戸市消防本部消防長	
香南市消防本部消防長	高幡消防組合消防本部消防長		土佐市消防本部消防長	南国市消防本部消防長	
仁淀消防組合消防本部消防長	幡多中央消防組合消防本部消防長		高吾北広域町村事務組合消防本部消防長	幡多西部消防組合消防本部消防長	
中芸広域連合消防本部消防長			嶺北広域行政事務組合消防本部消防長		
オブザーバー	総務省消防庁 ※その他、議題に応じて有識者等に参加を依頼				

(3) ワーキンググループ（5回程度開催）

構成員	市町村	34市町村担当課長等	※議題に応じて必要な方に参加を依頼
	消防本部	15消防本部担当課長等	

高知県消防広域化基本計画あり方検討会設置要綱

(目的)

第1条 今後人口減少が進行する中であっても、必要な県内消防力（特に現場要員）の確保を図ることを目的として、県内全市町村の常備消防組織及び県が行う消防活動のうちの現場機能を担う組織（高知県消防防災航空センター及び高知県消防学校をいう。）を一元化するための高知県消防広域化基本計画（消防組織法（昭和22年法律第226号）第33条第1項に規定する推進計画をいう。以下「基本計画」という。）の策定（平成20年3月に策定した高知県消防広域化推進計画の全部改定をいう。以下同じ。）を検討するため、高知県消防広域化基本計画あり方検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、高知県消防広域化基本構想（令和7年3月26日策定）を議論の土台として、次の各号に掲げる事項について協議及び意見交換を行う。

- (1) 基本計画の策定に関する事項
- (2) 第6条の専門部会での協議事項のうち、全体での議論が必要な事項
- (3) 前2号のほか、検討会の目的を達成するために必要な事項

(組織及び委員)

第3条 検討会は、知事が委嘱した別表1に定める委員をもって構成する。

- 2 委員の任期は、委嘱の日から令和8年3月31日までとする。

(会長)

第4条 検討会に会長1名を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、検討会の会務を総理し、検討会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会は、会長が招集し、議事進行等を行う。ただし、会長が選任される前に招集される検討会については、知事が招集することができる。

- 2 検討会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員は、会議に出席できないときは、委員が指定する代理人を出席させることができる。
- 4 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を検討会に出席させて説明又は意見を

求めることができる。

- 5 検討会は公開とする。ただし、検討会において特に必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(専門部会)

第6条 第2条各号に掲げる事項について協議及び意見交換を行うため、検討会の下に次の表の名称の欄に定める専門部会を設置するものとし、その所掌事務はそれぞれその協議事項等の欄に定める事項及びその他関連する事項に関する協議等とする。

名称	協議事項等
総務部会	(1) 検討会全体の運営の総括に関すること。 (2) 基本計画全体の取りまとめに関すること。 (3) 基本計画中、広域連合の組織、人事及び給与制度に関すること。
財務部会	(1) 基本計画中、広域連合の財務、施設及び装備に関すること。 (2) 広域連合の分賦金の負担の基準に関すること。
消防業務部会	(1) 基本計画中、消防業務（消火、救急、救助、予防及び警防）に関すること。 (2) 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関すること。
通信・システム部会	(1) 基本計画中、消防指令システムの統合及び消防救急デジタル無線の整備に関すること（これに伴う県消防局本部施設の整備に関することを含む。） (2) 基本計画中、人事及び給与、財務会計等のシステムの整備方針及び業務のデジタル化の推進に関すること。

- 2 前項の専門部会は、検討会の委員のうち、別表2に定める委員をもって構成する。
3 前2条の規定は、前2項の専門部会の委員、部会長及び会議について準用する。この場合において、前条第1項中「知事」とあるのは「高知県危機管理部長」と読み替えるものとする。

(ワーキンググループ)

第7条 前条の専門部会の下に基本計画に関すること及び専門部会での検討にあたり実務レベルでの協議が必要な事項について協議及び意見交換を行うために、県内市町村担当課長等及び県内消防本部担当課長等により構成されるワーキンググループを設置する。

(事務局)

第8条 検討会、専門部会及びワーキンググループの事務局を高知県危機管理部消防政策課に置き、運営に係る事務を処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年9月10日から施行する。

別表1（第3条第1項関係） 高知県消防広域化基本計画あり方検討会 委員名簿

氏名等	備考
井田 知也	近畿大学経済学部 国際経済学科長・教授
小林 恭一	危険物保安技術協会 技術顧問
永田 尚三	関西大学社会安全学部 教授
木下 真里	高知県立大学看護学部 教授
竹村 優香	みんなでつくる まちづくり財団HATA! (公益財団法人HATA) 代表理事
高知市長	
室戸市長	
安芸市長	
南国市長	
土佐市長	
須崎市長	
宿毛市長	
土佐清水市長	
四万十市長	
香南市長	
香美市長	
東洋町長	
奈半利町長	
田野町長	
安田町長	
北川村長	
馬路村長	
芸西村長	
本山町長	
大豊町長	
土佐町長	
大川村長	
いの町長	
仁淀川町長	

氏名等	備考
中土佐町長	
佐川町長	
越知町長	
梶原町長	
日高村長	
津野町長	
四万十町長	
大月町長	
三原村長	
黒潮町長	
高知市消防局長	
室戸市消防本部消防長	
安芸市消防本部消防長	
南国市消防本部消防長	
土佐市消防本部消防長	
土佐清水市消防本部消防長	
香南市消防本部消防長	
香美市消防本部消防長	
高吾北広域町村事務組合消防本部 消防長	
高幡消防組合消防本部消防長	
仁淀消防組合消防本部消防長	
幡多中央消防組合消防本部消防長	
幡多西部消防組合消防本部消防長	
嶺北広域行政事務組合消防本部消 防長	
中芸広域連合消防本部消防長	

別表2（第6条第2項関係） 専門部会 委員名簿

専門部会	氏名等
総務部会	井田 知也（近畿大学経済学部 国際経済学科長・教授）
	高知市長
	安芸市長
	南国市長
	宿毛市長
	田野町長
	北川村長
	本山町長
	中土佐町長
	黒潮町長
	高知市消防局長
	土佐清水市消防本部消防長
	香南市消防本部消防長
	仁淀消防組合消防本部消防長
	中芸広域連合消防本部消防長
	財務部会
土佐市長	
香南市長	
東洋町長	
奈半利町長	
芸西村長	
土佐町長	
佐川町長	
梶原町長	
大月町長	
高知市消防局長	
香美市消防本部消防長	
高幡消防組合消防本部消防長	
幡多中央消防組合消防本部消防長	

専門部会	氏名等
消防業務部会	永田 尚三（関西大学社会安全学部 教授）
	室戸市長
	香美市長
	馬路村長
	大川村長
	いの町長
	越知町長
	四万十町長
	三原村長
	高知市消防局長
	安芸市消防本部消防長
	土佐市消防本部消防長
	高吾北広域町村事務組合消防本部消防長
	嶺北広域行政事務組合消防本部消防長
	通信・システム部会
須崎市長	
土佐清水市長	
四万十市長	
安田町長	
大豊町長	
仁淀川町長	
日高村長	
津野町長	
高知市消防局長	
室戸市消防本部消防長	
南国市消防本部消防長	
幡多西部消防組合消防本部消防長	

高知県消防広域化基本計画あり方検討会 委員名簿

(敬称略)

通し 番号	所属	職名	氏名	部会			
				総務	財務	消防 業務	通信・ システム
1	近畿大学経済学部	国際経済学科長・教授	井田 知也	○	○		
2	危険物保安技術協会	技術顧問	小林 恭一				
3	関西大学社会安全学部	教授	永田 尚三			○	○
4	高知県立大学看護学部	教授	木下 真里				
5	みんなで作る まちづくり財団HATA! (公益財団法人HATA)	代表理事	竹村 優香				
6	高知市	市長	桑名 龍吾	○			
7	室戸市	市長	植田 壯一郎			○	
8	安芸市	市長 (R7. 4. 1~R7. 9. 2)	横山 幾夫	○			
		市長 (R7. 9. 19~)	西内 直彦				
9	南国市	市長	平山 耕三	○			
10	土佐市	市長	板原 啓文		○		
11	須崎市	市長	楠瀬 耕作				○
12	宿毛市	市長	中平 富宏	○			
13	土佐清水市	市長 (R7. 4. 1~R7. 12. 1)	程岡 庸				○
		市長職務代理者 土佐清水市副市長 (R7. 12. 3~R8. 1. 18)	早川 聡				
		市長 (R8. 1. 23~)	橋本 敏男				
14	四万十市	市長 (R7. 4. 1~R7. 5. 14)	中平 正宏				○
		市長 (R7. 5. 29~)	山下 元一郎				
15	香南市	市長	濱田 豪太		○		
16	香美市	市長	依光 晃一郎			○	
17	東洋町	町長	長崎 正仁		○		
18	奈半利町	町長	竹崎 和伸		○		
19	田野町	町長 (R7. 4. 1~R7. 5. 18)	常石 博高	○			
		町長 (R7. 5. 23~)	坂本 正徳				
20	安田町	町長	黒岩 之浩				○
21	北川村	村長	上村 誠	○			
22	馬路村	村長	山崎 出			○	
23	芸西村	村長	松本 巧		○		
24	本山町	町長	澤田 和廣	○			
25	大豊町	町長	下村 賢彦				○
26	土佐町	町長	和田 守也		○		
27	大川村	村長	和田 知士			○	
28	いの町	町長	池田 牧子			○	
29	仁淀川町	町長 (R7. 4. 1~R7. 8. 27)	古味 実				○
		町長 (R7. 9. 19~)	片岡 信博				
30	中土佐町	町長	池田 洋光	○			
31	佐川町	町長	片岡 雄司		○		
32	越知町	町長	小田 保行			○	
33	梶原町	町長 (R7. 4. 1~R7. 12. 20)	吉田 尚人		○		
		町長 (R7. 12. 23~)	高橋 基文				
34	日高村	村長	松岡 一宏				○
35	津野町	町長	池田 三男				○
36	四万十町	町長	中尾 博憲			○	
37	大月町	町長	岡田 順一		○		
38	三原村	村長 (R7. 4. 1~R7. 12. 24)	田野 正利			○	
		村長 (R8. 1. 6~)	武内 則男				
39	黒潮町	町長	大西 勝也	○			
40	高知市消防局	消防局長	中城 純一	○	○	○	○
41	室戸市消防本部	消防長	多田 周平				○
42	安芸市消防本部	消防長	久川 陽			○	
43	南国市消防本部	消防長	三谷 洋亮				○
44	土佐市消防本部	消防長	真鍋 卓也			○	
45	土佐清水市消防本部	消防長	宮地 直道	○			
46	香南市消防本部	消防長	藤田 博三	○			
47	香美市消防本部	消防長	野口 正一		○		
48	高吾北広域町村事務組合消防本部	消防長	徳弘 信也			○	
49	高幡消防組合消防本部	消防長	佐々木 義人		○		
50	仁淀消防組合消防本部	消防長	伊藤 実	○			
51	幡多中央消防組合消防本部	消防長	鳥谷 英正		○		
52	幡多西部消防組合消防本部	消防長	桑原 一				○
53	嶺北広域行政事務組合消防本部	消防長	川村 諭			○	
54	中芸広域連合消防本部	消防長	竹内 誠祥	○			

高知県消防広域化基本計画あり方検討会の開催状況

- ・高知県消防広域化基本計画あり方検討会等の開催状況（令和7年度）は以下のとおり。
- ・会議資料及び議事録は、高知県ウェブサイト（消防政策課ページ）に掲載。
 (URL) <https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2025041800257/>

開催日	会議名	概要
4月28日	第1回検討会	<ul style="list-style-type: none"> ○協議・意見交換 ・高知県消防広域化基本構想について ・令和7年度スケジュール（案） ・専門部会等における主な協議・意見交換事項（案）
5月28日	第1回専門部会	
	総務部会	<ul style="list-style-type: none"> ○協議・意見交換 ・基本計画のとりまとめについて（今後の進め方（案）） ・広域化の必要性 ・広域連合の組織、人事及び給与制度に関すること （新法人の名称、本部の設置場所、広域連合の所掌事務のあり方、広域連合の組織ごとの職員配置、広域連合長や議会議員の選出、給与及び階級制度等、人事制度の運用） ○職員関係団体等ヒアリング
6月2日	消防業務部会、 通信・システム部会 （合同開催）	<ul style="list-style-type: none"> ○協議・意見交換 ・消防業務に関すること（今後の進め方（案）） ・市町村の防災に係る関係機関との連携の確保 ・消防指令システム及び消防救急デジタル無線の統合 （今後の進め方（案）、センターの設置場所）
6月4日	財務部会	<ul style="list-style-type: none"> ○協議・意見交換 ・広域連合の財務、施設及び装備に関すること （既存の財産及び債務のあり方、消防署・分署所、資機材等の整備計画・負担、広域連合発足後の財務会計事務の執行体制） ・広域連合の分賦金に関すること （広域連合発足後の歳出、分賦金の算出基準）
7月8日	第1回ワーキンググループ	<ul style="list-style-type: none"> ○協議・意見交換 ・検討会及び専門部会での協議事項に対する意見等 ・消防団・消防水利に関する事務の整理
7月28日	第2回専門部会	○高知県消防広域化基本計画（改定後）の骨格（素案）提示
	消防業務部会	<ul style="list-style-type: none"> ○協議・意見交換 ・広域化後における各組織の役割分担 ・消防団に関する事務の所掌の整理 ・消防水利に関する事務の所掌の整理 ・広域化後における市町村長と消防機関等との意思疎通 ・消防団との連携 ・市町村の防災・国民保護部局との連携 ・消防広域化による消防サービスの充実・高度化（案） ・デジタル技術の活用による業務効率化及び住民サービス向上の具体策

7月28日	通信・システム部会	<ul style="list-style-type: none"> ○おおいた消防指令センターについての講演及び質疑応答 ○協議・意見交換 <ul style="list-style-type: none"> ・消防指令システムの統合について (移行計画に関する基本方針、システム整備及び運用によるコスト削減効果に関する暫定的試算等) ・各種業務システムの整備その他業務のデジタル化の推進 ・消防指令システムの更新に関する具体策
8月6日	総務部会	<ul style="list-style-type: none"> ○協議・意見交換 <ul style="list-style-type: none"> ・基本計画のとりまとめについて (基本計画の骨格(素案)の構成) ・消防広域化の必要性 ・広域連合の職員配置に関する暫定的試算 ・職員の処遇の統一に向けての総括的な論点 (三交替制の採否、給与水準の統一、階級制度の統一、職員の福利厚生) ・新規採用職員の採用、配置等に関する基本方針 (地域枠の設定等、広域異動の想定数)
8月7日	財務部会	<ul style="list-style-type: none"> ○協議・意見交換 <ul style="list-style-type: none"> ・広域連合の歳入、歳出の考え方 ・既存財産・債務の新組織への承継 ・新規施設整備等に係る費用の分担 ・分賦金の算定 ○奈良県広域消防組合消防本部への質疑・応答
8月22日	第2回ワーキンググループ	<ul style="list-style-type: none"> ○専門部会等での主な協議・意見交換事項 ○意見交換 <ul style="list-style-type: none"> ・分賦金の算定方法 ・三交替制の採否 ・給与水準の統一等 ・消防指令システム等の統合、業務システムについて ・職員配置の暫定的試算
9月17日	第3回ワーキンググループ	<ul style="list-style-type: none"> ○高知県消防広域化基本計画(改定後)の骨格(素案)に対する市町村・消防本部からの意見、県の考え方 ○意見交換
9月17日	第4回ワーキンググループ	<ul style="list-style-type: none"> ○高知県消防広域化基本計画(改定後)の骨格(素案)に対する市町村・消防本部からの意見、県の考え方 ○分賦金の算定に関する市町村アンケート結果概要 ○意見交換
10月16日	第3回専門部会 消防業務部会	<ul style="list-style-type: none"> ○高知県消防広域化基本計画(改定後)の骨格案提示 ○協議・意見交換 <ul style="list-style-type: none"> ・「基本計画」と「実施計画」の策定主体、記載事項 ・広域連合の所掌事務のあり方 ・広域連合の職員配置に関する暫定的試算 ・消防力の運用効果
10月16日	通信・システム部会	<ul style="list-style-type: none"> ○協議・意見交換 <ul style="list-style-type: none"> ・「基本計画」と「実施計画」の策定主体、記載事項 ・デジタル無線の統合について (移行計画に関する基本方針、整備及び運用によるコスト削減効果に関する暫定的試算) ・各種業務システムの整備について

10月24日	総務部会	<p>○協議・意見交換</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「基本計画」と「実施計画」の策定主体、記載事項 ・消防職員の採用等の状況 ・広域異動の想定数 ・職員手当の取扱いの方向性 ・広域連合議会・議員の選出 ・広域化後における市町村議会や市町村長等の関係 ・県一消防広域化の推進スケジュール
10月24日	財務部会	<p>○協議・意見交換</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「基本計画」と「実施計画」の策定主体、記載事項 ・分賦金の算定 (追加・臨時的に必要な経費の試算等)
11月14日	第2回検討会	<p>○協議・意見交換</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2回検討会までの検討状況等 ・高知県消防広域化基本計画(案) (消防広域化重点地域等) ・消防広域化の進め方(見直し案)
11月21日	第5回ワーキンググループ	<p>○協議・意見交換</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高知県消防広域化基本計画(案) ・消防広域化の進め方(見直し案) <p>○意見交換</p>
12月24日	第4回専門部会	○高知県消防広域化基本計画(案)の提示
	消防業務部会	○協議・意見交換
12月24日	通信・システム部会	・高知県消防広域化基本計画(案)
12月25日	総務部会	・先行的共同事業、段階的統合に関する意向調査
12月25日	財務部会	・高知県消防広域化に関する実務協議会(任意協議会)(案)
1月7日	第3回検討会	<p>○協議・意見交換</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高知県消防広域化基本計画(案) ・先行的共同事業、段階的統合に関する意向調査 ・高知県消防広域化に関する実務協議会(任意協議会)(案)



1. 検討経過（開催実績）

4月

第1回 基本計画あり方検討会（4/28）

5月

第1回 総務部会（5/28）※職員関係団体ヒアリングの実施

6月

第1回 消防業務部会（6/2）

第1回 通信・システム部会（6/2）

第1回 財務部会（6/4）

7月

第1回 ワーキンググループ（7/8）

第2回 消防業務部会（7/28）

第2回 通信・システム部会（7/28）※大分市消防局の講演・意見交換
（おおい消防指令センターについて）

8月

第2回 総務部会（8/6）

第2回 財務部会（8/7）※奈良県広域消防組合消防本部の講演・意見交換

第2回 ワーキンググループ（8/22）※市町村の財政担当含む

9月

第3回 ワーキンググループ（9/17午前）※消防、通信・システム

第4回 ワーキンググループ（9/17午後）※総務、財務

10月

消防本部との協議（10/1）※各組織の役割分担の協議

第3回 消防業務部会（10/16）

第3回 通信・システム部会（10/16）

第3回 総務部会（10/24）

第3回 財務部会（10/24）

11月

第2回 基本計画あり方検討会（11/14）

第5回 ワーキンググループ（11/21）

12月

第4回 消防業務部会（12/24）

第4回 通信・システム部会（12/24）

第4回 総務部会（12/25）

第4回 財務部会（12/25）

1月

第3回 基本計画あり方検討会（1/7）

※会議資料及び議事録は高知県ホームページにおいて公開（ワーキンググループ除く）

2. 各部会における主な検討・協議事項

◎ 総務部会

- ・消防広域化の必要性
- ・消防職員の採用等の状況
- ・消防広域化による消防サービスの充実・高度化
- ・広域連合の職員配置に関する暫定的試算（シミュレーション）
- ・広域異動の想定数（暫定的試算/シミュレーションの場合）
- ・新規採用職員の採用、配置等に関する基本方針（地域枠の設定等）
- ・消防広域化後における市町村議会や市町村長等の関係
- ・職員の処遇の統一に向けての総括的な論点、基本方針（給与関係）
- ・「基本計画」と「実施計画」の策定主体、記載事項

◎ 消防業務部会

- ・消防広域化による住民サービスの向上（消防力の運用効果）
- ・消防広域化後における各組織の役割分担
- ・広域連合の所掌事務のあり方（広域化後における各組織の役割分担）
- ・消防広域化後における市町村長と消防機関等との意思疎通

◎ 通信・システム部会

- ・現行の消防指令システムのイメージ
- ・携帯電話からの119番通報時の位置特定イメージ
- ・指令システム・デジタル無線の共同化（移行計画に関する基本方針）
- ・指令システム・デジタル無線の整備及び運用によるコスト削減効果（暫定的試算）
- ・各種業務システムの整備その他業務のデジタル化の推進

◎ 財務部会

- ・分賦金の算定（消防に係る経費の全体像、歳出の全体像、算定の基本的な考え方）
- ・追加、臨時的に必要な経費の試算
- ・分賦金の暫定的試算（シミュレーション）

※上記の各部会の検討・協議内容を盛り込んだ基本計画第5章の骨格素案

※次頁以降に各部会の主な協議資料を再掲（一部時点修正）



1 高知県は消防本部数が多く、余りに小規模

区分	消防本部数	総人口	消防署数		
			1本部当たりの人口	1本部当たりの署数	
全国	720	12,489万人	17.3万人	2.4署	
高知県	15	65万人	4.3万人	1.3署	

(R6.4.1時点)

2 消防本部と消防署の機能分担を明確化・再編 → 本部機能は広域連合本部に集約

現行の区分	トップ役割	総務事務		指令と出動	警防・予防・救急等	広域化後
		人事・給与・財務				
消防本部の機能	消防長 市町村や県との連絡調整	制度の立案 予算の編成、議会質疑対応		119番通報受電 現場への指令	制度の企画立案 法令解釈等	原則、連合本部へ移管
消防署の機能	消防署長 現場活動の統括	庶務などの実務		現場出動 個別事案対処	各種届出の受付 現場での対応 個別事案の解決	消防署に存置

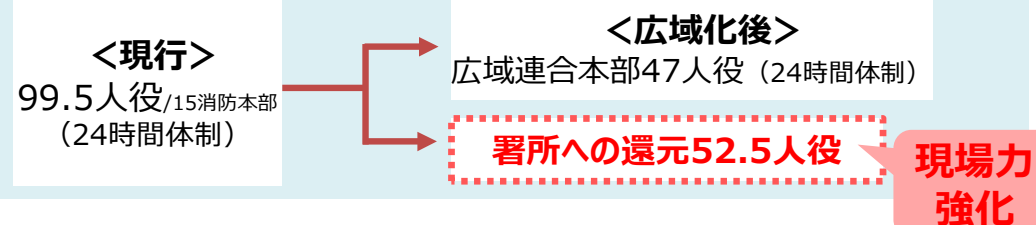
※このほか、消防団事務を広域連合が受託する場合、原則として署の機能へ移管・一本化

※広域連合の各方面消防本部については、方面消防本部長の職務のサポートや署の支援等のための人員を再配置する

3 消防本部機能は原則として広域連合本部に集約し、専門化・高度化

- 総務関係** コンプライアンス機能の強化
→ **パワーハラのない働きやすい職場へ**
- 各業務関係** 企画立案機能の専門性強化
→ **デジタル化含め、高度な住民サービスへ**

4 特に指令業務は広域連合本部への集約により大幅にスリム化し、余力を署所の現場力強化へ



5 特に中山間地域の小規模本部における人材確保強化

- ① 県域全体をカバーする新たな本部体制
- ② 県域全体での新規職員一括採用による人材確保

人口減少下での組織の持続可能性向上、
組織規模拡大による職場の魅力向上を図る

中山間地域等の欠員補充含め、広域的・計画的配置を促進

人材確保を強化

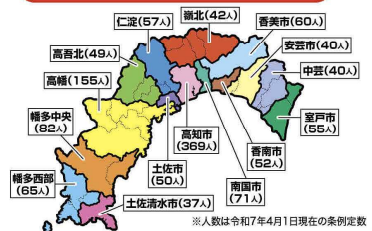


特集 消防広域化の取り組み

消防広域化とは？

- 市町村がそれぞれで行っている消防事務を共同で行うものです。
- 現在、県内には15の消防本部があり、複数の市町村が組合などを設立して消防本部を設置している場合があります。
- 本県が目指す消防広域化では、**全ての市町村と県が参加する「広域連合」の設立**を検討しています。

県内15消防本部と職員数



消防広域化で期待される効果は？

住民サービスの向上

▶ **初動対応の車両の充実、救急車や消防車の到着時間の短縮**

現在の消防本部の「管轄のカベ」がなくなることで、
⇒ 初動対応で出動する車両を増やすことができます。
⇒ 現場に最も近い消防署から、救急車や消防車が出動できるようになります。

近隣の「管轄のカベ」がなくなることで、
⇒ 近から来てくれるから安心だ!!

▶ **大規模災害に備えた消防力の強化**

例えば、特殊災害に対応できる「特別高度救助隊」といった**高度な部隊の創設や、救急隊を増強**することで、南海トラフ地震などの大規模災害に備えて、**消防力の強化**を目指します。

▶ **業務のデジタル化による利便性の向上**

電子申請を導入することで、火災予防などの手続きがオンライン上でできるようになり、**消防署へ出かける必要がなくなります。** ※従来の書類による手続も継続します。

魅力ある職場づくりを通じて、人材をしっかりと確保

安心して働ける職場づくり

「コンプライアンス推進室(仮称)」を設置して、パワハラ防止などに取り組むことで、**職員が安心して働ける職場環境づくり**に取り組みます。

県内全域に職員を計画的に配置

消防本部がそれぞれで行っている**職員採用を一括して行う**ことで人材を確保し、**県内全域に職員を計画的に配置**できるようになります。
また、一定の割合で**地元出身者を優先的に採用する「地域枠」**を設けることで、**地域の根ざした人材を確保**していくことができます。

なぜ、消防広域化が必要？

※「消防団」は広域化の対象外であり、その活動は変わりません。



人口減少の状況 平成17年～令和7年の20年間

- 平成20年時点の推計 —— **約6万人減少**
- 実際の状況 —— **約15万人減少**
- ➡ **想定約2.5倍のペースで人口減少が急速に進行**

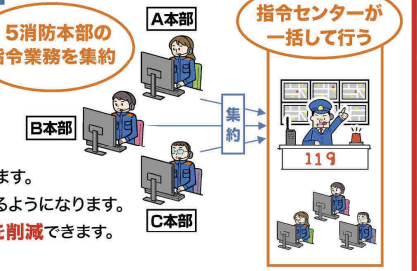
消防本部の状況 県内15ヶ所

- 管内人口10万人未満の**小規模な消防本部が多い**
- 1消防本部当たりの管内人口は、**全国平均の約4分の1**
- ▶ **全国平均:約17.3万人 ▶ 高知県:4.3万人**

- 小規模な消防本部では、出動体制や財政運営面での厳しさが指摘されています。
 - 特に、**中山間地域の小規模消防本部では、人材確保が非常に厳しくなっています。**
 - このままでは、将来にわたる消防力の確保は困難です。
- 中山間地域の出張所などを統廃合するような、従来の「シュリンク(縮小)」ではなく、**「スマートシュリンク(賢い縮小)」の発想で、県全体の消防力を将来にわたって確保**していく必要があります。

指令センターの共同整備による住民サービスの向上

119番通報を受け、救急車などを出動させる「指令業務」を、現在は15消防本部がそれぞれで行っています。
消防広域化後は、**新たに指令センターを共同整備し、指令システムを統合して指令業務を一括して行います。**



▶ 指令センターの整備効果

- 指令業務を効率化でき、**出動までの時間を短縮**できるようになります。
- 指令業務を行う職員数を減らすことで、**他の現場業務を強化**できるようになります。
- 各消防本部のシステムを一つに統合することで、**整備・運用コストを削減**できます。

▶ 指令センターのイメージ



指令システムがない消防本部では、電話しながら紙の地図を見て、現場の位置を確認しています。



指令センターでは、地図や消防車両の状況をモニター上に表示させ、効率的に指令業務を行うことができます。

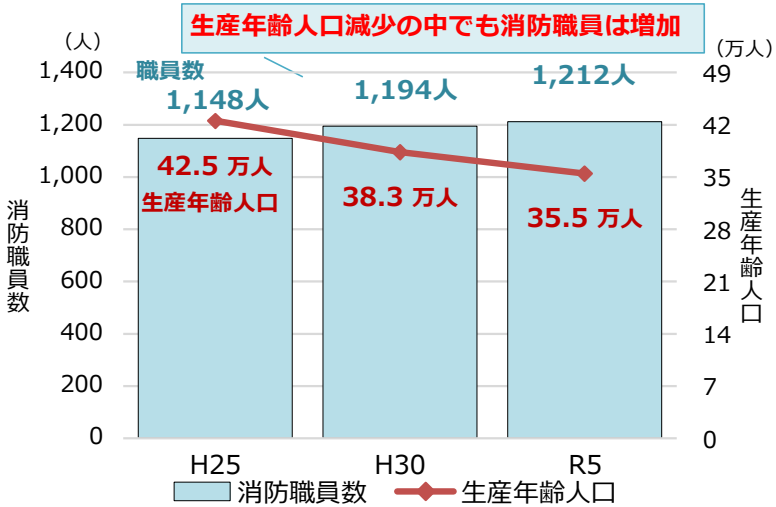
県の考え

消防広域化は、「**人口減少への適応策**」の**1つ**だと考えています。
その一方で、**県全体の消防力を確保**していくことを通じて、**中山間地域も含めた全ての県民の皆さんに安全・安心をもたらす**ことができ、
また、消防に必要な人材を確保していくことを通じて、**人口減少を食い止め、若者の反転増加を図る「人口減少の抑制策」としても意味がある取り組み**だと考えています。
人口減少に打ち勝つていくため、**都市部と中山間地域の市町村が一丸となって、県全体の消防がしっかりと機能**を果たせるよう、**消防広域化を進めてまいります。**



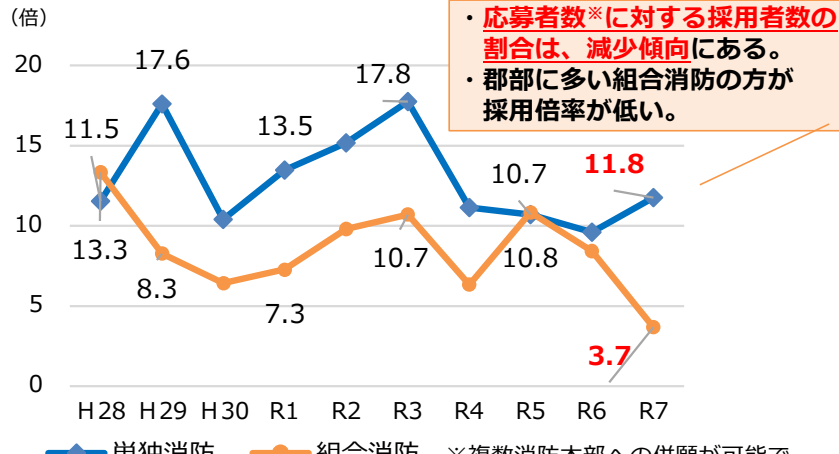
- ▶ **消防職員数は人口減少下でも増加している一方、応募者数は減少傾向にあり、特に郡部の小規模消防本部では採用確保が厳しくなっている状況。** (グラフ①、②、③)
 - ▶ さらに、退職者のうち、自己都合による退職者の割合も増加傾向。 (グラフ④)
 - ▶ また、**女性消防職員は22名 (R7.4.1現在) で、全職員に占める割合は1.8%と、全国平均3.7% (R6.4.1現在) を下回っている状況。** (グラフ②)
- ⇒ **広域化により組織規模を拡大し、県全体での計画的な一括採用や、職員にとって魅力ある職場づくりを進めることで、組織の持続性向上が期待される。**

① 高知県内消防職員数及び生産年齢人口の推移



【出典】・消防職員数は『消防年報』（高知県消防政策課）
・県人口は『高知県の推計人口年報』（高知県統計分析課）

③ 高知県内消防職員の採用倍率の状況

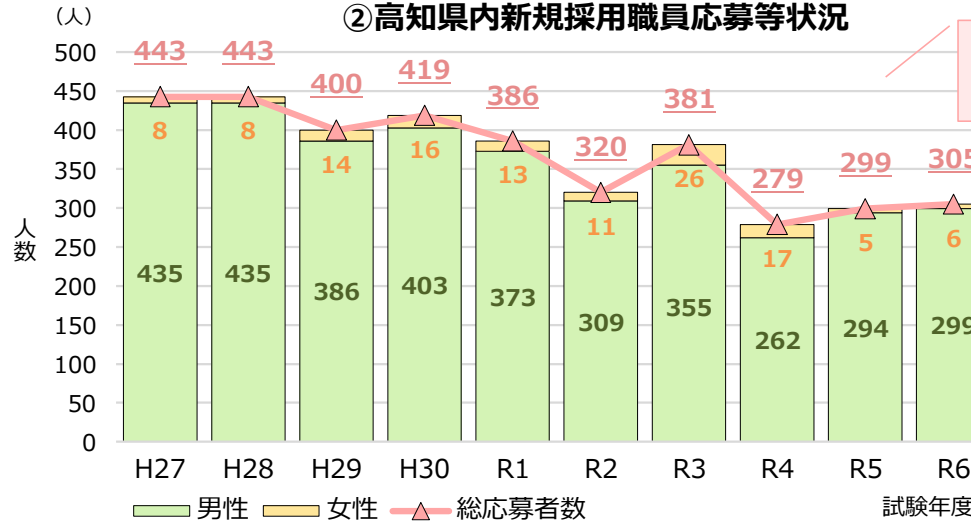


・応募者数※に対する採用者数の割合は、減少傾向にある。
・郡部に多い組合消防の方が採用倍率が低い。

※複数消防本部への併願が可能であるため、応募者数はのべ人数。

【出典】高知県消防政策課調べ

② 高知県内新規採用職員応募等状況

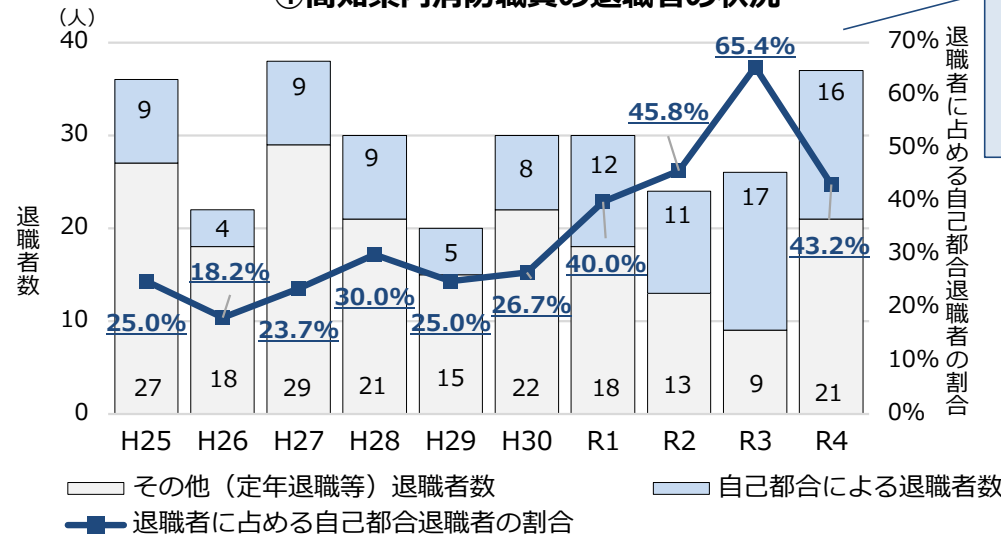


・応募者数は減少傾向にあり、10年で約3割減少している。

＜参考＞
◆女性消防職員数
(全消防職員に占める割合)
・R3年度：15人 (1.3%)
・R7年度：22人 (1.8%)
(全国平均3.7%(R6.4.1現在))

【出典】高知県消防政策課調べ

④ 高知県内消防職員の退職者の状況



・退職者数は年により増減があるが、自己都合により退職する職員の割合が増加傾向にある。

【出典】「消防年報」(高知県消防政策課)



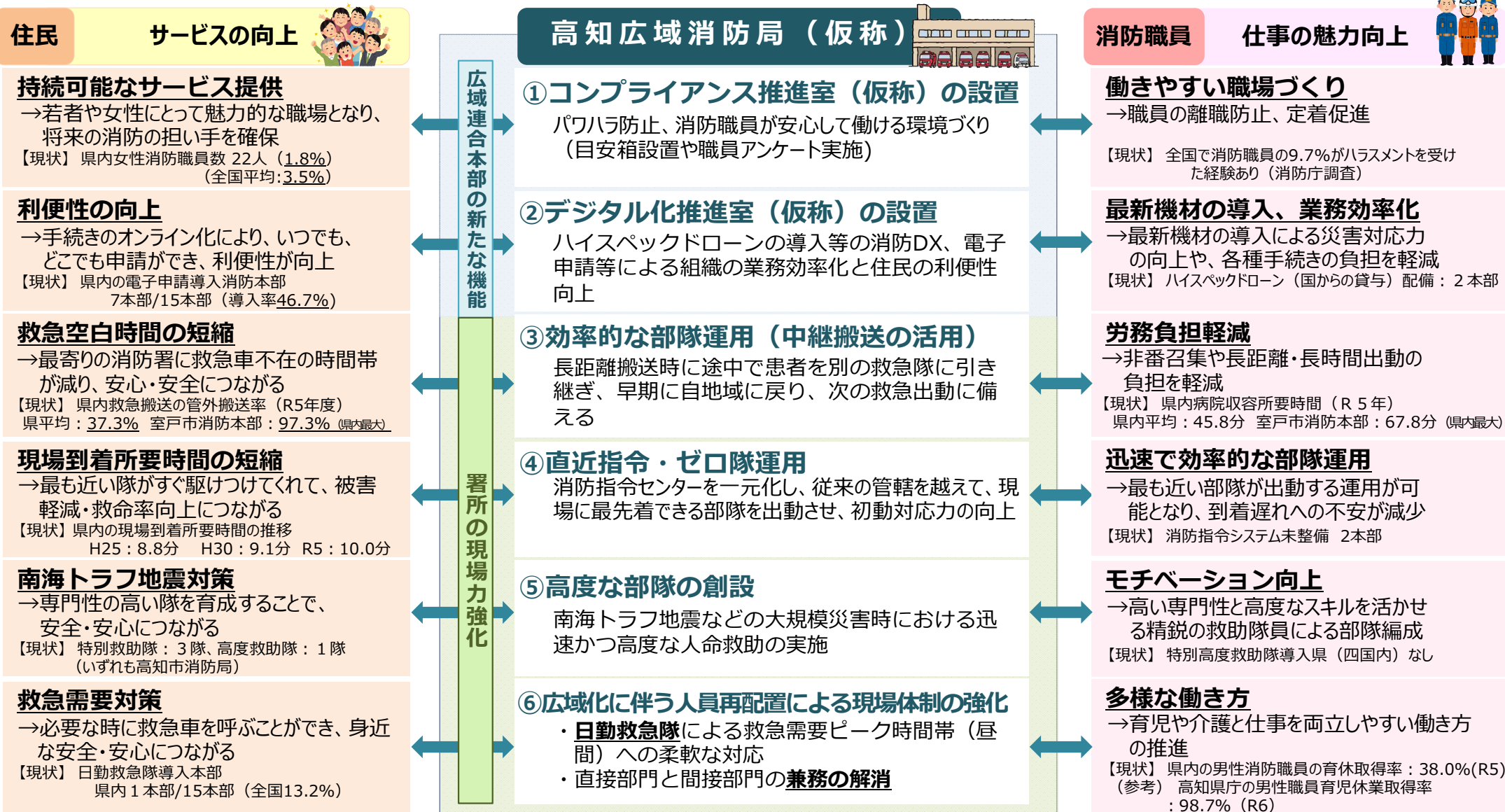
消防広域化による消防サービスの充実・高度化（案）

－住民サービスの向上と魅力ある職場環境の両立－

1 考え方

消防広域化により管理部門を集約することで生じた人員や資源を、デジタル化の推進、消火・救急・救助の高度化や、職員の働きやすさを支える施策へ振り向けることで、住民にとってより安全・安心なサービスを提供するとともに、消防職員にとっても魅力ある職場を実現する。

2 サービス高度化（案）



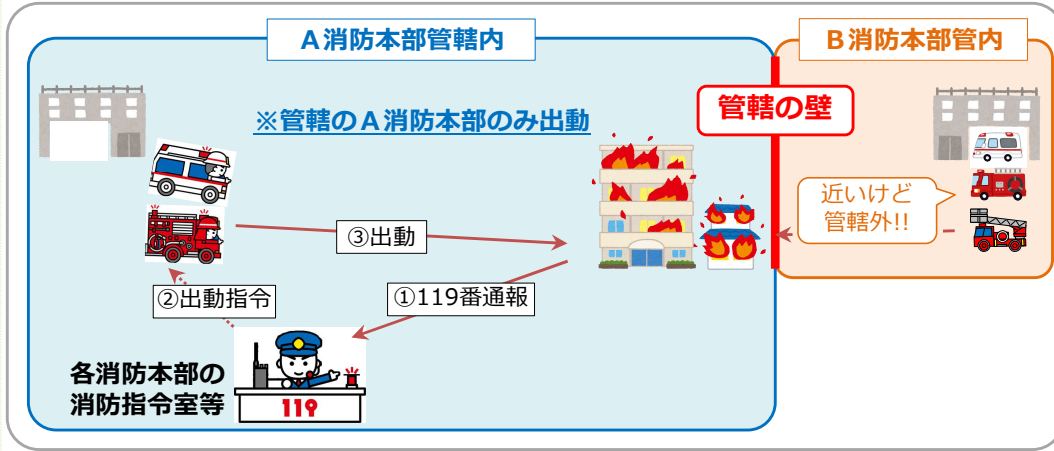


現状

常備消防の出動についてのシミュレーションであり、消防団の出動を除く。

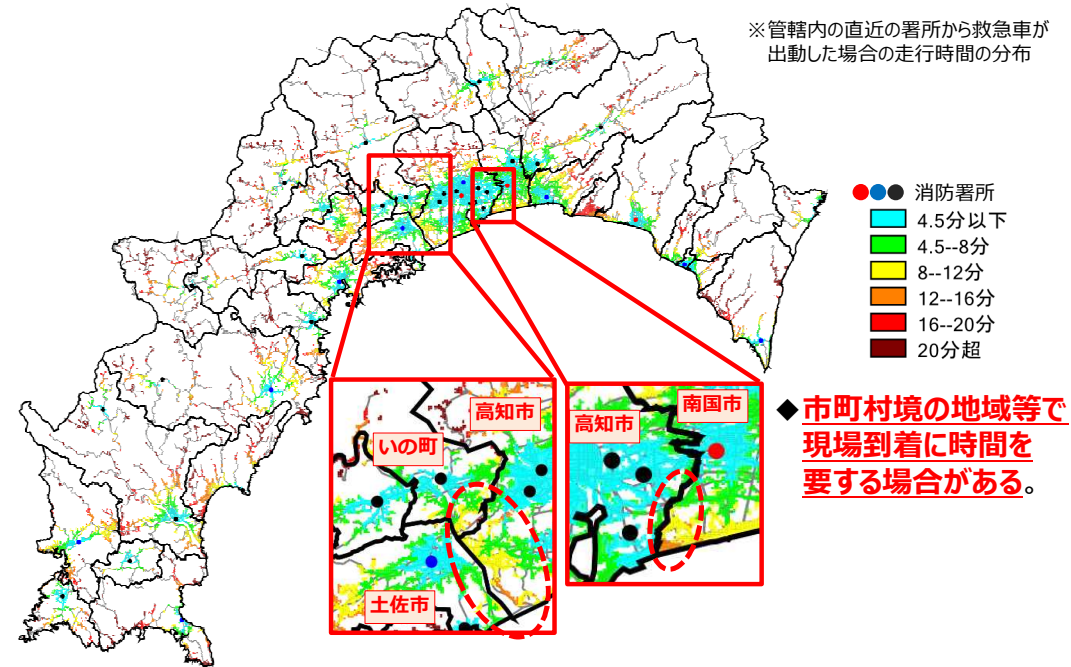
○ 現状の出動のイメージ

◆ 消防本部（又は消防署所）ごとに、基本的に所管地域内のみ出動



【参考】消防本部間で相互応援協定を締結しているが、管轄外への出動はごくわずか
 <管轄外への応援出動の実績(令和6年度)>
 火災：0件、救助：3件（約1%）、救急：21件（約0.05%）

○ 救急車の現場到着所要時間の分布シミュレーション



○ 119番通報を消防本部や署所でそれぞれ受信し、出動指令

◆ 15消防本部で通信指令業務に従事する消防職員・・・計100人役程度

【消防本部の指令室】



高知市消防局

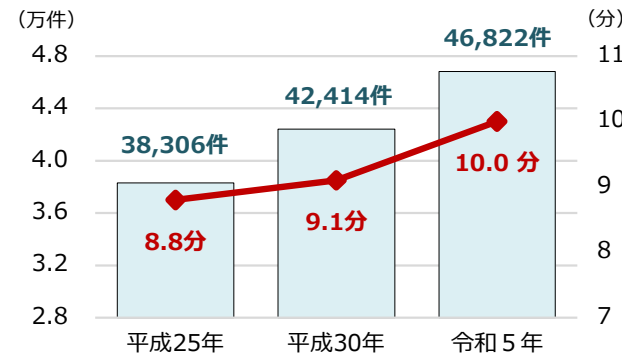


嶺北広域行政事務組合消防本部

※高知市消防局と土佐市消防本部は消防指令センターを共同運用（令和5年～）。
幡多西部消防組合消防本部及び嶺北広域行政事務組合消防本部は未導入。

○ 救急出動件数の増加、現場到着所要時間の延伸

【高知県の救急出動件数・現場到着所要時間の推移】



◆ 救急出動件数は、高齢化等に伴い増加しており、**令和5年に過去最多を更新**（平成25年の約1.22倍）

◆ 現場到着所要時間は、救急出動件数の増加等により、**10年で+1.2分**

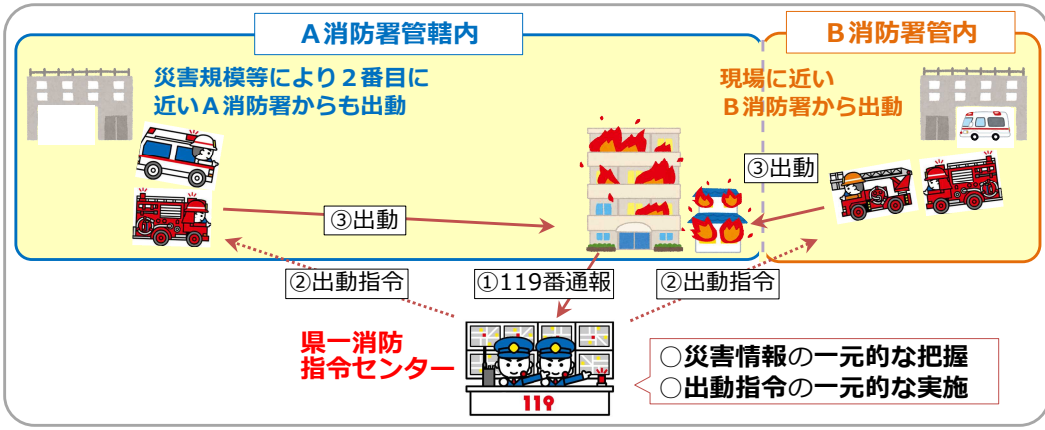
【出典】『救急救助の現況』（総務省消防庁）



広域化後

○ 広域化後の出動のイメージ

◆現在の消防本部や署所管轄を越えて、複数の署所からも出動が可能



○ 119番通報の受信を1つ消防指令センターに統合し、出動指令

- ◆通信指令業務に従事する消防職員・・・50人役程度
- ◆高機能なシステムにより、通報者の位置情報をより正確に把握（迅速な出動につながる）
- ◆災害現場に最先着できる車両に位置情報をリアルタイムに共有し、出動

【参考：GPS機能ONの場合
（GPSにより位置情報が取得できた場合）】



・10～50m程度の範囲まで絞り込み

【出典】
ちば消防共同指令センターホームページ



○ 初動対応の車両等を増強

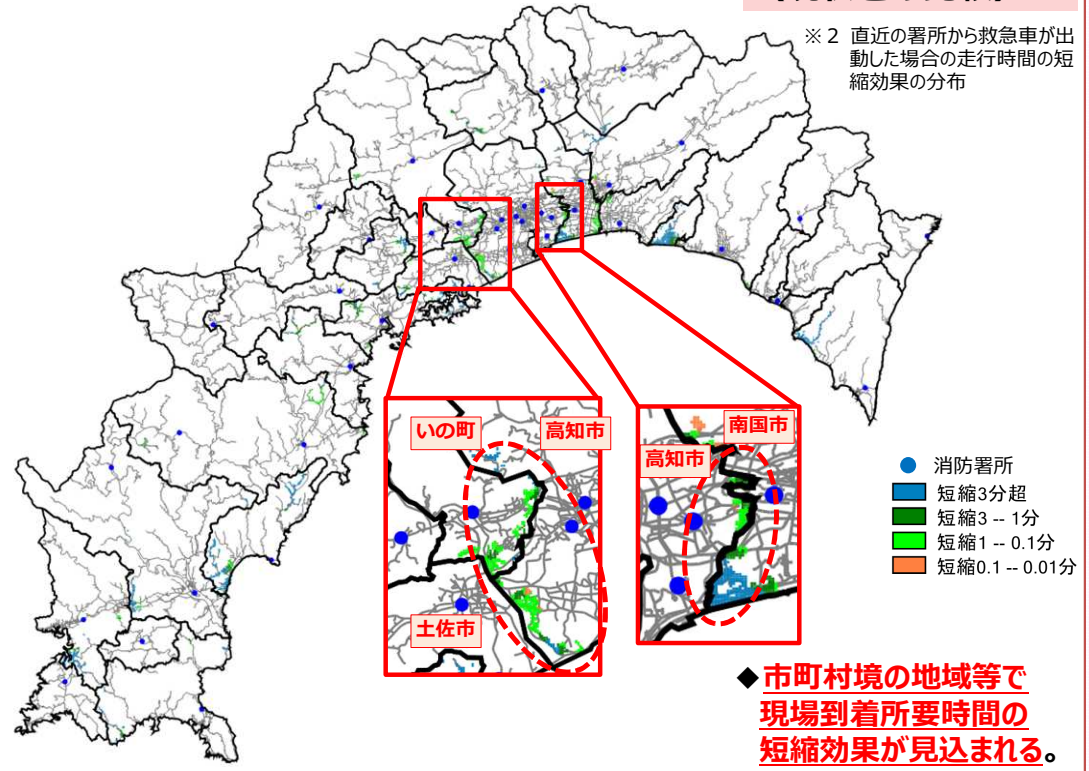
- ◆従来の管轄を越えて、近隣の消防署所から出動可能
 - ・現在救急車を1～2台で運用の**26市町村**
 - ・現在消防車を1～2台で運用の**19市町村**
 近隣の消防署所から出動可能
- ◆従来の管轄を越えて、はしご車等の特殊車両が出動可能
 - ・**16市町村**※1へ新たにはしご車が出動可能となる。



※1 中高層建物がある17市町村の内数

常備消防の出動についてのシミュレーションであり、消防団の出動を除く。

○ 救急車の現場到着所要時間の短縮時間の分布シミュレーション （現状との比較）※2



○ 現場到着所要時間※3の短縮

- ◆救急車の現場到着所要時間は、**最大31.3分短縮**が期待できる。
 <市町村内で最も時間が短縮される場合の最大値>
 - ・土佐清水市（有永）：▲31.3分
 - ・黒潮町（市野瀬）：▲19.6分
 - ・北川村（安倉、菅ノ上、竹屋敷）：▲16.6分
- ◆**21市町村では1分以上短縮**が期待できる地域がある。

【参考】
心肺停止から10分までの間で、救命措置開始が1分早くなると、7～10%の救命率向上が期待できる。（参考：NPO法人日本ACLS協会ホームページ）

◆23市町村で現場到着所要時間の短縮が期待できる地域がある。

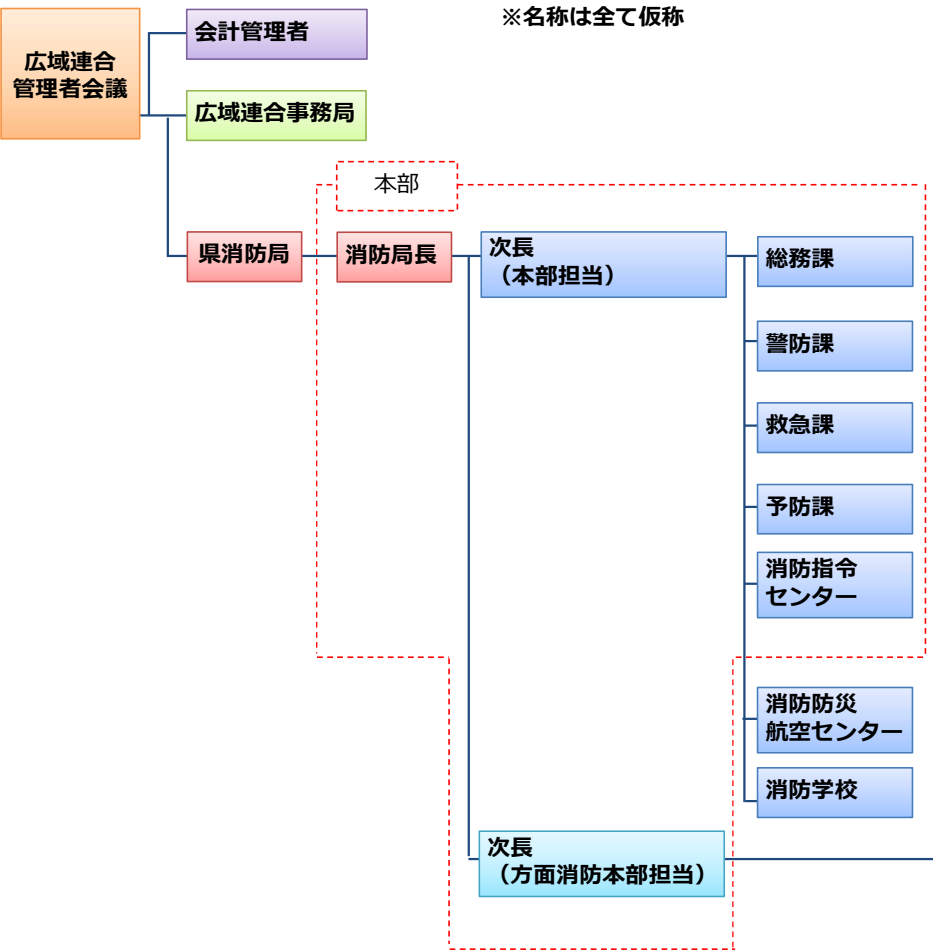
※3 災害発生地域の直近の消防署所から、シミュレーションに当たって設定した道路ネットワークを、設定した平均的な速度で走行した場合の出動から現場到着までの走行時間



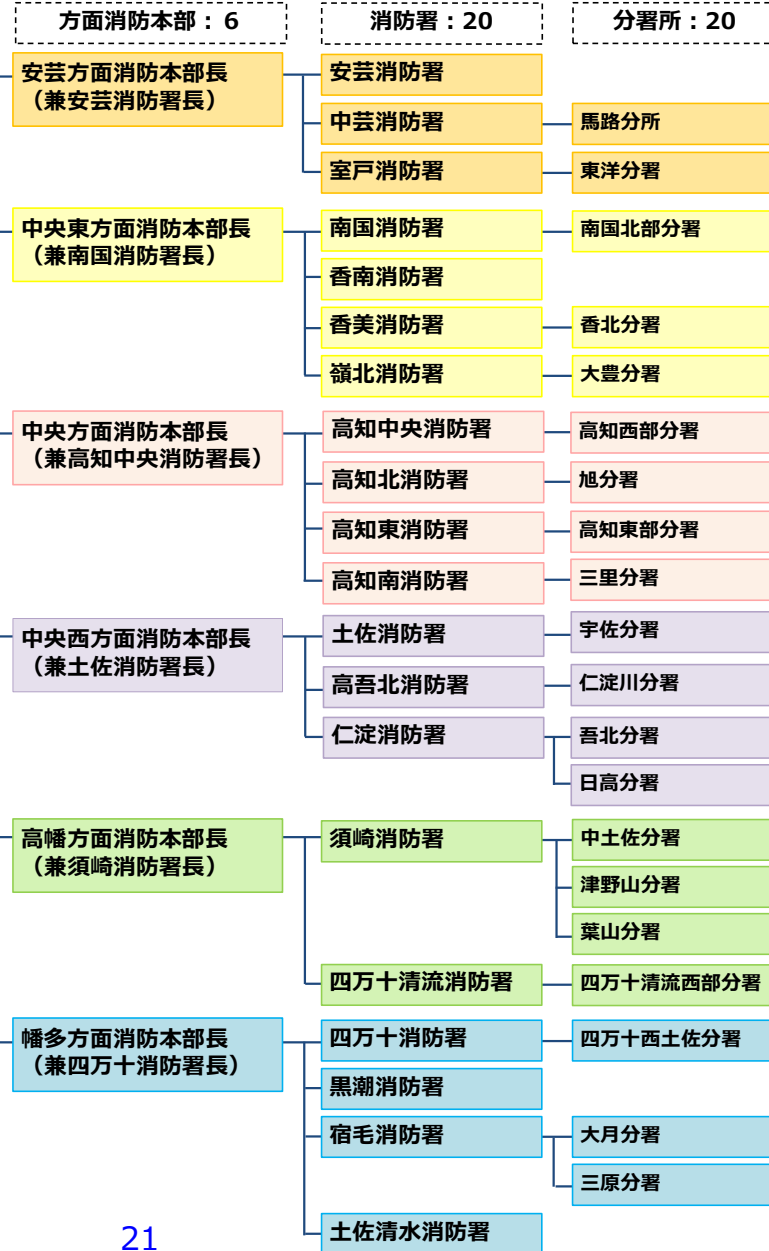
消防広域化後における各組織の役割分担

広域連合高知県消防局 組織図 (案)

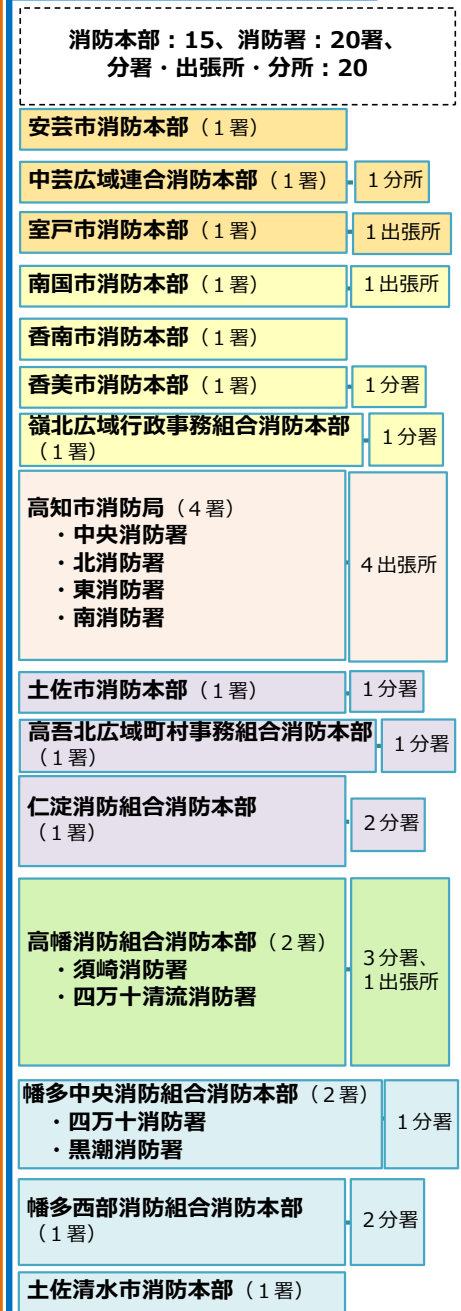
※名称は全て仮称



方面消防本部管理運営協議会 (方面消防本部ごとに設置)



現行の消防本部体制

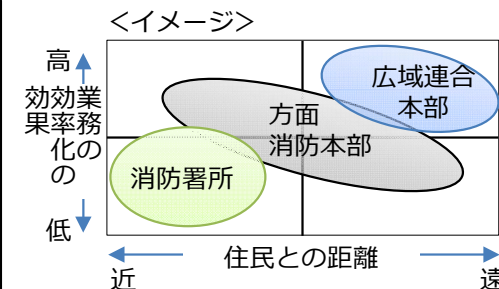




広域化後における各組織の役割分担の基本的な考え方

県民の利便性や業務の効率化の効果の観点から、各組織の基本的な役割は以下のように整理し、消防の現場力の強化につなげる。

- **広域連合本部**：現行15本部で行っている企画・立案・調整、執行統括を集約
- **方面消防本部**：主に事業者を対象とした許認可・届出の窓口機能を集約、
広域連合本部・消防署所・市町村の間の連絡調整、管内の消防署所の支援（応援職員の派遣等）
- **消防署所**：現場対応や住民への窓口機能、市町村防災・国民保護担当部局との連絡調整、署所の運営に必要な庶務



＜広域化後の役割分担（イメージ）※指令業務を除く＞

組織名	総務	警防・救急	予防
広域連合本部 (1箇所)	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者会議の運営 ・条例・施策、組織管理等の企画立案、政策評価 ・予算の編成及び執行管理、決算の調製 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種計画、運用方針の企画立案 ・規程等の改廃 ・車両や装備の購入、修繕 ・緊急消防援助隊等の出動調整 ・救急救命士の育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種調査、統計 ・火災予防対策 ・建築基準法に基づく消防同意 ・大規模、困難事案等への対応
方面消防本部 (6箇所)	<ul style="list-style-type: none"> ・管内の消防署所の支援（応援職員の派遣等） ・管理運営協議会の運営 ・広域連合本部と署所間の連絡調整 ・方面消防本部内の調整 ・消防団事務（高知市から受託） 	<ul style="list-style-type: none"> ・県・市町村防災部局との連絡調整（災害対策本部等） ・消防水利の設置協議、情報集約等 ・救急症例検討会、救命講習等の実施 ・土地開発同意事務 ・車両や資機材の修理等の調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・危険物や消防用設備に関する申請・届出手続 ・火災原因及び損害の調査 ・行政指導等による消防法違反是正
消防署所 (40箇所)	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団事務（市町村から受託） ・署の庶務 	<ul style="list-style-type: none"> ・県・市町村防災部局との連絡調整（災害対策本部等） ・災害、現場対応活動（消火、救助、救急） ・消防団員との訓練等 ・現地調査、点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・予防関係団体との連絡調整（女性防火クラブ等） ・消防法、火災予防条例に基づく届出手続 ・防火対象物、危険物施設の立入検査

運用に当たって留意が必要な事項

- ・方面消防本部の職員が管内の消防署所を支援できるよう、支援に必要な経験や能力を有する職員を方面消防本部に配置する必要。
- ・「日勤救急隊」や「指揮隊」を方面消防本部に設置することを見据え、新たな部隊の編成に必要な人数を確保できるよう、各組織において業務の効率化等に取り組む必要。



広域連合の職員配置に関する暫定的試算（シミュレーション） ※令和7年度時点

単位：人役数（高知市のみ実員数）

区分	箇所数	現行 (R7.4.1時点)			全県での一次統合時の 増減			全県での一次統合時			二次統合時の増減			二次統合時				
		管理系	現場系	計	管理系	現場系	計	管理系	現場系	計	管理系	現場系	計	管理系	現場系	計		
新組織	広域連合本部	1			[注1] 41		41	41		41	[注5] 47		47	88		88		
	方面消防本部	6			[注2] 85		85	85		85				85		85		
	小計	7			126		126	126		126	47		47	173		173		
現行組織	高知市	消防局	1	91	4	95	▲55	[注3] ▲4	▲59	[注4] 36		36	▲36		▲36			
		署所	8	27	253	280	▲1	4	3	26	257	283		7	7	26	264	290
		小計	9	118	257	375	▲56	0	▲56	62	257	319	▲36	7	▲29	26	264	290
	単独消防	消防本部	7	50		50	▲22		▲22	[注4] 28		28	▲28		▲28			
		署所	11	85	205	290	▲7		▲7	78	205	283		20	20	78	225	303
		小計	18	135	205	340	▲29		▲29	106	205	311	▲28	20	▲8	78	225	303
	消防組合等	消防本部	7	60		60	▲24		▲24	[注4] 36		36	▲36		▲36			
		署所	21	110	263	373	▲10		▲10	100	263	363		26	26	100	289	389
		小計	28	170	263	433	▲34		▲34	136	263	399	▲36	26	▲10	100	289	389

合計	広域連合本部	1				41		41	41		41	47		47	88		88
	方面消防本部	6				85		85	85		85				85		85
	消防局・本部	15	201	4	205	▲101	▲4	▲105	100		100	▲100		▲100			
	署所	40	222	721	943	▲18	4	▲14	204	725	929		53	53	204	778	982
	消防学校への派遣等			57	57					57	57					57	57
	計		423	782	1,205	7	0	7	430	782	1,212	▲53	53	0	377	835	1,212

[注1] 広域連合本部には、消防職員34名の他、県及び市町村からの派遣職員7名を追加。 [注2] 中央方面消防本部37名（消防団担当5名他を含む）、5方面消防本部48名の合計。

[注3] 高知市消防局の現場系4名（日勤救急隊）は署所へ移行。 [注4] 指令要員を消防局・消防本部の人員としている。（高知市消防局36名、単独消防28名、消防組合等36名の計100名）

[注5] 高知市消防局の指揮指令要員29名、単独消防から拠出される指令要員8名、消防組合等から拠出される10名の合計。23



広域連合の職員配置に関する暫定的試算（シミュレーション） ※令和7年度時点

現行15消防本部別内訳

単位：人

消防本部	現行(R7)	全県での一次統合時			二次統合時			【参考】指令統合時の増員見込み案（人役）	
	実員(A)	実員(B)	増減(旧本部単位)(B-A)	増減(方面単位)	実員(C)	増減(旧本部単位)(C-B)	増減(方面単位)		
広域連合本部		41	41	41	88	47	47		
中央	中央方面消防本部		37	37	▲19	44	7	7.0	
	高知市	392	336	▲56		300	▲36		▲29
安芸	安芸方面消防本部		9	9	0	9	-	▲3	
	安芸市	38	35	▲3		34	▲1		1.5
	室戸市	48	46	▲2		45	▲1		3.0
	中芸	37	33	▲4		32	▲1		1.4
中央東	中央東方面消防本部		11	11	▲8	11	-	▲5	
	南国市	66	61	▲5		59	▲2		5.4
	香南市	50	44	▲6		43	▲1		2.6
	香美市	58	51	▲7		50	▲1		4.6
	嶺北	37	36	▲1		35	▲1		1.6
中央西	中央西方面消防本部		9	9	0	9	-	▲3	
	土佐市	49	46	▲3		45	▲1		1.6
	高吾北	48	46	▲2		45	▲1		1.9
	仁淀	58	54	▲4		53	▲1		5.1
高幡	高幡方面消防本部		9	9	▲3	9	-	▲3	
	高幡	144	132	▲12		129	▲3		6.3
幡多	幡多方面消防本部		10	10	▲4	10	-	▲4	
	幡多中央	80	73	▲7		71	▲2		5.2
	幡多西部	63	59	▲4		58	▲1		4.2
	土佐清水市	37	34	▲3		33	▲1		1.1
総計	1,205	1,212	7	7	1,212	-	-	52.5	



【参考】消防広域化の検討に係る基礎調査結果（人役調査）

現況調査（人役調査）の実施

- 現状の把握や広域化後の職員配置を検討するベースとするため、**県内15消防本部に対して人役調査を実施**（調査基準日：令和7月4月1日）
- 調査結果は、「1.人役集計表」「2.階級構成比表」「3.年代構成比表」に整理 ※今後、必要に応じて修正を加える可能性がある

1. 人役集計表

構成比率が高い3消防本部… 構成比率が低い3消防本部… （単位：人役）

消防本部名	本部事務		内訳 ※現場業務（署所）の事務を含む場合がある														現場業務		内訳						計		
			管理部門		総務事務		指令事務		警防事務		救急事務		予防事務		消防団事務				警防業務		救急業務		予防業務			その他	
	人役	構成比	人役	構成比	人役	構成比	人役	構成比	人役	構成比	人役	構成比	人役	構成比	人役	構成比	人役	構成比	人役	構成比	人役	構成比	人役	構成比	人役	構成比	
高知市	107.6	27.4%	17.0	4.3%	17.6	4.5%	36.0	9.2%	9.0	2.3%	8.0	2.0%	15.0	3.8%	5.0	1.3%	284.4	72.6%	152.1	38.8%	104.9	26.8%	10.4	2.7%	17.0	4.3%	392
室戸市	21.2	44.2%	2.7	5.6%	2.5	5.2%	4.0	8.3%	3.9	8.1%	1.9	4.0%	5.6	11.7%	0.6	1.3%	26.8	55.8%	11.9	24.8%	8.3	17.3%	5.2	10.8%	1.4	2.9%	48
安芸市	14.9	39.2%	2.0	5.3%	2.4	6.3%	2.5	6.6%	2.3	6.1%	2.9	7.6%	1.9	5.0%	0.9	2.4%	23.1	60.8%	10.2	26.8%	9.6	25.3%	0.3	0.8%	3.0	7.9%	38
南国市	19.7	29.8%	2.0	3.0%	2.4	3.6%	7.4	11.2%	2.2	3.3%	1.9	2.9%	2.6	3.9%	1.2	1.8%	46.3	70.2%	20.6	31.2%	20.1	30.5%	1.6	2.4%	4.0	6.1%	66
土佐市	19.5	39.8%	2.0	4.1%	2.4	4.9%	2.6	5.3%	4.4	9.0%	2.8	5.7%	4.3	8.8%	1.0	2.0%	29.5	60.2%	9.5	19.4%	15.8	32.2%	1.2	2.4%	3.0	6.1%	49
土佐清水市	11.7	31.6%	1.8	4.9%	2.4	6.5%	2.1	5.7%	1.7	4.6%	1.1	3.0%	2.5	6.8%	0.1	0.3%	25.3	68.4%	15.0	40.5%	6.3	17.0%	0.4	1.1%	3.6	9.7%	37
香南市	20.5	41.0%	1.9	3.8%	2.7	5.4%	3.6	7.2%	4.5	9.0%	3.6	7.2%	2.9	5.8%	1.3	2.6%	29.5	59.0%	15.3	30.6%	8.6	17.2%	1.6	3.2%	4.0	8.0%	50
香美市	17.5	30.2%	4.7	8.1%	2.6	4.5%	5.6	9.7%	1.2	2.1%	0.4	0.7%	2.4	4.1%	0.6	1.0%	40.5	69.8%	18.8	32.4%	20.8	35.9%	0.9	1.6%			58
高吾北	14.6	30.4%	1.1	2.3%	1.8	3.8%	2.9	6.0%	3.1	6.5%	2.0	4.2%	1.9	4.0%	1.8	3.8%	33.4	69.6%	15.0	31.3%	13.3	27.7%	4.1	8.5%	1.0	2.1%	48
高幡	66.4	46.1%	7.0	4.9%	14.1	9.8%	9.3	6.5%	9.7	6.7%	7.1	4.9%	12.2	8.5%	7.0	4.9%	77.6	53.9%	28.5	19.8%	30.0	20.8%	17.2	11.9%	1.9	1.3%	144
仁淀	21.4	36.9%	2.8	4.8%	3.2	5.5%	6.1	10.5%	3.6	6.2%	1.0	1.7%	1.5	2.6%	3.2	5.5%	36.6	63.1%	13.3	22.9%	12.8	22.1%	4.2	7.2%	6.3	10.9%	58
幡多中央	39.6	49.5%	3.2	4.0%	8.7	10.9%	7.2	9.0%	6.7	8.4%	4.3	5.4%	5.4	6.8%	4.1	5.1%	40.4	50.5%	20.0	25.0%	15.0	18.8%	2.4	3.0%	3.0	3.8%	80
幡多西部	24.2	38.4%	6.3	3.5%	5.2	8.3%	5.2	8.3%	3.1	4.9%	1.6	2.5%	3.3	5.2%	3.6	5.7%	38.8	61.6%	18.0	28.6%	14.2	22.5%	2.1	3.3%	4.5	7.1%	63
嶺北	7.2	19.5%	2.0	5.4%	0.5	1.4%	2.6	7.0%	0.8	2.2%	0.5	1.4%	0.3	0.8%	0.5	1.4%	29.8	80.5%	12.6	34.1%	12.8	34.6%	3.4	9.2%	1.0	2.7%	37
中芸	16.6	44.9%	1.9	5.1%	5.0	13.5%	2.4	6.5%	2.7	7.3%	1.7	4.6%	2.0	5.4%	0.9	2.4%	20.4	55.1%	11.7	31.6%	8.4	22.7%	0.3	0.8%			37
計	422.6	35.1%	54.3	4.5%	73.5	6.1%	99.5	8.3%	58.9	4.9%	40.8	3.4%	63.8	5.3%	31.8	2.6%	782.4	64.9%	372.5	30.9%	300.9	25.0%	55.3	4.6%	53.7	4.5%	1,205

1-1. 規模別人役集計表

規模別	本部事務		現場業務		計
	人役	構成比	人役	構成比	
代表（高知市）	107.6	27.4%	284.4	72.6%	392
中規模（高幡消防組合）	66.4	46.1%	77.6	53.9%	144
小規模（100人以下）（5消防本部）	122.4	37.7%	202.6	62.3%	325
特定小規模（50人以下）（8消防本部）	126.2	36.7%	217.8	63.3%	344
計	422.6	35.1%	782.4	64.9%	1,205



【参考】消防広域化の検討に係る基礎調査結果（人役調査）

2. 階級構成比表

（単位：人）

消防本部名	消防正監		消防監		消防司令長		消防司令		消防司令補		消防士長		消防副士長		消防士		職員		計
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	
高知市	1	0.3%	4	1.0%	13	3.3%	41	10.5%	133	33.9%	101	25.8%			97	24.7%	2	0.5%	392
室戸市					1	2.1%	5	10.4%	16	33.3%	14	29.2%	3	6.3%	9	18.8%			48
安芸市					1	2.6%	9	23.7%	7	18.4%	8	21.1%	5	13.2%	8	21.1%			38
南国市					1	1.5%	8	12.1%	18	27.3%	16	24.2%	5	7.6%	18	27.3%			66
土佐市					1	2.0%	11	22.4%	14	28.6%	9	18.4%	4	8.2%	10	20.4%			49
土佐清水市					1	2.7%	2	5.4%	10	27.0%	11	29.7%	3	8.1%	10	27.0%			37
香南市					1	2.0%	8	16.0%	12	24.0%	10	20.0%	3	6.0%	15	30.0%	1	2.0%	50
香美市					1	1.7%	7	12.1%	23	39.7%	10	17.2%	4	6.9%	13	22.4%			58
高吾北広域町村事務組合					1	2.1%	2	4.2%	11	22.9%	20	41.7%	6	12.5%	8	16.7%			48
高幡消防組合			1	0.7%	4	2.8%	11	7.6%	48	33.3%	38	26.4%	11	7.6%	31	21.5%			144
仁淀消防組合					1	1.7%	7	12.1%	12	20.7%	20	34.5%	7	12.1%	11	19.0%			58
幡多中央消防組合					1	1.3%	5	6.3%	35	43.8%	20	25.0%	4	5.0%	14	17.5%	1	1.3%	80
幡多西部消防組合					1	1.6%	6	9.5%	25	39.7%	16	25.4%	4	6.3%	9	14.3%	2	3.2%	63
嶺北広域行政事務組合					1	2.7%	2	5.4%	9	24.3%	10	27.0%	10	27.0%	4	10.8%	1	2.7%	37
中芸広域連合					1	2.7%	5	13.5%	9	24.3%	12	32.4%	2	5.4%	8	21.6%			37
計	1	0.1%	5	0.4%	30	2.5%	129	10.7%	382	31.7%	315	26.1%	71	5.9%	265	22.0%	7	0.6%	1,205

構成比率が高い3消防本部…
構成比率が低い3消防本部…

2-2. 規模別階級構成比表

（単位：人）

規模	消防司令補以上		消防士長以下		計
	人数	構成比	人数	構成比	
代表（高知市）	192	49.0%	200	51.0%	392
中規模（高幡消防組合）	64	44.4%	80	55.6%	144
小規模（100人以下）	151	46.5%	174	53.5%	325
特定小規模（50人以下）	140	40.7%	204	59.3%	344
計	547	45.4%	658	54.6%	1,205



【参考】消防広域化の検討に係る基礎調査結果（人役調査）

3. 年代構成比表

(単位：人)

消防本部名	60代		50代		40代		30代		20代		10代		計
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	
高知市	13	3.3%	73	18.6%	93	23.7%	128	32.7%	77	19.6%	8	2.0%	392
室戸市			13	27.1%	9	18.8%	15	31.3%	10	20.8%	1	2.1%	48
安芸市			10	26.3%	7	18.4%	10	26.3%	8	21.1%	3	7.9%	38
南国市			11	16.7%	14	21.2%	23	34.8%	16	24.2%	2	3.0%	66
土佐市			5	10.2%	22	44.9%	10	20.4%	11	22.4%	1	2.0%	49
土佐清水市	1	2.7%	6	16.2%	8	21.6%	12	32.4%	9	24.3%	1	2.7%	37
香南市			6	12.0%	13	26.0%	15	30.0%	15	30.0%	1	2.0%	50
香美市			8	13.8%	31	53.4%	6	10.3%	13	22.4%			58
高吾北広域町村事務組合			9	18.8%	13	27.1%	15	31.3%	11	22.9%			48
高幡消防組合	3	2.1%	28	19.4%	34	23.6%	44	30.6%	26	18.1%	9	6.3%	144
仁淀消防組合			13	22.4%	15	25.9%	15	25.9%	13	22.4%	2	3.4%	58
幡多中央消防組合			16	20.0%	30	37.5%	18	22.5%	12	15.0%	4	5.0%	80
幡多西部消防組合			13	20.6%	18	28.6%	19	30.2%	11	17.5%	2	3.2%	63
嶺北広域行政事務組合			6	16.2%	8	21.6%	15	40.5%	7	18.9%	1	2.7%	37
中芸広域連合	1	2.7%	7	18.9%	9	24.3%	11	29.7%	9	24.3%			37
計	18	1.5%	224	18.6%	324	26.9%	356	29.5%	248	20.6%	35	2.9%	1,205

3-2. 規模別年代構成比表

(単位：人)

構成比率が高い3消防本部…

構成比率が低い3消防本部…

規模	40代以上		30代以下		計
	人数	構成比	人数	構成比	
代表（高知市）	179	45.7%	213	54.3%	392
中規模（高幡消防組合）	65	45.1%	79	54.9%	144
小規模（100人以下）	169	52.0%	156	48.0%	325
特定小規模（50人以下）	153	44.5%	191	55.5%	344
計	566	47.0%	639	53.0%	1,205



1 ポイント

- 消防力の整備指針が示す人員配置数は、市町村が目標とすべき整備水準を示したもので、**消防庁が定める一種の努力目標**。
- 広域化後はスケールメリットを反映して整備すべき装備・車両等の量自体の減少が見込まれるものであり、**連合発足時には新たな消防本部体制の下に必要な装備水準及びこれに対応した人員配置数を再計算して提示予定**。
- この努力目標達成のためには、**人員増に要する財源の確保が不可欠**。このため、連合発足後に**消防指令システムの整備に係る費用節減効果等の見通しも精査しつつ、人員充足率の改善に向けた取組方針を検討**。

2 消防力の整備指針が示す人員配置数

人員配置・算定の考え方

整備指針が示す人員配置数は、配置すべき署所や車両等を基に、それらを運用するために必要な人員を算定する仕組み。

例えば、救急車については、人口規模等に応じて必要台数や救急隊員数を算定する計算式等が示されており、それに当該本部における地域の実情や当該本部の交替制勤務の状況等を加味して各消防本部が算出する。

(例) 救急自動車及び救急隊員の算定 (管轄人口30万人の消防本部の場合)

☑ 救急自動車の算定

- ・ 人口10万人以下 → **5台**
 - ・ 人口10万人超 → 5万人ごとに1台 → **4台**
 - ・ 救急業務に係る出動の状況等を勘案 → **2台**
- 合計： 5台 + 4台 + 2台 = 11台**

☑ 救急隊員の算定

- ・ 11台 × 3人(搭乗員数) = **33人**

☑ 交替制勤務の状況 (三交替制)

- ・ 33人 × 3(勤務体制) × 1.083(人員措置係数) = **107人**
- ※救急自動車以外への乗換運用がない場合

＜救急自動車の算定基準＞ ※消防力の整備指針 第13条

区分	算定基準
人口10万人以下の消防本部・署所	おおむね 人口2万人ごとに1台
人口10万人を超える消防本部・署所	5台(10万人分)に加え、10万人を超えた分については、人口5万人ごとに1台を加算

※上記を基準に、当該市町村の昼間人口、高齢化の状況、救急業務に係る出動の状況等を勘案した数とする。

＜救急隊の隊員数の算定基準＞ ※消防力の整備指針 第28条

区分	算定基準
救急自動車1台	救急自動車1台につき3人

＜消防本部及び署所の職員総数の算定基準＞ ※消防力の整備指針 第34条

区分	算定基準
消防本部及び署所の消防職員数の総数	消防本部及び署所に配置する消防職員の総数は、常時運用が必要な部隊の隊員数などを合算し、勤務の体制(※)、業務の執行体制、年次休暇及び教育訓練の日数等を勘案した数

※3交替制の人員措置係数の算定例

$$(365日-104日)/(365日-104日-年次休暇等20日取得)=1.083$$



3 消防力の整備指針に基づく算定数に対する職員数等

県内各消防本部における消防職員数の状況

- ・ R4年度 消防職員数 1,216人
- ・ R4年度 条例定数 1,200人
- ・ R4年度 整備指針による算定数 1,929人
- ・ R4年度 整備指針による算定数に対する充足率 63%
- ・ R6年度 基準財政需要額に応じた標準的な職員数 1,388人

交付税措置（基準財政需要額）においても、整備指針に基づく算定数の約7割程度しかカバーされていないのが実態。

以上の状況を踏まえ、整備指針に基づく人員数は、あくまで相当な幅をもって捉えるべき努力目標と位置付けられるものである。（※例として、教職員や警察官に対する定数基準と比較しても、その羈束性（きそくせい）は相対的に緩やかである。）

さらに、救急車の算定式に見られるとおり、消防本部の統合によって県全体としての必要台数は理論的には減少すべきもの。

現場力強化を目指す今回の広域化の趣旨を踏まえると、実際の体制縮小には慎重であるべきであるが、計算上の充足率は向上する仕組みとなっている。

消防本部	A	B	C	(A/C)	D
	消防職員数 (令和4年度)	条例定数 (令和4年度)	整備指針による 算定数 (令和4年度)	整備指針による 算定数に対する 充足率	基準財政需要額に応じた標準的な職員数 (令和6年度)
高知市	395人	369人	532人	74.2%	412人
室戸市	51人	52人	73人	69.9%	45人
安芸市	37人	40人	50人	74.0%	56人
南国市	70人	71人	104人	67.3%	75人
土佐市	49人	50人	76人	64.5%	49人
土佐清水市	37人	37人	76人	48.7%	36人
香南市	49人	49人	71人	69.0%	73人
香美市	57人	57人	102人	55.9%	64人
高吾北	50人	49人	87人	57.5%	77人
高幡	141人	140人	295人	47.8%	152人
仁淀	59人	57人	93人	63.4%	69人
幡多中央	80人	82人	139人	57.6%	105人
幡多西部	63人	65人	117人	53.8%	70人
嶺北	38人	42人	58人	65.5%	46人
中芸	40人	40人	56人	71.4%	59人
合計	1,216人	1,200人	1,929人	63.0%	1,388人

交付税により措置されているのは、整備指針による算定数の約72% (D/C)

4 対応方針（案）

- ① 広域連合設置までの間に、整備指針に基づく必要人員数を再計算し、公表。
- ② 広域連合設置後、装備・車両の整備計画策定とあわせて、重複配置の回避による節減効果や運用に必要な人員配置等についても検討。
- ③ 指令システム整備の仕様の決定や設計作業の進展等に合わせ、広域連合への統合による費用節減効果の見積りを精査。
- ④ 交替制勤務の見直し、給与水準の平準化など、他の人件費負担の増加要因に関する対処方針の検討・決定と合わせて、対応方針を検討・決定。



➤ 広域化後に新たな広域異動の対象となるポスト数は、
全県での一次統合時：15人程度、二次統合時：18人程度の計33人程度（全体の約3%）を仮置き。
 <前提> ・広域異動のポスト数は各消防本部外への異動人数（消防学校の初任科生(新規採用職員)及び中央方面消防本部から広域連合本部への異動は除く）
 ・現行の派遣等による広域異動は据置き
 ・本試算は、現時点での暫定的シミュレーションに基づくものであり、今後変動を生じることがある

広域異動のポスト数（想定）

(B)(C)は広域連合本部への異動

方面 消防本部	現行					全県での 一次統合時の 広域異動数 (B)	二次統合時の 広域異動数 (C)	合計 (A+B+C)
	消防本部	職員数 (R7)	派遣		方面本部 小計(A)			
			派遣等先	派遣数				
安芸	安芸市	38	県（消防防災航空C）	1	1	-	3	4
	中芸	37		-				
	室戸市	48		-				
中央東	南国市	66	県（消防学校）	1	6	8	5	19
	香南市	50	県（消防防災航空C）、市防災部局	2				
	香美市	58	県（消防防災航空C）、市防災部局	2				
	嶺北	37	県（消防防災航空C）	1				
中央	高知市	392	国1、県7(消防政策課2、消防防災航空C3、消防学校2)、他消防本部2(土佐市、幡多中央)、その他3(高知医療センター、救命救急東京研修所等)	13	13	-	-	13
中央西	土佐市	49	県（消防学校）、他消防本部（高知市）	2	5	-	3	8
	高吾北	48	県（消防防災航空C）	1				
	仁淀	58	県（消防防災航空C、消防学校）	2				
高幡	高幡	144	県（消防防災航空C）	1	1	3	3	7
幡多	幡多中央	80	他消防本部（高知市）	1	1	4	4	9
	幡多西部	63		-				
	土佐清水市	37		-				
合計		1,205		27	27	15	18	60



<新規採用職員の採用、配置等に関する基本方針（案）>

- 広域化後の新規採用は、人材確保や計画的な人材配置・人事異動の観点から、**広域連合が一括して実施することを基本**とし、あわせて、地域に根ざした人材の確保を図るため、**一定の採用枠を地域枠として設定し、構成市町村の出身者等を優先的に採用することを検討する。**
- 地域枠の設定に当たっては、採用後は一定期間当該地域に勤務することを条件とする一方で、採用時の地域選択で第2希望を認めるほか、採用後の事情変更に応じた選択変更を柔軟に認めるなど、弾力的な運用を図る方向で検討する。

地域採用方式（方面消防本部単位）のメリット・デメリット

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域毎の枠を適切に設定できれば、行政需要及び本人の希望に応じた地域での採用、配置が可能 ・ 地域の実情に応じた職員を長期・安定的に配置でき、災害時等のきめ細かな対応が期待される ・ 採用時の地域選択において第2希望を認める等、緩やかな運用 →県全体として粒ぞろいの優秀な人材確保が可能 ・ 採用後の事情変更に応じた選択変更を柔軟に認める運用 →本人の希望に応じたスキルアップ等のための広域異動等により組織力向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人口減少等により地域の要配置人員と既採用人員との間に乖離が生じた場合、行政需要に応じた適切な人員配置が困難となる可能性 ・ 配置職員の経験知が均質化し、想定外の危機事象に適切に対応できる多様な経験を有する人員配置が困難となる恐れ ・ 地域別採用を完全分離する運用 →地域毎で志望状況の差により採用可能な人材の水準に格差を生じる可能性 ・ 採用後の選択変更を認めない厳格な運用 →かえって本人の希望に応じた配置を妨げる可能性

地域枠の設定の例

- ・ 方面本部単位の職員配属比率の1/2程度で設定。
- ・ 広域連合本部所在の高知市からの通勤が困難と見込まれる方面本部のうち希望がある地域に設定。
- ・ 採用選考時には一定程度の優先的な配慮も検討。

採用予定枠をすべて地域枠とすることは人事の硬直化を招く恐れがあり、一般的な配属先の調整は採用後の人事配置希望調査等で本人の意向を反映していくことを基本として、それだけでは十分な人員確保に懸念がある中山間地域等に限定して採用選考時からの枠設定を検討する。

(イメージ)

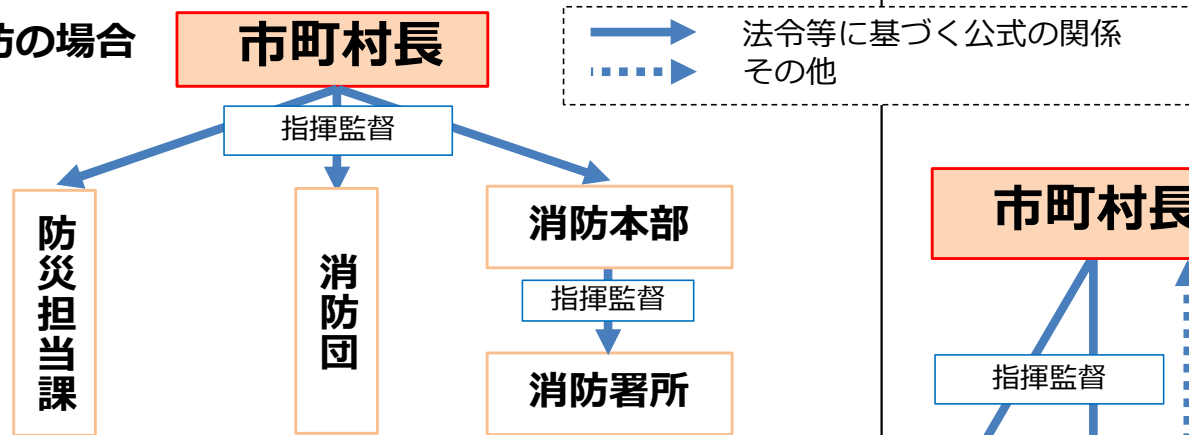
方面本部	R7職員数	⇒	配属数	⇒	地域枠
安芸	123	仮に、定員据置き、かつ職員が40年勤務するとして、配属数(採用数)を推計(職員数を1/40)	3	配属数の1/2程度とした上で、地域を限定	2
中央東	211		5		-
中央	392		10		-
中央西	155		4		-
高幡	144		4		2
幡多	180		4		2
合計	1,205		30		6



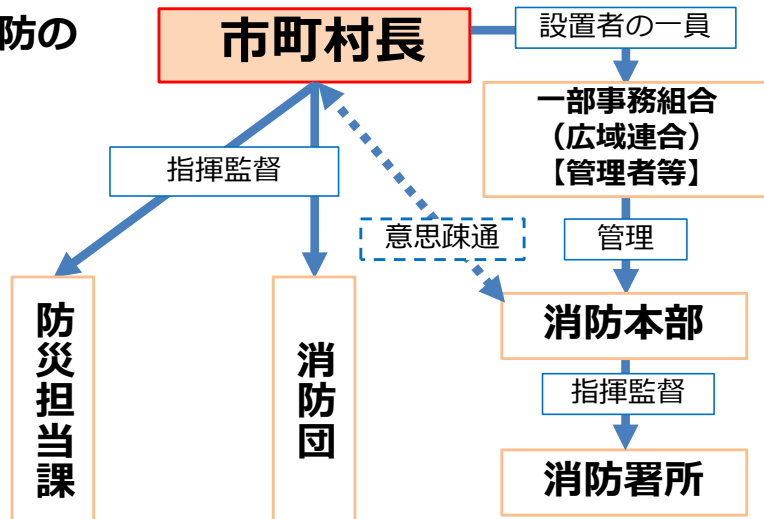
- 現行15消防本部が担う本部機能は、広域化後は基本的に広域連合本部に移行することとなる。
- このため、条例・予算等消防行政の企画立案に係る重要事項や施策の執行管理に関し広域的に共通する課題等については、広域連合管理者会議や方面消防本部管理運営協議会の場を通じて、市町村長の意見が反映されることとなる。
- 他方で、消防サービスや災害対応に係る個別事案の対処については、引き続き消防署所において処理されるため、こうした事案処理に係る市町村長の意見については、消防署所が窓口となって調整に当たることとなる。

<現行>

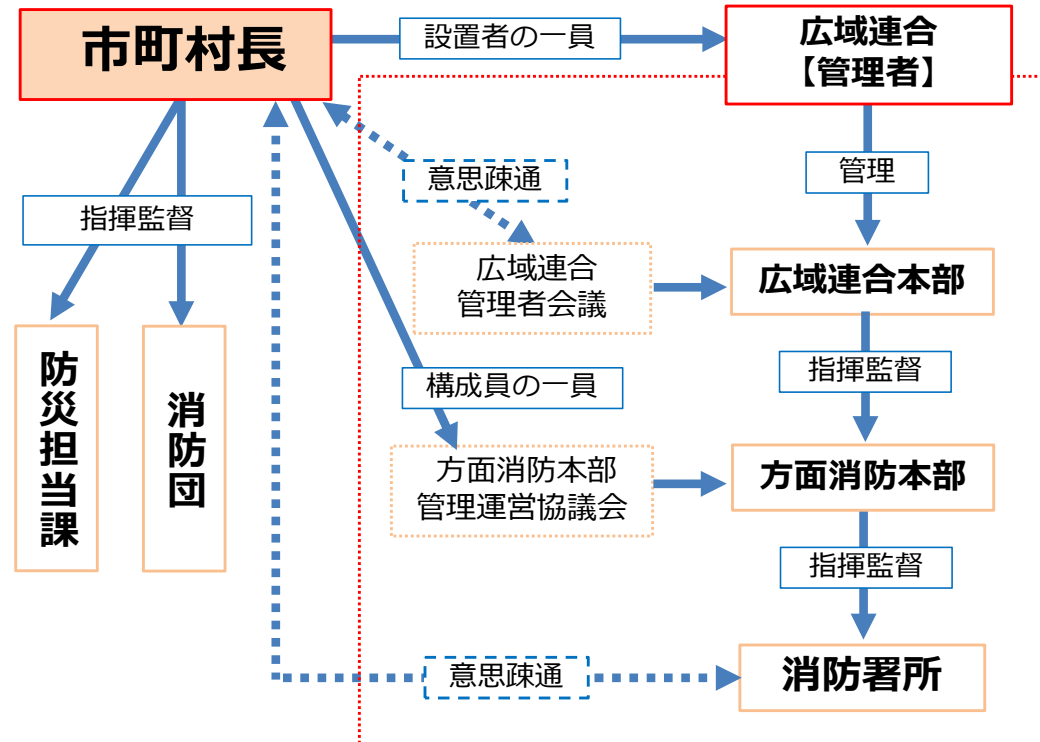
○単独消防の場合



○組合等消防の場合



<広域化後>



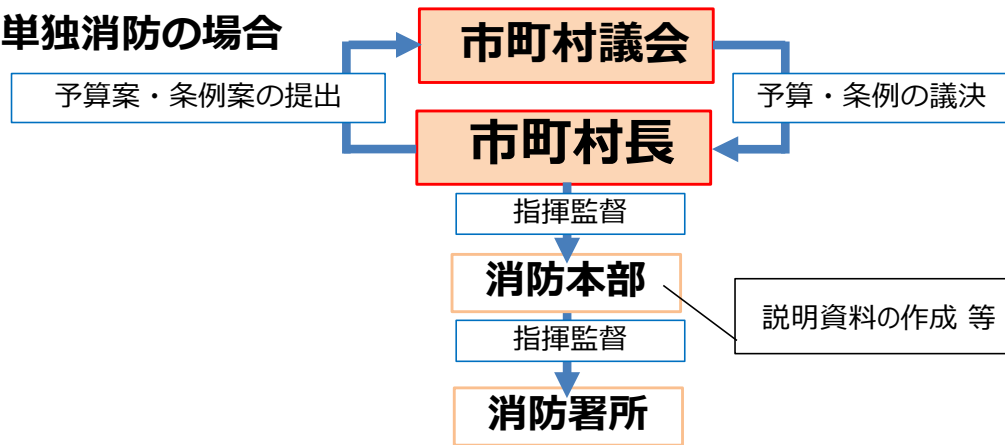


消防広域化後における市町村議会や市町村長等の関係

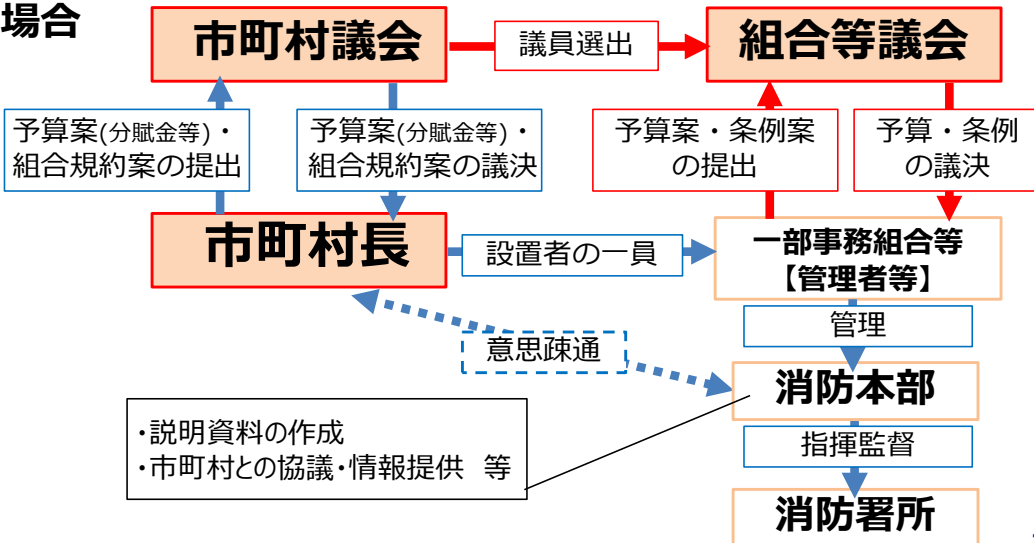
- 広域化後は、議決機関として広域連合議会を設置し、消防（消防団・消防水利を除く）に関する条例案・予算案等の提出権は広域連合長が、その議決権は広域連合議会が有することとなる。
- その際、市町村長は、県全体の消防サービスのあり方に関して意見があるときは、広域連合長や管理者会議の構成員に意見を申し出ることが想定される。
- また、広域連合議会議員に選出された市町村議会等の議員は、条例や予算等の審議を通じて意見し、その他の市町村議会等の議員は、市町村長又は広域連合議会議員に対して自分の意見を申し出ることにより、意見の反映を図ることが想定される。

<現 行>

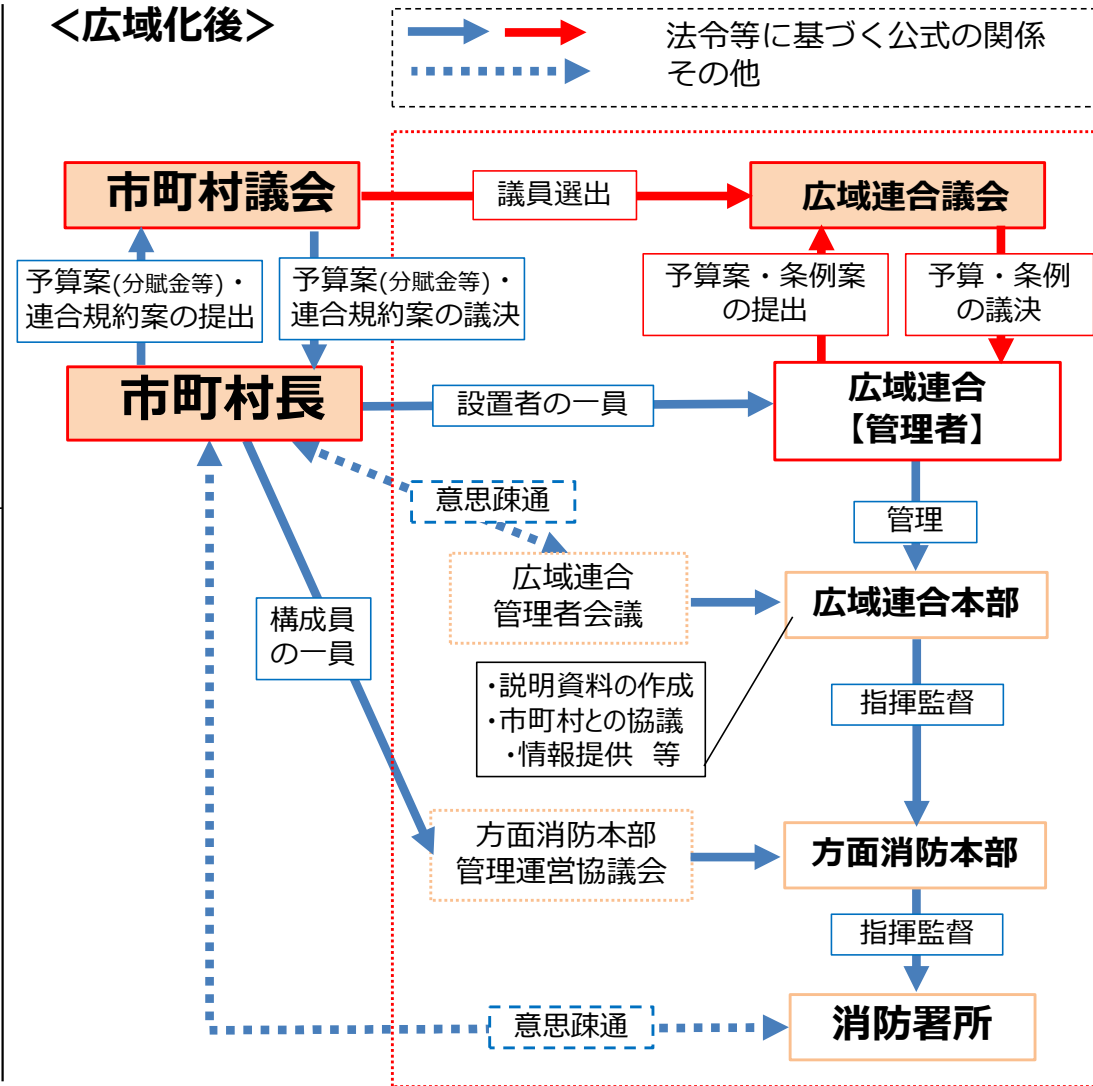
○単独消防の場合



○組合等消防の場合



<広域化後>





【参考】消防水利に関する事務の所掌の整理

- 消防水利に関する事務については、広域連合に委託できることとし、市町村が現行の取扱いを維持することを希望する場合には、その意向を最大限尊重することとする。
- 関係法令により市町村が行う事務とされる消防水利に関する事務の所掌の範囲については、**実務的な事務処理や分賦金算定の便宜上、役割分担の方式に関する「標準形」を定め、現在、標準形と異なる取扱いを行っている市町村については、広域化後の実施主体のあり方を各市町村で検討した上で、各市町村の対応方針を実施計画において定める。**

消防水利に関する事務(実施主体)の現状 ※各消防本部に照会 (調査基準日: R7.4.1) 標準形と同様の取扱...○ 広域化に当たって取扱の検討が必要... ○※

消防水利事務等	標準形(案)	高知	室戸	安芸	南国	土佐	土佐清水	香南	香美	高吾北	高幡	仁淀	幡多中央	幡多西部	嶺北	中芸																			
		高知市	室戸市	東洋町	安芸市	芸西村	南国市	土佐市	土佐清水市	香南市	香美市	仁淀川町	佐川町	越知町	須崎市	中土佐町	梶原町	津野町	四万十町	いの町	日高村	四万十市	黒潮町	宿毛市	大月町	三原村	本山村	大豊町	土佐町	大川村	奈半利町	田野町	安田町	北川村	馬路村
1 消防水利の設置、維持管理	各市町村において実施 ※左記の事務は、法令上、市町村が実施 ※各市町村予算に計上	○※	○※	○	○※	○※	○※	○※	○※	○※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○※	○※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2 水道の消火栓の設置及び管理に要する費用等の相当額の補償	各市町村において実施 ※左記の事務は、法令上、市町村が実施 ※各市町村予算に計上	○※	○※	○	○	○	○※	○※	○※	○※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3 消防水利の指定、標識の掲示	広域連合予算に計上して収入、支出(市町村は広域連合に分賦金を支出) ※左記の事務は、法令上、消防本部が実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※消防本部が、市町村の一機関として事務を行っている

維持管理のみ消防が実施

(消防政策課調査から作成)



職員の処遇の統一に向けての総括的な基本方針

職員の処遇等については、当面は「(A) 多様性尊重」に軸足を置き、一次統合時点では必要最小限の均一化を図った後、消防指令システムの共同化等により処遇均一化のための所要財源確保の目処を立てることと併行して、残る均一化の課題解決を検討する。

基本スタンス	基本的考え方	市町村の財政負担	基準財政需要額との関係
(A) 多様性尊重	市町村消防の原則に鑑み、処遇統一等は必要最小限にとどめ、各市町村の判断を尊重	均一化の範囲を絞り込めば財政負担は限定的	交付税は使途制限のない一般財源のため市町村の自律性を尊重
(B) 均一化推進	同一組織である以上、職員処遇等はできる限り早期に均一化	現実的には高水準にあわせるため多額の財政負担が生じる	交付税制度で保障された基準財政需要額レベルは最小限支出



基本計画の記載

職員の処遇等については、当面は「多様性尊重」に軸足を置き、一次統合時点では**必要最小限の均一化を図った**後、消防指令システム統一等により処遇均一化のための所要財源確保の目処を立てることと併行して、残る均一化の課題解決を検討する。

必要最小限の均一化として想定している事項（給与関係）

- ①高知市に準拠した給料表に統一した上で、現行給料水準の直近上位に位置付け
- ②新規採用職員を高知市の給与水準並みへ引上げ
- ③新規採用職員初任給引き上げに伴う若年職員の逆転調整
- ④退職手当の広域化前後の在職期間を通算
- ⑤職員手当の統一（※1）

（※1）実施計画において定めるよう検討が必要。特に、特殊勤務手当等についてはどのように統一するのか検討が必要。

追加で必要な財政負担（全県の一次統合以降）

- ①大きな影響なし
- ②+10百万円程度／年（累増）
- ③+120百万円程度／年
- ④大きな影響なし
- ⑤+19百万円程度／年

<参考> 給料表の格付けのイメージ

<基本計画の骨格案の記載（抜粋）>

- ・**既存職員については、移行前の給料月額を下回らない号俸に格付けを行うこと基本として、高知市に準拠した新給料表に移行【①】**
- ・**新規採用職員については、高知市に準拠した給料表及び格付基準を適用【②】**
- ・**新規採用職員の初任給引き上げに伴い若年職員との間で逆転が生じないように給料月額の調整を行う方向で検討【③】**

高知市以外の給料表（行政職6級）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号給	給料月額					
1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200
2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900
3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500
4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100
5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700

高知市の給料表（消防職8級）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号給	給料月額							
1	205,100	260,900	273,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
2	206,600	261,700	274,200	300,300	323,100	356,900	410,300	462,900
3	208,200	262,600	275,100	301,800	324,900	358,500	412,300	466,500
4	209,700	263,700	276,600	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
5	211,200	264,600	277,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500

①高知市給料表で現行水準の直近上位に調整

②新採職員の初任給イメージ
※参考：高知市初任給基準（R7.4.1）
（初級）211,200（中級）229,200（上級）251,700

③若年職員の逆転調整の範囲のイメージ
初級の初任給の188,000から直近上位の205,100に位置づけると、2年目は211,200（4号級昇給）だが、新採の初任給と同額になるので、調整を行う。



処遇改善をめぐる個別の論点

＜高知市の給与水準に再計算する場合の試算
(高知市以外職員の給料を高知市と同等程度にする場合)＞

➤ **給料表を高知市ベースに統一し、経験年数等を踏まえ給料を再計算する場合、必要な所要額(推計)は+4.0億円/年**

※ラスパイレス指数による試算

＜現在2交替制の消防本部を3交替制にした場合の試算＞

➤ **導入時の増加人員 104人、所要額 +7.8億円が必要**

※消防本部の編成表及びローテーションからそれぞれ必要人員を試算

※所要額は、人件費7,491千円/人で試算(共済費(使用者負担ベース)、退職手当を含む。)

【参考】県内の状況 (R7.4.1)

消防本部	適応給料表	級	初任給 (単位:円)	
			大卒	高卒
高知市	消防職	8	251,700	211,200
室戸市	行政職	6	220,000	188,000
安芸市	行政職	6	220,000	188,000
南国市	行政職	6	220,000	188,000
土佐市	行政職	6	220,000	188,000
土佐清水市	行政職	6	220,000	188,000
香南市	行政職	6	220,000	188,000
香美市	行政職	6	213,600	188,000
高吾北	行政職	6	220,000	188,000
高幡	行政職	6	220,000	188,000
仁淀	行政職	6	220,000	188,000
幡多中央	行政職	6	225,600	201,000
幡多西部	行政職	6	220,000	188,000
嶺北	行政職	6	220,000	188,000
中芸	行政職	6	220,000	188,000

【参考】県内の交替制の状況

消防本部	勤務体制	実員数(R7)		消防本部別の増加人員	
		大卒	高卒	消防本部名	増加人員
高知市	3交替制	392	603	室戸市	7
南国市		66		安芸市	7
土佐清水市		37		土佐市	6
香南市		50		高吾北	8
香美市		58		高幡	27
室戸市	2交替制	48	602	仁淀	9
安芸市		38		幡多中央	8
土佐市		49		幡多西部	15
高吾北		48		嶺北	12
高幡 ※中土佐除く		144		中芸	5
仁淀		58		合計	104
幡多中央		80			
幡多西部		63			
嶺北		37			
中芸		37			
合計		1,205			



【参考】現在2交替制の消防本部を3交替制にした場合に想定される増加人員の内訳

(消防本部に調査実施 ※調査基準日:R7.4.1時点)

【現状】 2交替制の場合の職員数				
消防本部・署所	計	(単位:人)		
		第1	第2	第3
室戸市消防本部・署	27	14	13	
東洋出張所	14	7	7	
安芸市消防本部・署	29	15	14	
土佐市消防本部・署	41	21	20	
宇佐分署	0			
高吾北消防本部・署	24	12	12	
仁淀川分署	16	8	8	
高幡消防本部・署	32	16	16	
中土佐分署	20	7	7	6
津野山分署	12	6	6	
葉山出張所	8	4	4	
四万十清流署	27	14	13	
西分署	14	7	7	
仁淀消防本部・署	22	11	11	
吾北分署	10	5	5	
日高分署	10	5	5	
幡多中央消防本部・署	31	15	16	
西土佐分署	12	6	6	
黒潮消防署	18	9	9	
幡多西部消防本部・署	30	15	15	
大月分署	14	7	7	
三原分署	7	7		
嶺北消防本部・署	20	10	10	
大豊分署	10	5	5	
中芸広域連合消防本部・署	28	14	14	
馬路分所	1	1		
合計	477	241	230	6



3交替制の場合の職員数				
計	(単位:人)			
	第1	第2	第3	
33	11	11	11	
15	5	5	5	
36	12	12	12	
47	16	16	15	
0				
30	10	10	10	
18	6	6	6	
36	12	12	12	
20	7	7	6	
18	6	6	6	
12	4	4	4	
36	12	12	12	
18	6	6	6	
27	9	9	9	
12	4	4	4	
12	4	4	4	
33	11	11	11	
15	5	5	5	
21	7	7	7	
33	11	11	11	
18	6	6	6	
15	5	5	5	
30	10	10	10	
12	4	4	4	
33	11	11	11	
1	1			
581	195	194	192	

増加数	
消防本部	署所
7	6
	1
7	7
6	6
	-
8	6
	2
27	4
	-
	6
	4
	9
	4
9	5
	2
	2
8	2
	3
	3
15	3
	4
	8
12	10
	2
5	5
	-
104	104



【参考】2交替制・3交替制のイメージ

【参考】勤務体制のイメージ

	2交替制	3交替制
考え方	<ul style="list-style-type: none"> 職員が2部に分かれ、当番・非番の順序に隔日ごとに勤務し、一定の期間で週休日を取る制度 	<ul style="list-style-type: none"> 職員が3部に分かれ、当番・非番・日勤を組み合わせて勤務し、一定期間で週休日を取る制度
メリット	<ul style="list-style-type: none"> 少ない職員数で部隊が編成できる 	<ul style="list-style-type: none"> 部隊編成が固定されるため連携が取りやすい 日勤日に研修、調査事項及び予防業務等を実施しやすい
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 部隊編成が日替わりで連携が難しい 常時週休者がいるため全員対象の事務が円滑に進まない 	<ul style="list-style-type: none"> 部隊編成に職員を多く要する
全国の実況	424消防本部で導入(県内9) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 全国720消防本部のうち、併用は69(県内1)、その他(4部制など)9 </div>	218消防本部で導入(県内5)

2交替制のイメージ： 当番3人 → 8人運用（4人×2隊）

□：週休日

職員	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	出勤日数
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
1隊	1	当番		当番		当番		当番		当番		当番		当番		当番		当番		当番		16
	2		当番		当番		当番		当番		当番		当番		当番		当番		当番		当番	16
	3	当番		当番		当番		当番		当番		当番		当番		当番		当番		当番		16
	4	当番		当番		当番		当番		当番		当番		当番		当番		当番		当番		16
2隊	5		当番		当番		当番		当番		当番		当番		当番		当番		当番		当番	16
	6			当番		当番		当番		当番		当番		当番		当番		当番		当番		14
	7		当番		当番		当番		当番		当番		当番		当番		当番		当番		当番	14
	8		当番		当番		当番		当番		当番		当番		当番		当番		当番		当番	14

合計122日/8人・3週

3交替制のイメージ： 当番3人 → 9人運用（3人×3隊） ※3週中に1回の日勤あり

職員	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	出勤日数
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
1隊	1	当番	日勤	当番		当番		当番		当番		当番		当番		当番		当番		当番		15
	2	当番		当番		当番		当番	日勤	当番		当番		当番		当番		当番		当番		15
	3	当番		当番		当番		当番		当番		当番		当番	日勤	当番		当番		当番		15
2隊	4		当番	日勤	当番		当番		当番		当番		当番		当番		当番		当番		当番	15
	5		当番		当番		当番		当番	日勤	当番		当番		当番		当番		当番		当番	15
	6		当番		当番		当番		当番		当番		当番		当番	日勤	当番		当番		当番	15
3隊	7		当番		当番		当番	日勤	当番		当番		当番		当番		当番		当番		当番	15
	8		当番		当番		当番		当番		当番		当番	日勤	当番		当番		当番		当番	15
	9		当番		当番		当番		当番		当番		当番		当番		当番		当番	日勤	当番	15

※出勤日数について、当番は2日、日勤は1日で計算

合計135日(当番126日+日勤9日)/9人・3週



＜検討の方向性＞

- 職名及び階級については、現行15消防本部で異なるため、現状の職員数が最も多い高知市の現行制度をベースとして統一することとする。

＜参考＞県内の状況（階級のイメージ）

考え方	消防本部	消防士 消防副士長	消防士長	消防司令補	消防司令	消防司令長	消防監	消防正監	消防司監
広域化後（案） ※高知市をベース	※県内人口 約65万人				係長等	・課長補佐 ・副署長 等	・課長 ・署長 等	次長等	消防長
消防吏員200人以上、 又は人口30万以上	高知市				係長 等	・課長補佐 ・副署長 等	・課長 ・署長 等	次長等	消防長
消防吏員100人以上、 又は人口10万以上	高幡消防 組合				係長 等	・課長補佐 ・副署長 等	・次長 ・課長 ・署長 等	消防長	
消防吏員100人未満、 人口10万人未満	その他	右はイメージ (消防本部によって異なる)			係長 等	・次長 ・課長 ・署長 等	消防長		
【参考】県内の各階級ごとの人数 (R7.4.1)		336	315	382	129	30	5	1	



【参考】消防指令システムの区分と指令台台数の目安

区分	管轄人口	指令台台数の目安
I 型	管轄人口10万人未満	指令台 2 席
II 型	管轄人口10万人以上、 40万人未満	指令台 3 席、指揮台 1 席
III 型	管轄人口40万人以上	指令台 5 席、指揮台 1 席

※消防庁の高機能消防指令センター総合整備事業は、地理的事情、市町村の人口規模、都市構造等を勘案して I 型、II 型、III 型に区分



南国市消防本部
I 型、指令台 2



高知市消防局
II 型、指令台 4、指揮台 1



嶺北広域行政事務組合消防本部
指令システムなし(電話)



「住所が分からない」「目標物が何も無い」「山の中」などでも、GPS機能がONの状態では通報すると位置情報を取得でき、消防車や救急がいち早く向かうことができる。

GPS機能ONの場合

1 (GPSにより位置情報が取得できた場合)

管制員の地図画面に、以下のように表示される。

(10～50m程度の範囲まで絞り込める)



GPS機能OFFの場合

2 (GPSの位置情報が取得できなかった場合)

管制員の地図画面に、以下のように表示される。

(300m～数Kmの通知となる)



※ 上記の地図情報は、現地に向かう車両でも確認できる。

→ 指令システムにより取得した位置情報と、通報者から聴取した情報を組み合わせることで、
地元の地理に精通していない職員であっても、通報者の位置特定は可能と考えられる。



【参考】他県事例（広域化の効果、今後の課題等）

※R7.5月に事務局が視察・聞き取りを実施

奈良県広域消防組合（H26.4設立）

<概要>

奈良県内の2市（奈良市、生駒市）を除く37市町村で広域化

方式：一部事務組合 構成団体数：37市町村

管轄人口：817,466人（R6.4） 管轄面積：3,361km²

署所数：18署、12分署、7出張所

<広域化前の懸念事項>

- ・消防サービスの低下や切り捨て、人材や財源の流出
- ・職員の待遇（格差への対応）やポストの減少

<広域化の主な効果>

○住民サービスの向上

- ・救急事案が多数重複した場合でも、**最先着が見込める署所から出動**する体制を構築
- ・通信指令施設を一元化して、直近の署所から出動することで**現場到着までの所要時間の延伸を抑制**
- ・**救急車不足の回避**
- ・**特殊事案に初動から多数の隊を出動**しながらも、他事案にも通常どおり対応

○スケールメリットの実現

- ・**出動隊数を増加**させ、現場対応力を強化
- ・**専門要員（救急救命士等）の養成・専従化**
- ・財政規模拡大に伴う**高度な消防施設・設備の整備**
- ・**柔軟な人員配置**、大量採用による**人材の確保**

<今後の課題>

- ・**増加する救急需要**や**大規模広域災害への対応**
- ・**消防指令システムの更新**、**署所庁舎の老朽化**
- ・**大量退職期**の到来、**新規採用者の確保**
- ・**予算規模の増大**、**市町村分担金の増額**

大分市消防局「おおいた消防指令センター」

（R6.10運用開始）

<概要>

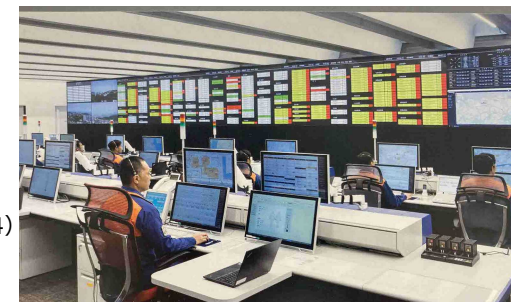
大分県内の指令業務を共同運用

方式：事務委託

構成団体数：18市町村
（14消防本部）

管轄人口：1,076,955人（R6.4）

管轄面積：6,340.7km²



<共同運用前の懸念事項>

- ・地理に不案内な指令員が通報を受けた場合の指令の遅延

<共同運用の主な効果>

○消防指令システムの**共同整備による費用削減**

- ・14消防本部の個別整備（試算）：約159億円
- ・共同整備の全体事業費：約65億円 **（▲94億円）**

○受付から指令送出までの時間短縮

- ・機器の高度化、目標物データの充実、指令方法の県内統一化等により実現

○業務効率やパフォーマンスの向上

- ・訓練や研修を通じた、指令員のスキル向上

<今後の課題>

・**通信指令業務に携わる人員の効率化**

（地理の不案内への対策として、現在は各消防本部に通信要員を常時配置。但し、センターから通信要員へ問い合わせた事案はほとんどない。）

・消防指令システムの**維持管理費の縮減**

（特に、通信費用は管轄区域の広域化と比例して高くなる傾向）



<検討の方向性>

- 消防指令システムについては、更新時期に違いがあることや、財政負担が大きいことを踏まえると、施設の標準的な耐用年数を考慮して集約化する必要があることから、**高知市・土佐市の現行システムの更新時期となる令和15年度を目途に共同整備し、令和16年度から運用を開始する方針とする。**
- **その際には併せてデジタル無線設備の再整備も行うことを前提に検討作業を進める。**
- **現行システムが令和15年度以前に更新期を迎える消防本部については、最小限の更新作業等により、効率的に移行する計画を実施計画において定める。**

県内消防本部の消防指令システムの更新時期（見込み含む）

県一消防指令センター整備予定

消防本部	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
広域連合の整備スケジュール（案）			基本計画策定	実施計画策定		システム仕様・体制等の検討 広域連合設置	基本設計	実施設計	整備・運用準備		整備
高知市・土佐市	整備										10
室戸市					整備(予定)						6
安芸市			整備								8
南国市		整備									9
土佐清水市				整備(予定)							7
香南市			整備								8
香美市			整備								8
高吾北			中間更新								8 ※中間更新から
高幡					整備(予定)						6
仁淀	整備										10
幡多中央						リース期間終了後も継続利用を検討中		(R12庁舎整備を検討中)			20
幡多西部	システム無し										
嶺北広域	システム無し										
中芸広域						整備(予定)					5

数字は前回整備からの経過年数



<検討の方向性>

- 消防救急デジタル無線については、現行15消防本部ごとの単独整備と比較して、消防広域化による共同整備により、費用の削減効果が見込めることから、**消防指令システムと併せて令和15年度を目途に共同整備し、令和16年度から運用を開始する方針とする。**
- **令和15年度以前に無線設備の更新期を迎える消防本部は、最小限の更新により、効率的に移行する計画を実施計画において定める。**

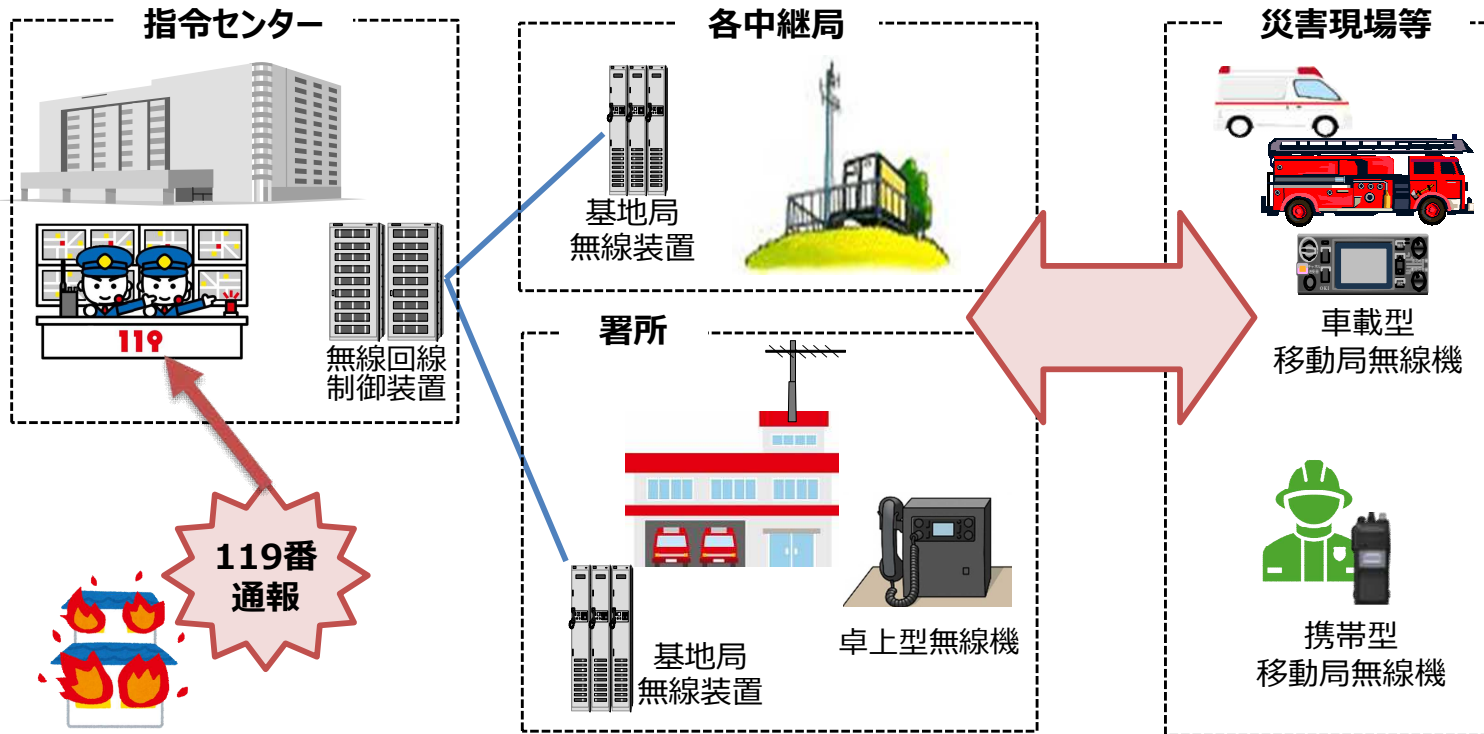
県内消防本部の整備について（案）

<デジタル無線の概要イメージ図>

デジタル無線を共同化した場合のイメージは以下のとおり。

運用の例

- ・ 指令センターは、各署所や車両、個別の部隊と的確な無線通信を行う。
- ・ 災害現場では、移動局無線装置(車載型、携帯型、可搬型)により、それぞれ無線通信を行う。
- ・ 現行消防本部の中継局を活用することで、県内における無線通信を可能とする。



<費用の節減効果>

- ・ 装置の集約、機器保守費の節減、国の財政措置の活用などにより**初期整備費や運用経費の節減効果を見込む**ことができる。

⇒ **節減効果額の試算：34.3億円**

※整備費用と10年間の維持管理費用の合計による試算

※共同化した場合の指揮命令系統や部隊運用を含む運用等の検討に時間を要することに留意が必要

<スケジュールのイメージ>

- ・ R9,10 仕様・体制等の検討
- ・ R11 基本設計
- ・ R12 実施設計
- ・ R13,14 整備・運用準備
- ・ **R15 整備完了**



<暫定的試算> 現行のシステム・無線を個別に再整備した場合と、新たなシステム・無線を県一で共同整備した場合を試算

<主な前提条件>

- 指令** ○各消防本部が個別整備した場合の試算額については、システム未導入の2消防本部は今後も整備しないものとし、現行システムの機能（例えば、AVMは現行導入済の消防本部のみに計上）を反映するよう、現行の整備費をもとに価格上昇等を見込んで現在の定価ベースで試算。
- 10年間の費用総額（表②及び④）は、整備費用に、10年間の維持管理費用（整備費用×1%×10年）、中間更新費用（整備費用×40%）を合算した額を試算。
- 無線** ○整備費用については、移動局無線装置（車載型、携帯型等）など現行の数量を反映させて、現在の定価ベースで試算。※数量は各消防本部に照会
- 10年間の費用総額（表②及び④）は、整備費用に、10年間の維持管理費用（整備費用×1%×10年）を合算した額を試算。
- 共通** ○国の財政措置を反映した実質的な負担額（表③及び④）は、有利な起債を充当して試算。
 - ・個別整備は、過去の整備実績を踏まえて過疎債（実質負担30%）又は防災対策事業債（実質負担77.5%）を充当
 - ・共同整備は、緊急防災・減災事業債を充当（実質負担30%）

①整備費用の比較（実額ベース）

区分	各消防本部が個別整備 (A)	県一で共同整備 (B)	節減効果 (B) - (A)
指令システム	35.3億円	36.6億円	1.3億円
無線	104.2億円	89.8億円	△14.4億円
合計	139.5億円	126.4億円	△13.1億円

国の財政措置を活用



③整備費用の比較（国の財政措置を反映した実質的な負担額）

区分	各消防本部が個別整備 (A) ※1	県一で共同整備 (B) ※2	節減効果 (B) - (A)
指令システム	23.6億円	11.0億円	△12.6億円
無線	59.7億円	26.9億円	△32.8億円
合計	83.3億円	37.9億円	△45.4億円

②10年間の費用総額の比較（実額ベース）

区分	各消防本部が個別整備 (A)	県一で共同整備 (B)	節減効果 (B) - (A)
指令システム	70.7億円	73.2億円	2.5億円
無線	114.6億円	98.8億円	△15.8億円
合計	185.3億円	172.0億円	△13.3億円

国の財政措置を活用



④10年間の費用総額（国の財政措置を反映した実質的な負担額）

区分	各消防本部が個別整備 (A) ※1	県一で共同整備 (B) ※2	節減効果 (B) - (A)
指令システム	54.2億円	42.1億円	△12.1億円
無線	70.2億円	35.9億円	△34.3億円
合計	124.4億円	78.0億円	△46.4億円

※1 過疎債又は防災対策事業債充当で試算
※2 緊急防災・減災事業債充当で試算



消防指令システム・デジタル無線の整備及び運用によるコスト削減効果に関する暫定的試算

【参考】試算の消防本部別内訳 ※試算の主な前提条件は前ページに記載

■ 個別に整備した場合の試算

(単位：千円)

消防本部名	構成市町村	【試算】消防指令システム		【試算】デジタル無線	
		整備費	10年間の総額(※1)	整備費	10年間の総額(※2)
高知市	高知市	1,610,730	3,221,460	1,215,487	1,337,036
土佐市	土佐市			454,039	499,443
室戸市	室戸市、東洋町	254,847	509,694	569,557	626,513
安芸市	安芸市、芸西村	287,198	574,396	523,626	575,989
南国市	南国市	377,741	755,482	599,257	659,183
土佐清水市	土佐清水市	82,833	165,666	537,659	591,425
香南市	香南市	131,960	263,920	317,493	349,242
香美市	香美市	80,968	161,936	704,736	775,210
高吾北	仁淀川町、佐川町、越知町	170,641	341,282	725,675	798,243
高幡	須崎市、中土佐町、檮原町、津野町、四万十町	247,999	495,998	1,154,157	1,269,573
仁淀	いの町、日高村	105,982	211,964	696,420	766,062
幡多中央	四万十市、黒潮町	134,975	269,950	1,022,526	1,124,779
幡多西部	宿毛市、大月町、三原村	-	-	816,958	898,654
嶺北	本山町、大豊町、土佐町、大川村	-	-	568,785	625,664
中芸	奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村	47,062	94,124	514,864	566,350
合計		(A) 3,532,936	(E) 7,065,872	(I) 10,421,239	(M) 11,463,366
実質負担額(起債充当)(※3)		(B) 2,359,208	(F) 5,422,653	(J) 5,977,292	(N) 7,019,419

■ 県内全域を共同で整備した場合の試算

高知県全域	(C) 3,657,720	(G) 7,315,440	(K) 8,978,277	(O) 9,876,105
実質負担額(起債充当)(※4)	(D) 1,097,316	(H) 4,215,001	(L) 2,693,483	(P) 3,591,311

■ 節減効果額

節減効果額	(A-C) -124,784	(E-G) -249,568	(I-K) 1,442,962	(M-O) 1,587,261
実質負担額の節減効果額	(B-D) 1,261,892	(F-H) 1,207,652	(J-L) 3,283,809	(N-P) 3,428,108

(※1)整備費に維持管理費用と中間更新費用を加えた金額(維持管理費用:整備費の6%/年、中間更新費用:40%(1回)で試算)

(※2)整備費に維持管理費用を加えた金額(維持管理費用:整備費の1%/年で試算)

(※3)整備費に過疎債(実質負担30%)又は防災対策事業債(77.5%)を充当して試算

(※4)整備費に緊急減災・防災事業債(実質負担30%)を充当して試算



【参考】県内の消防指令システムの導入状況

【参考】消防指令システムの現状（各消防本部に対して調査実施）

消防本部	システム設備の区分	整備年度	メーカー	整備金額(千円)	中間更新更新年度(予定含む)	中間更新整備金額(千円)	点検保守業務委託費(千円)(※1)	次期更新予定年度	指揮台数	指令台数	OA端末数	AVM導入数	119番入電数(R6)	デジタル無線整備費用(千円)
高知市	Ⅱ型	R5	富士通Japan(株)	1,063,183	R10(予定)	420,000	57,358	R15	1	4	265	100	32,467	1,583,179
室戸市	I型・離島型	H26	NEC	108,433	R3	37,455	1,461	R9	-	1	1	-	1,171	403,920
安芸市	I型・離島型	R7	富士通ゼネラル	209,000	R12(予定)	86,429	2,235	R18	-	1	10	20	2,229	148,072
南国市	I型・離島型	R6	沖電気工業(株)	261,800	R12(予定)	62,390	5,000	R17	-	2	5	11	4,221	182,000
土佐市	高知市と共同整備										26	11	2,362	142,836
土佐清水市	簡易指令	H26	NEC	35,244	R3	9,845	1,450	R8	-	1	-	-	1,009	418,411
香南市	I型・離島型	R7	アコムス(株)	96,030	R11(予定)	25,400	3,000	未定	-	1	-	-	2,048	146,880
香美市	I型・離島型	H27	沖電気工業(株)	36,173	R2~R4	62,417	2,530	R7	-	1	-	-	2,254	443,303
高吾北	I型・離島型	H27	富士通ゼネラル	76,235	R3	49,940	1,019	未定 ※R7中間更新予定	-	2	-	-	2,461	371,533
高幡	I型・離島型	H26	NEC	105,519	R4	44,765	1,642	R9	-	1	-	-	4,211	569,759
仁淀	I型・離島型	R5	富士通ゼネラル	69,955	未定	未定	3,500	R15	-	2	-	-	1,903	337,470
幡多中央	I型・離島型	H25	NEC	54,695 (※2)	R3	- (※2)	1,296	R8	1	1	-	-	2,911	518,143
幡多西部	指令台無し(電話)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,782	553,978
嶺北	指令台無し(電話)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,013	210,000
中芸	簡易指令	H27	沖電気工業(株)	21,025	R4	12,100	4,197	R10	-	2	-	-	1,380	308,523
合計	-	-	-	2,137,292	-	810,741	84,688	-	2	19	307	142	63,422	6,338,007

(※1)点検保守業務委託費はR5決算額。(R5以降に整備している消防本部はR6以降の金額としている。)(※2)リース契約のため整備金額に含む。



人事、給与、財務会計、消防業務等の業務システム整備の基本方針

新たな組織の業務遂行に当たっては、業務の効率化及び住民サービスの向上を図る観点から、各種業務システムの整備を積極的に推進する。一方で、整備に要する費用・期間をできる限り抑制する方策を検討する。

この観点から、高知市において現在使用されている各種業務システムをベースに、最小限の追加修正により対応を図ることや、県内自治体等で導入実績のある一定程度パッケージ化されたシステムの導入を併せて検討する。

その際、整備対象とすべき業務、所属、整備時期等について優先度を検討し、必要性、緊急性の高いものから段階的に整備を進めることも検討する。

また、新システム移行までの間は、現行各消防本部において使用されているシステムも可能な限り併用する暫定的な運用も行うことにより、円滑な移行を図るものとする。

行財政・消防関係システムの導入状況（各消防本部に照会 ※調査基準日：R7.4.1）

○：消防本部で独自に導入、■：市町村単位で導入

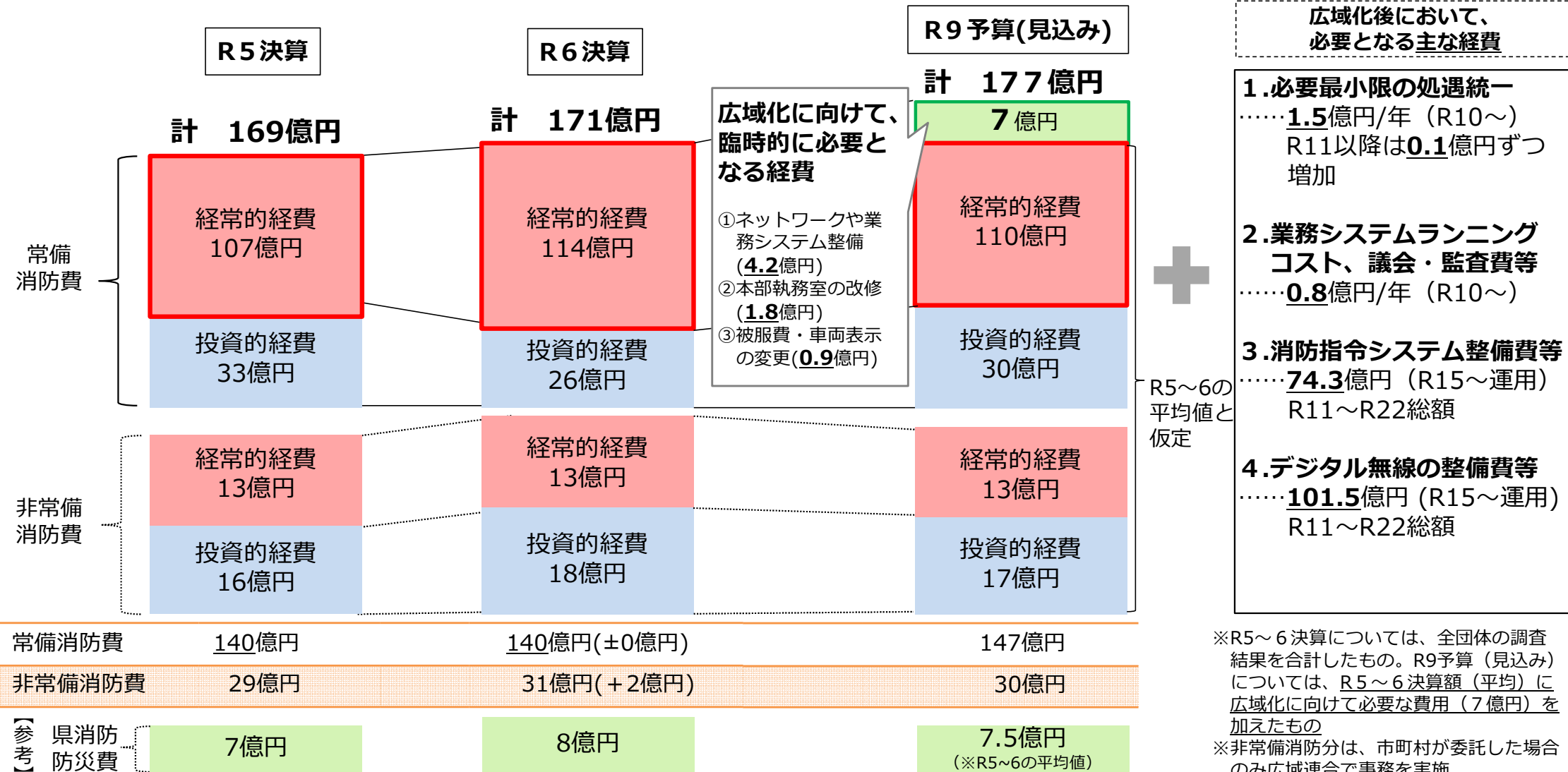
システム種別		高知市	室戸市	安芸市	南国市	土佐市	土佐清水市	香南市	香美市	高吾北	高幡	仁淀	幡多中央	幡多西部	嶺北	中芸	
行財政システム	財務会計	■	■	■	■	■	■	■	■	○	○		○	○	○	○	
	文書管理	■		■		■		■	■								
	職員情報共有	■	■	■	■		■	■	■			○	○				
	庶務事務（人事関係）	■	■	■	■	○※2	■	■					○	○			
	庶務事務（給与関係）	■	■	■	■	■	■	■			○	○	○	○	○	○	
	庶務事務（勤務管理関係）	■	■	■	■	■	■	■	■								
	庶務事務（手当関係）	■	■	■	■		■		■			○					
	例規	■	■	■	■	■	■	■	■					○	■		○
	旅費関係	■															
	電子契約関係	■															
消防関係システム	火災事案管理	○	○		○	○	○	○	○			○	○				
	救急事案管理	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	救助事案管理	○	○		○	○	○	○	○		○	○	○				
	災害事案管理	○			○				○								
	消防水利管理	■※1		○	○	○			○								
	防火対象物管理	○		○	○	○			○					○			
	危険物施設管理	○		○	○	○			○					○			
	講習会管理	○	○		○	○				○			○	○			
	住宅防火管理								○								
	備品・資機材管理	■	■		■				■								
	消防団員管理	○	○	○	○		○	○	○			■		○			
	職員研修管理	○				○											
	大規模災害時の情報収集	○															
消防団への水利表示	○																

※1：市導入に機能を付加、※2：職歴関係



消防に係る経費の全体像

人員配置のシミュレーションや広域化に伴い必要となる経費（臨時的に必要となるシステム等の整備や必要最小限の職員の処遇統一に要する経費等）や令和6年決算調査を踏まえた歳出の全体像は以下のとおり。



※R5~6 決算については、全団体の調査結果を合計したものの。R9 予算 (見込み) については、R5~6 決算額 (平均) に広域化に向けて必要な費用 (7 億円) を加えたもの
 ※非常備消防分は、市町村が委託した場合のみ広域連合で事務を実施

歳出の全体像

歳出の全体像



【広域化前】
①R9に必要な経費
計**6.8**億円

【新組織設置時】
②R10に必要な経費
計**2.3**億円

【広域化後】
③R11～22に必要な経費
計**211.2**億円（1年あたり**17.6**億円）

実質負担計**3.4**億円

実質負担計**2.3**億円

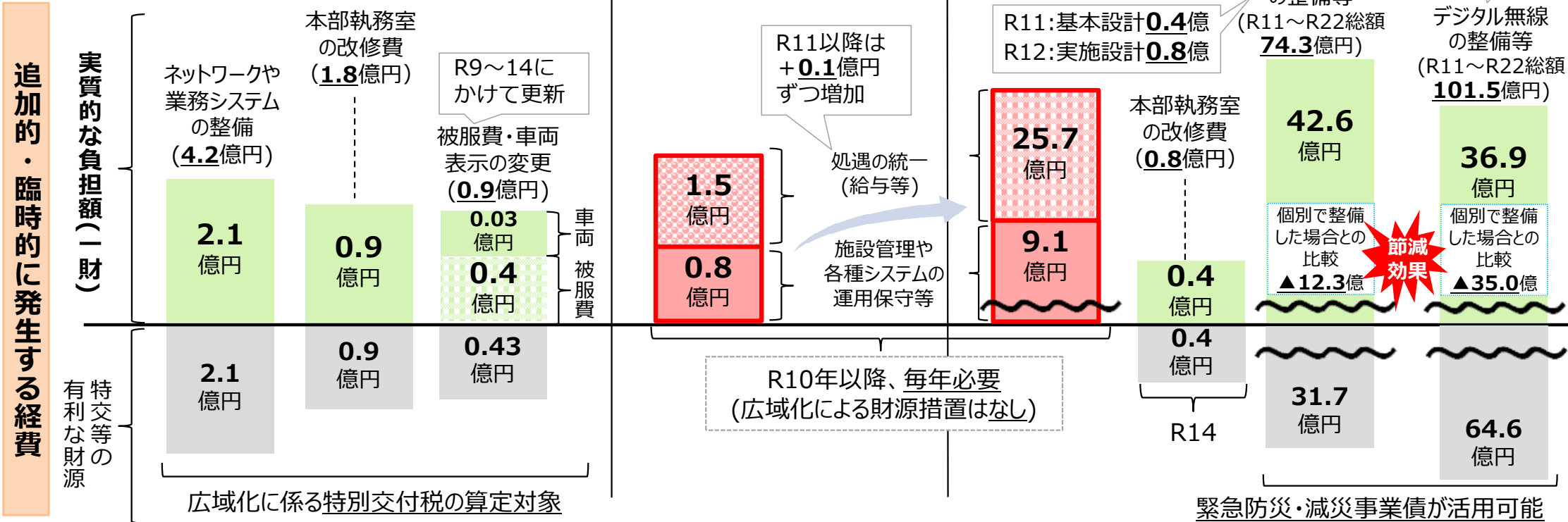
実質負担計**114.6**億円（1年あたり**9.6**億）

R9～R22までに追加的・臨時的に発生する経費の合計は**220.2**億円(実質負担**120.3**億円)

➢広域化による特別交付税の活用や緊急防災・減災事業債を活用することが可能

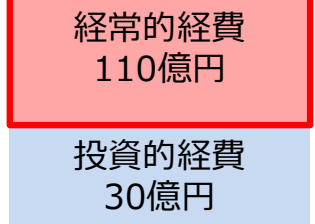
➢広域化しない場合と比べて、消防指令システムなどの節減効果額等を踏まえると、実質的な負担額は**▲6.5**億円

R11:基本設計**0.9**億
R12:実施設計**1.8**億

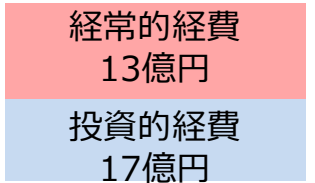


毎年度の消防に係る経費

常備消防費 **140**億円



+



非常備消防費 **30**億円

R5～6 決算平均値：合計**170**億円

※非常備消防分は、市町村が委託した場合のみ広域連合で事務を実施



試算の基本的な考え方

- 広域連合を設置する場合に、**現状と比較して、追加・臨時的に必要なと想定される主な経費について、現時点の金額を試算。**(※1)
なお、臨時的な経費については、広域化による国の有利な財政措置を活用するとともに、更新水準の平準化を図るなど、可能な限り抑制する方針で試算。
- **発足時まで（R9・R10）の追加・臨時的に必要なとなる経費の実質的な負担額は、+ 5.6億円程度。**（下表の赤下線の金額の合計）
- **消防指令システムなどの節減効果額を踏まえた、単年度当たりの実質的な負担額(※2)は ▲0.5億円程度。**

<追加・臨時的に必要なとなる経費の内訳>

（単位：百万円）

区分	事項	説明（試算の考え方）	追加・臨時的経費の実質的な負担額 (※1)	【参考】 単年度当たりの実質的な負担額 (※2)	財政措置	
					特交	緊防債
経常	処遇の統一（給与等）	必要最小限の処遇統一として優先的に検討すべきもの (①新規採用職員の増、②若年職員の逆転調整、③職員手当の増)	R10～：+149/年 ※R11以降毎年+10	+194/年	-	-
	施設管理や各種システムの運用保守等経費	施設管理、業務システムやネットワーク等の運用保守に要する経費	R10～：+73/年	+68/年	-	-
	広域連合事務局経費	議会、監査等の執行に要する経費	R10～：+3/年	+3/年	-	-
臨時 (イニシャルコスト)	ネットワークや業務システム等の整備	ネットワークの構築、給与や財務関係事務に係る行財政システムや消防関係システムの導入、パソコンの更新・導入などに要する費用	発足時：+207	+15/年	○	
	本部執務室の改修	広域連合本部の執務室の改修経費	発足時：+88 指令システム共同化時： +37	+9/年	○	
	被服(活動服、救助服、防火服等) ・車両表示等の変更	・被服等の変更に要する経費（R14まで平準化することで財政負担を軽減） ・車両表示等の変更に要する経費	発足時：+43	+3/年	○	
	消防指令システムの整備	R15に共同整備した場合の節減効果額 ※設計費用含む	(節減効果) ▲1,231	▲88/年		○
	消防デジタル無線の整備	R15に共同整備した場合の節減効果額 ※設計費用含む	(節減効果) ▲3,497	▲250/年		○
				R9～R22平均 ▲46/年		

(※1) 経費を算出した上で、国の財政措置を反映させた現時点の試算金額を記載

(※2) R9～22の14年間の実質的な負担額の単年度当たり平均。

※R9：広域連合発足の準備 R22：消防指令システム等の更新整備の開始（R23）の前年度



追加・臨時的に必要な経費の試算

追加・臨時費用の累計額（実質的な負担額 ※一部節減効果）

（単位：百万円）

区分	事項	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	合計 R9~22	平均 R9~22	
経常	処遇の統一（給与等）	-	149	159	169	179	189	199	209	219	229	239	249	259	269	2,717	194	
	施設管理や各種システムの運用保守等経費	-	73	73	73	73	73	73	73	73	73	73	73	73	73	949	68	
	広域連合事務局経費	-	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	39	3	
臨時 (イニシャルコスト)	ネットワークや業務システム等の整備	207	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	207	15	
	本部執務室の改修	88	-	-	-	-	37	-	-	-	-	-	-	-	-	125	9	
	被服(活動服、救助服、防火服等) ・車両表示等の変更	43	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	43	3	
	消防指令システムの整備	-	-	R11,12 設計		R13~R15 整備			R22までの費用を試算（R23に更新整備の開始を想定）								▲ 1,231	▲ 88
	消防デジタル無線の整備	-	-	▲ 7	▲ 62	▲ 343	▲ 343	▲ 343	▲ 343	▲ 343	▲ 343	▲ 343	▲ 343	▲ 343	▲ 343	▲ 343	▲ 3,497	▲ 250
合計		338	225	228	160	▲ 209	▲ 162	▲ 189	▲ 179	▲ 169	▲ 159	▲ 149	▲ 139	▲ 129	▲ 119	▲ 648	▲ 46	
累計（R9~22）		338	563	791	951	743	581	392	214	45	▲ 113	▲ 262	▲ 400	▲ 529	▲ 648			

二次統合時において、消防指令システム等の節減効果額と併せて、その他の処遇統一を検討

※四捨五入の関係で係数が一致していない場合がある



分賦金の算定に関する基本的な考え方

各市町村が、その負担能力や受益の程度に応じて費用を負担する形になるよう、分賦金を算定。

- 全市町村に共通する便益をもたらす支出：「基礎サービス分」…全市町村が基準財政需要額等に応じて負担
- 専ら特定市町村に便益をもたらす支出：「付加サービス分」…受益する市町村が負担

案分に用いる指標及び割合については、今後、設置する協議会において議論

経費の種類ごとの分賦金の算定方法

	経費の種類	サービス分類	別添試算は次の割合等で仮試算 ・基準財政需要額：50% ・救急出動件数：50%	分賦金の算定方法
市町村負担分	【全市町村が受益する経費】 ・ 連合本部の運営に要する経費 (人件費を含む経常的経費、指令システム・業務システム関係経費等)	基礎サービス分	✓ <u>全市町村で案分</u>	【試算方法】 連合本部の運営に要する経費 高知市消防本部の1人あたり単価@ (経常支出÷職員数=@) × 想定配置職員数
	【方面本部の構成市町村が受益する経費】 ・ 方面本部の運営に要する経費 (人件費を含む経常的経費等)		✓ <u>方面本部の構成市町村で案分</u>	【試算方法】 方面本部の運営に要する経費 広域化後の方面本部の1人あたり単価@ (経常支出÷職員数=@) × 想定配置職員数
	【署所の所在市町村が受益する経費】 ・ 署所の運営に要する経費 (人件費、装備品を含む経常的経費、署所の改修を含む投資的経費)		✓ <u>署所の所在市町村で案分</u>	【試算方法】 消防署所の運営に要する経費 現在の消防本部の1人あたり単価@ (経常支出÷職員数=@) × 想定配置職員数
	【専ら特定市町村に便益をもたらす経費】 (非常備消防の経常的経費(委託した場合)等)	付加サービス分	✓ <u>受益する市町村</u> の分賦金として算定	
	・ 投資的経費、公債費 (専ら特定の市町村が受益する財産に係るもの)	"自賄い"	✓ 受益する市町村が負担(分賦金として算定しない)	
県負担分	・ 消防学校に要する経費 ・ 航空センターに要する経費	—	✓ 県が負担(分賦金として算定しない)	

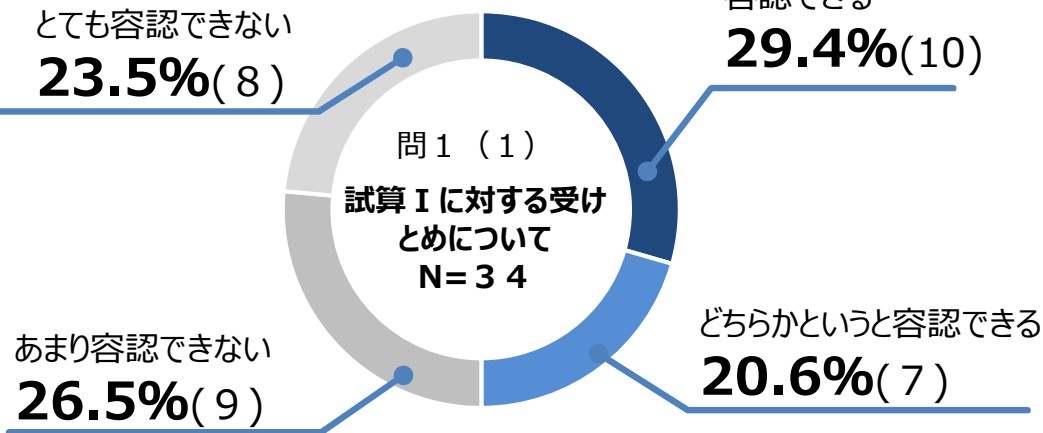


分賦金算定に関する意見聴取

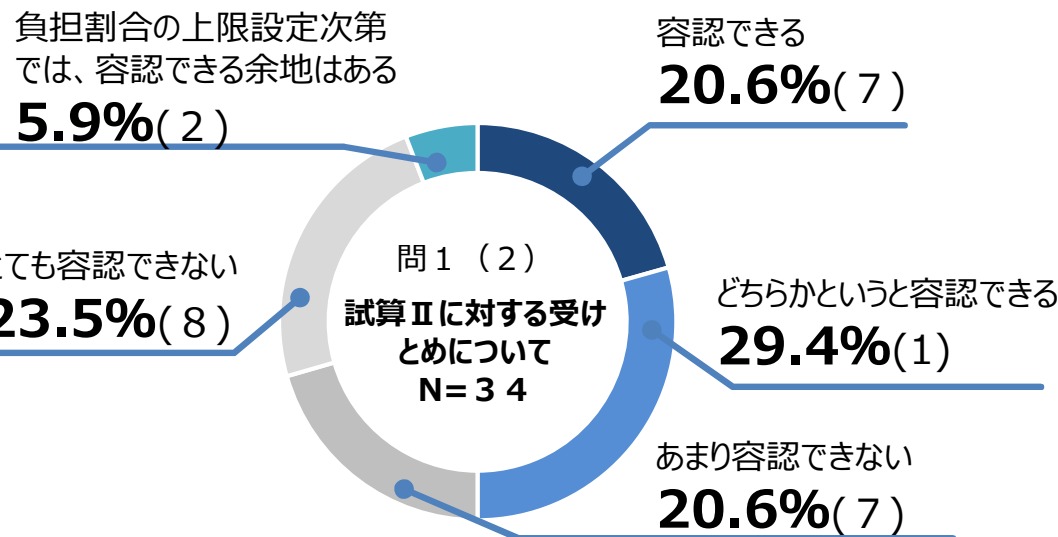
▶ 第2回財務部会（8/7開催）で示した分賦金算定の試算案Ⅰ～Ⅲに対する受けとめ等について、各市町村からの意見聴取を実施

分賦金の算定に関する意見聴取のとりまとめ結果

試算案Ⅰ：基準財政需要額に応じて案分



試算案Ⅱ：広域化前負担額に応じた案分額から基準財政需要額に応じた案分額に10年間かけて移行



● 問1（1）及び（2）「あまり容認できない」、「とても容認できない」とした主な理由

- ・各消防署の実態にそぐわず、運営努力をして費用を抑えている団体に不公平感が生じてしまうと思われる。
- ・試算された増額負担分を支払う財政的余裕がない。
- ・一律的な基準財政需要額での案分ではなく、応益分について各自治体で負担するのが当然であると考える。
- ・普通交付税は一般財源であり、現在の負担規模を考慮せず当該数値に準じた負担額を設定することは、各自治体財政への影響を十分に慮っているとは言い難い。
- ・応能負担ということだが、財政力指数や実際の財源余力までは加味されないため、財源が脆弱な団体にとっては、なお負担感が大きい場合がある
- ・激変緩和の考え方は容認できるものの、経費の9割弱の人件費を全体で案分すると、消防職員の少ない郡部が市部の負担を担うことになると思われる点、容認しがたい。



分賦金の算定に関する意見聴取のとりまとめ結果

試算案Ⅲ：連合本部の経費は全市町村で、各方面本部の経費は構成市町村で、各消防署所の経費は所在市町村でそれぞれ案分

算定指標の設定次第では、
容認できる余地はある

5.9%(2)

とても容認できない

14.7%(5)

あまり容認できない

17.6%(6)

容認できる

20.6%(7)

どちらかという容認できる

41.2%(14)

そう思わない

2.9%(1)

そう思う

67.6%(23)

どちらかというと思う

29.4%(10)

問1(3)
試算Ⅲに対する受け
とめについて
N=34

問2
実質的な財政負担
の変動ができる限り
大きくならないよう努
めるべきだと思うか
N=34

● 問1(3)「あまり容認できない」、「とても容認できない」とした主な理由

- ・広域化の趣旨から、分賦金についても区域で分けず全体で負担することが望ましいと考える。
- ・常備消防を運営するための費用の見積もりである基準財政需要額を用いて負担金は算定すべきと考える。
- ・財政状況が厳しい以上、不安要素が多く、分賦金を出してまで得られるメリットがあるのか分からなくては、試算案を容認する以前の状態であると認識している。
- ・決算額による割合を維持してほしい。
- ・基準財政需要額の測定単位も人口であり、これに加えて人口案分を導入することは適当ではないと考える。(出動件数も同様の考え。人口が多い場合は出動件数も多いと考えられるため、その分は基準財政需要額の算定に含まれていると考えるべき。)

● その他分賦金の算定に対する主な意見等

- ・中長期的な財政を見込む上で分賦金の平準化は重要であるため、分賦金の算定方法の検討はもちろんのこと、算定の基となる経費(人件費・広域化に不可欠なイニシャル・ランニングコスト等)について、各市町村様々な意見を持っていると思われるので、今後より具体的な協議の場が必要である。
- ・広域化に伴う経費の上昇幅を許容できる判断材料が十分でない。
- ・今後も物価高騰や人件費増が見込まれていることもあり、示された試算額以上の負担になるのではないかと懸念している。
- ・標準的な消防サービスを行う上で必要な金額を積算する基準財政需要額での案分が最も公平だと考える。
- ・現在の財政負担をベースとして、全市町村の変動幅を少なくする「平等」の制度設計ではなく、論理的な案分方法に基づいた「公平」な制度設計を望む。



I 消防広域化の必要性

- (1) **人口減少に伴う財源制約**
本県では、今後さらに人口減少が進む中、各市町村の将来的な税収見通しは不透明であり、各消防本部の財源確保に係る制約が強まる懸念がある。
- (2) **消防サービスの需要増大**
高齢化の進行に伴う救急出動件数の増加や南海トラフ地震等の大規模災害への対応等、消防サービスの需要は今後ますます増大することが見込まれる。
- (3) **県内消防本部の状況**
県内15消防本部のほとんどが小規模消防本部であり、間接部門（総務業務、通信指令業務等をいう。以下同じ。）に多くの労力を割かなければいけない状況にある。また、郡部の小規模消防本部では、人材確保に困難を生じている状況にある。
- (4) **課題解決に向けた今後の方向性**
(1)～(3)の状況を踏まえ、将来にわたり必要となる現場の消防力を確保していくためには、常備消防組織を一元化することで、間接部門をスリム化し、生じた余力を直接部門（現場業務等をいう。以下同じ。）に振り向けるなど、スケールメリットを活かした組織運営を行うことができる消防広域化が必要である。

II 消防広域化基本構想の性格

消防広域化基本構想は、消防広域化の趣旨や新たな組織の骨格、さらには、新体制への移行スケジュールについて、県として最も望ましいと考える試案を提示するもの。

III 消防広域化基本構想

第1章 消防広域化の趣旨及び目的

今後人口減少が進行する中であっても、必要な県内消防力（特に現場要員）の確保を図ることを目的として、県内全市町村の常備消防組織及び県が行う消防活動のうちの現場機能を担う組織を一元化する。その中で、本部機能の集約を通じて間接部門をスリム化し、生じた余力を直接部門に振り向けるとともに、消防サービスの高度化を図り、県民の安全・安心の確保に資する。

第2章 新たな組織の骨格案

1 新法人の設立及び組織

- (1) **新法人の組織形態**
広域連合（地方自治法第284条第3項）
- (2) **新法人の名称**
「広域連合高知県消防局（仮称）」（以下「県消防局」という。）
- (3) **新法人の設置場所**
県消防局の本部は高知市に置く。
- (4) **広域連合の構成員**
全市町村及び県で構成（市町村消防本部と県の消防防災航空センター及び消防学校が一体となることで、より強固な現場力を発揮）
- (5) **執行機関**
ア 全市町村長及び知事により選出された広域連合長及び広域連合長が任命する副広域連合長1名を置く。広域連合長は市町村消防の原則に鑑み、市町村長から選任するものとする。
イ 各方面消防本部に担当管理者（6名）を置き、管轄内市町村の長によって選出された市町村長（中央方面消防本部にあっては、高知市長）をもって充てる。航空センター・消防学校の担当管理者を置き、知事をもって充てる。
ウ 広域連合長、副広域連合長、各方面消防本部の担当管理者及び航空センター・消防学校の担当管理者で構成する「広域連合管理者会議（仮称）」を設置し、条例、予算等の重要事項に関する協議を行う。
エ 消防吏員の長として、広域連合に消防局長（仮称）を置く。
- (6) **議決機関**
市町村及び県の議会議員の選挙により選出された議員による広域連合議会（14名程度）を置く。
- (7) **組織図** 別添のとおり。

2 所掌事務

- (1) 市町村消防事務（消防団の事務並びに消防水利施設の設置及び維持管理を除く。）
- (2) 県消防事務（消防防災航空センター及び消防学校の事務）
- (3) 上記(1)及び(2)のほか、市町村と協議の上、市町村の消防団の事務並びに消防水利施設の設置及び維持管理の事務を受託することができるものとする。

3 財政及び財産

- (1) **分賦金**
ア 市町村は、市町村消防事務等に要する経費（広域連合債の発行に係る公債費を含む）について、次の(ア)及び(イ)の合算額を分賦金として負担する。ただし、新組織設立後、消防事務の組織・業務の一元化が完成するまでの間においては、(ア)の額のうち、各市町村における常備消防サービスの実態に鑑み、過大と認められる額を控除することができるものとする。
(ア) 全県域を通じた基礎的な常備消防サービスを賄うための財源として、各市町村の普通交付税における常備消防費に係る基準財政需要額等に応じて算定した額（基礎サービス分）
(イ) 各市町村域における付加的な消防サービスを賄うための財源として、各市町村が広域連合と協議して定める額（付加サービス分）
イ 県は、県消防事務に要する経費（広域連合債の発行に係る公債費並びに広域連合事務局及び県消防局本部の運営経費のうち県の受益に係る部分を含む。）について、分賦金として負担する。
- (2) **既存財産の取扱い**
不動産及び償却資産については無償貸与、その他の財産については無償譲渡を受ける。ただし、消防広域化に伴い解散する一部事務組合が所有する不動産及び償却資産については、広域連合が無償譲渡を受けることができるものとする。
- (3) **既存債務の取扱い**
広域化前の債務は構成団体に存置される。ただし、(2)のただし書きに伴う債務については、同組合の構成団体が公債費の財源として分賦金を支弁する場合に限り、広域連合が引き受けることができるものとする。この場合の分賦金は、別途加算すべき額として取り扱うものとする。

4 市町村との連絡調整

- (1) 広域連合の事務全般については、広域連合管理者会議（仮称）を通じて行う。
- (2) 各市町村区域に係る事務については各方面消防本部を窓口として行う。方面消防本部管轄内における消防行政に関する審議機関として「方面消防本部管理運営協議会（仮称）」を置き、当該方面消防本部担当管理者たる市町村長がその会長を務め、管轄内各市町村の長（中央方面消防本部にあっては、高知市長が指名する同市職員若干名）がその委員となる。
- (3) 各消防署及び分署所の長は、消防団に関する事務、防災対策に関する事務及び施設・装備の整備について、常日頃から会議や訓練等を通じ、管轄内市町村の長と緊密な連絡調整を図るとともに、火災その他の災害発生時においては特に迅速に情報共有、対応方針に関する協議等を行う。



高知県消防広域化基本構想



第3章 新たな組織における業務展開の方向性

1 基本的な考え方

- (1) 新たな組織における業務の集約化等の改革は段階的に進める。
- (2) 新組織の設立は令和10年度を想定し、同年度からの3年間は第1期として、現行15消防本部における業務の実態との連続性の確保にも配慮しながら、本部機能（通信指令業務を除く。）の集約化を進める。
- (3) 令和13年度からの3年間は第2期として、通信指令業務の集約化を含めて消防事務の組織・業務の一元化の完成を図る。
- (4) 人事・給与面、施設・装備面等における現行15消防本部間での不均衡をめぐり問題については、その改善に向けて、必要な財源の確保の方策も含めて関係市町村と協議し、第1期から取組を進め、第2期末までにおける解決を目指す。

2 組織・人事

- (1) 新組織においては、県消防局の本部及び方面消防本部を新設し、現行15消防本部の本部機能を移管する。これに伴い、「職員の間接部門から直接部門への配置換え」や「直接部門職員の間接部門との兼務の解消」を図る。
- (2) 第1期においては、地域における消防力を確保する観点から、現状の40署所体制及び職員の本総定数については現行水準を下回らないことを基本として、組織・定数の設定を検討する。
- (3) 第2期においては、給与制度、階級制度、勤務体制など職員の処遇の全県統一を目指し、第1期に引き続き、検討及び市町村等との協議を行う。

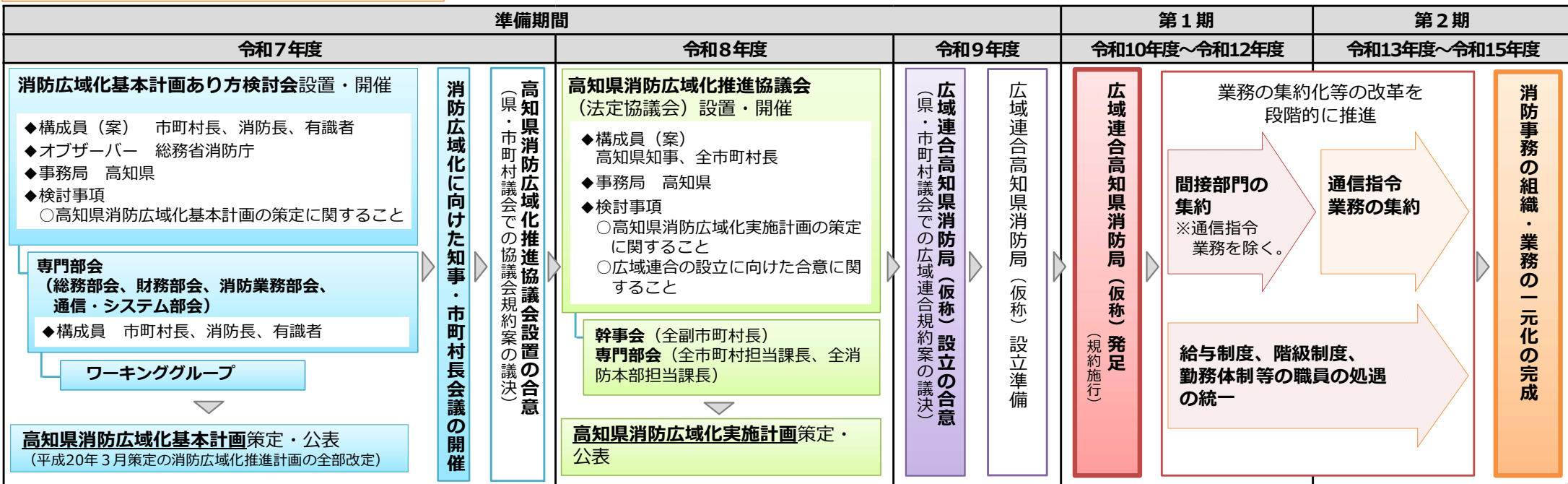
3 施設・装備

- (1) 施設・装備（庁舎、車両、資機材等）のうち、市町村消防機関として通常保持すべき水準に係るものの整備及び管理については、県消防局の本部で一体的に企画し、経費を支弁し、執行することを原則とする。ただし、施設・装備のうち、専ら特定の構成市町村に便益をもたらすものについては、いわゆる「自賄い方式」（構成市町村が区域内の施設・装備について、自ら財源調達の上で整備・所有し、広域連合に無償貸付してその管理を委ねる方式をいう。）の導入の可否及びその範囲のあり方について検討し、その結論を基本計画において反映する。
- (2) 事務の一元化の進捗状況を踏まえながら、人事給与、財務会計等の必要な電算システムの整備を進める。
- (3) 第2期中において通信指令業務の集約化を実現するため、これに必要な消防指令システムの整備を計画的に進める。

4 各業務分野におけるサービス水準の向上

- (1) 各消防本部の集約化を通じて、間接部門をスリム化し、生じた余力を直接部門に振り向けて現場の消防力を確保するとともに、直接部門と間接部門との兼務を解消する。併せて、郡部の小規模消防本部における人材確保を図ることで、各業務分野における知識・技術の向上を図り、地域の住民に対するサービスの充実につなげる。
- (2) 消火・救助・救急においては、従来の管轄を越えて対応することで、出動車輛台数の増加や現場到着所要時間の短縮を図る。
また、南海トラフ地震等の大規模災害発生時には、統一指揮下での部隊の効率的な運用により、人命救助等の活動の強化を図る。
- (3) 火災の予防においては、職員の専任化により、より高度できめ細かな事業者・住民向けサービスの提供を可能とし、火災の未然防止の強化を図る。

第4章 新体制への移行スケジュール（案）



※スケジュールについては、今後各プロセスの進捗状況に応じて、各年度末時点で必要な見直しを行うものとする。60



高知県消防広域化基本構想 別添 組織図 (案)



広域連合高知県消防局 組織図 (案)

※名称は全て仮称

広域連合管理者会議

- 会長
広域連合長
※広域連合長は全市町村長及び知事による選挙で選出
- 副会長
副広域連合長
- 会員
各方面消防本部の担当管理者たる市町村長、航空センター・消防学校の担当管理者たる知事（広域連合長及び副広域連合長を除く。）

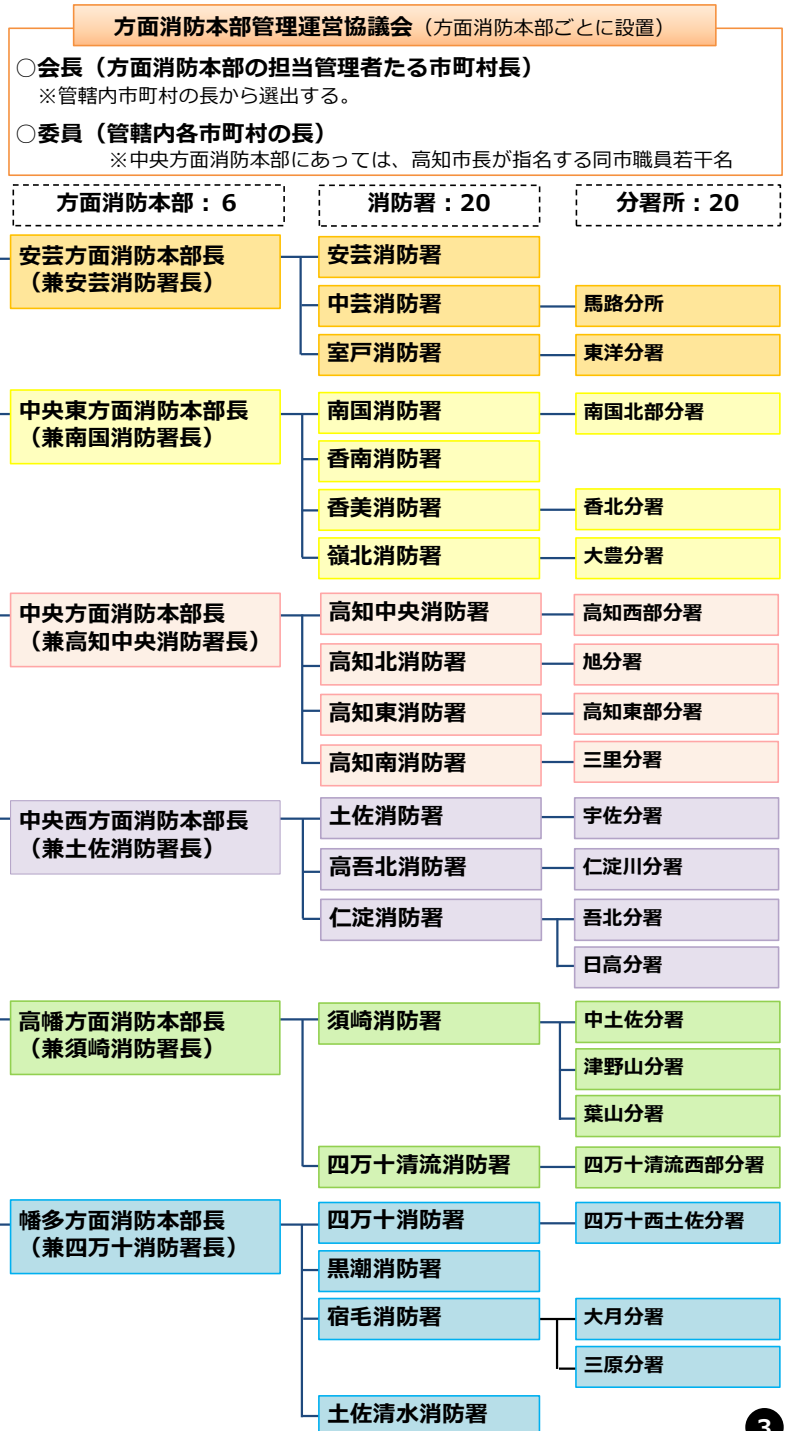
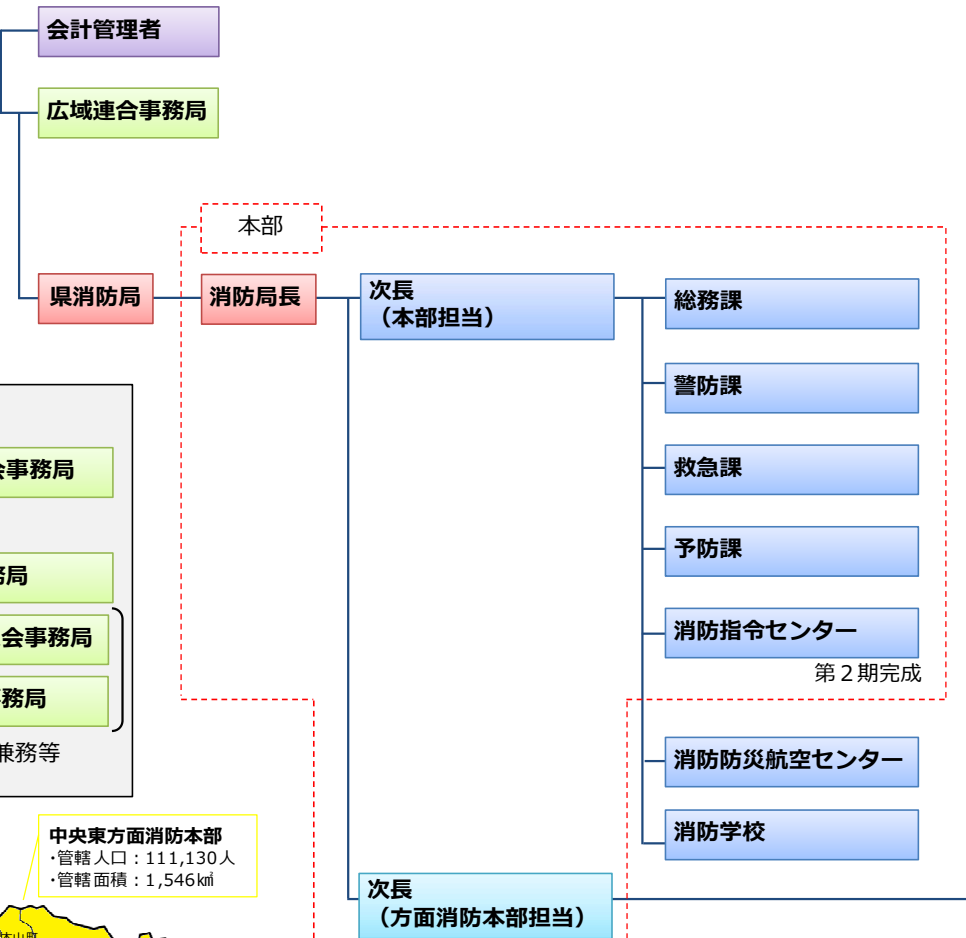
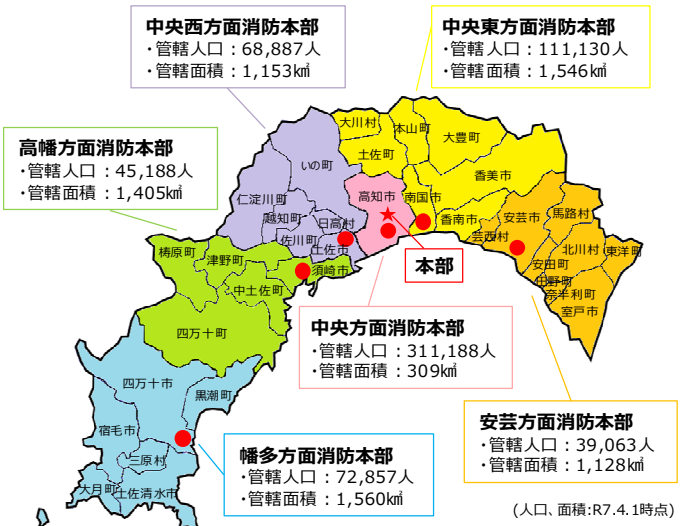
広域連合議会
※県議会及び市町村議会議員から選挙により議員を選出（14名程度）

監査委員

選挙管理委員会

公平委員会

※広域連合事務局による各事務局の兼務等により簡素な組織とする。





1 高知県消防広域化検討会の目的

高知県が消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、将来にわたり消防力を維持していくための消防体制のあり方について検討することを目的とする。

2 消防広域化検討会の開催経緯

- (1) 令和5年6月、総務省消防庁の「消防力の維持・強化のための消防体制の構築に関する検討会」において、消防広域化推進期限である令和6年度以降の消防広域化の必要性等について議論。
※高知市消防局長が検討会委員として参画。
- (2) 同年7月、高知県消防長会臨時総会において、消防広域化に関して意見交換が行われ、県のリーダーシップに期待する声が多数。
- (3) 県及び各消防本部の消防長で構成される高知県消防広域化検討会を同年11月より開催。

3 消防広域化検討会の所管事項及び開催状況

- (1) 消防広域化に係る意見交換に関すること
- (2) 各消防本部の基礎資料の収集に関すること
- (3) 高知県消防広域化推進計画改定方針に関すること
※会議の議決については、全会一致によって決するものとする。

<検討開催状況>

- ・第1回検討会 令和5年11月14日（火）
- ・第2回検討会 令和6年2月15日（木）
- ・第3回検討会 令和6年3月26日（火）

4 消防広域化検討会の委員

- 会 長 高知県危機管理部長
 副会長 高知市消防局長
 副会長 高知県危機管理部消防政策課長
 委 員 14消防本部消防長
 ※事務局 高知県危機管理部消防政策課

1. 高知県消防広域化推進計画改定の基本方針

- (1) 急激な人口減少による市町村における消防力の低下に歯止めを掛けるため、**全県的な取組**として、**県一消防広域化**を推進する。
- (2) (1)の取組の実効性を高めるため、**県も当事者の一人**として、**県一消防広域化**に向けた**県の役割の明確化**を行う。
- (3) 消防広域化に向けた組織の統合は、**県及び全市町村による事務委託又は一部事務組合の方式**とする。



2. 県一消防広域化による消防力の充実

(1) 41署所体制の維持

○消防力の維持のため、41署所体制を維持する。

(2) 現場の勤務体制を三部制に統一

※現状、10消防本部が二部制で運用

(3) 消防職員の給与制度の統一

○給料体系は高知市の制度を基準とするほか、消防司監を最高位とする政令市の取扱いを参考とする。

(4) 階級制度の見直し

○最高位の階級を消防司監とし、階級及び役職の相関関係の見直しを行う。

※階級に対応した役職例

消防司監：消防長	消防監	：本部課長、署長等
消防正監：本部次長、方面本部長等	消防司令長	：本部課長補佐等

(5) 全体最適を図る消防吏員の配置

○適性、年齢、希望等に基づき、現組織を越えた最適な人事の実施

(6) 県一共同指令センター等の設置

(7) 現場経費の増額

○本部機能集約や共同化等による余剰財源を現場経費へ振り替えし、**財政面での現場の充実**を図る。

3. 県一消防広域化による消防力の強化

(1) 現場要員の増強（本部要員の集約化）

- 本部機能の集約化及び県一共同指令センターの設置等による**人員の再配置**を行い、消防力の強化を図る。
- 現場への到着に時間を要する地域への適切な配分を可能とする。**統合時に職員定数の引上げ**を行い、消防力の整備指針による基準数に対する**人員充足率を全国の水準に近づけていく**。

※令和4年度の高知県の人員充足率は63.0%（全国43位）、全国平均は79.5%

(2) 消防方面本部の設置

- 広大な県土を管轄するため、県内を3ブロック程度に区分し、ブロックごとに**消防本部直轄の消防方面本部を設置**
- 消防方面本部には、災害現場における司令塔として総括的な指揮活動を行う指揮隊等を配置する。
- 併せて、消防方面本部には、高機能指揮支援車等の高機能消防車の配備を行う。

(3) 高度救助隊及び特別高度救助隊の設置

- 災害の複雑化及び大規模化に対応するため、**高度救助隊**（救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令第5条）の増設（ブロックごとに1隊）、**特別高度救助隊**（同省令第6条）1隊の新設を行い、消防方面本部に配備する。

消防本部等管内図

高知県



消防本部・消防署所の業務等

1 消防機関の役割分担

(1) 消防本部

市町村の消防事務を統括する機関であり、通常、主として人事、予算、庶務等の消防組織そのものを維持するために必要な事務や、消防の運営の企画、統制等の事務を行う。

(2) 消防署

火災の予防、警戒、鎮圧、その他災害の防除及び災害による被害の軽減の活動を行う。

(3) 消防団

消防団は、「自らの地域は自らで守る」という精神に基づき、住民有志により組織されている公的機関であり、その団員は、特別職の公務員（非常勤）であり、各自の職業に従事しながら、必要の都度招集され、消防活動に従事する。

2 消防本部の主な業務

(1) 総務

消防に関する企画・運営、職員の人事、給与及び福利厚生、予算の経理等。

(2) 警防

消防活動のための必要な車両や資機材の整備、消防水利（消火栓等）の指導等。

(3) 予防

デパート・学校等の消防整備やガソリンスタンド等の危険物施設の設備指導及び検査等。

(4) 救急

学校、事業所等での救命講習実施など応急手当の普及啓発、救急救命士の育成等。

(5) 通信

119番通報を受け、出動指令及び現場活動への必要な情報を伝えること等。

3 消防署の体制

(1) 配備体制

火災・救急・救助等の業務を 365 日 24 時間体制で実施している。

消防車・救急車・救助工作車等が配備され、活動に必要な人員が配備される。

○消防力の整備指針

市町村が火災の予防等消防の事務を確実に遂行し、消防の責任を十分に果たすため、市町村はこの指針に定める施設及び人員を目標として、整備するものとされている

◇署所・車両の配備・・・人口規模等に応じて設置する署所や車両台数等を定め、地域の諸事情を勘案し算定

◇車両への人員配置（1台につき）・・・消防車5人、救急車3人、救助工作車5人等

(2) 勤務体制

県内では、10 消防本部で二交替制、5 消防本部で三交替制をとっている。（一部の消防本部においては併用。）

二交替制は、職員が2部に分かれ、当番・非番の順序に隔日ごとに勤務し、一定の期間で週休日を取る制度。三交替制は、職員が3部に分かれ、当番・非番・日勤を組み合わせで勤務し、一定期間で週休日を取る制度。

消防本部の概要

令和7年4月1日現在

消防本部名	設置年月日	構成市町村	管轄人口(人) (※1)	管轄面積(km ²)	署所数		管内消防団
					署	所	
高知市消防局	S23. 12. 28	高知市	311, 188	309. 00	4	4	高知市消防団
室戸市消防本部	S43. 4. 1	室戸市	12, 011	322. 24	1	1	室戸市消防団
		東洋町					東洋町消防団
安芸市消防本部	S42. 4. 1	安芸市	18, 301	356. 76	1	—	安芸市消防団
		芸西村					芸西村消防団
南国市消防本部	S42. 10. 1	南国市	45, 321	125. 30	1	1	南国市消防団
土佐市消防本部	S41. 10. 1	土佐市	24, 524	91. 50	1	1	土佐市消防団
土佐清水市消防本部	S44. 4. 1	土佐清水市	10, 795	265. 42	1	—	土佐清水市消防団
香南市消防本部	H18. 3. 1 (S44. 4. 1)	香南市	31, 477	126. 46	1	—	香南市消防団
香美市消防本部	H18. 3. 1 (S47. 12. 1)	香美市	24, 961	537. 86	1	1	香美市消防本部
高吾北広域町村事務組合 消防本部	S48. 4. 1	仁淀川町	20, 066	545. 75	1	1	仁淀川町消防団
		佐川町					佐川町消防団
		越知町					越知町消防団
高幡消防組合消防本部	S46. 4. 1	須崎市	45, 188	1404. 99	2	4	高幡消防組合須崎消防団
		中土佐町					高幡消防組合中土佐消防団
		梶原町					高幡消防組合梶原消防団
		津野町					高幡消防組合津野消防団
		四万十町					高幡消防組合四万十消防団
仁淀消防組合消防本部	S48. 4. 1	いの町	24, 297	515. 82	1	2	いの町消防団
		日高村					日高村消防団
幡多中央消防組合 消防本部	S48. 6. 1	四万十市	39, 573	820. 78	2	1	四万十市消防団
		黒潮町					黒潮町消防団
幡多西部消防組合 消防本部	S50. 4. 1	宿毛市	22, 489	474. 24	1	2	宿毛市消防団
		大月町					大月町消防団
		三原村					三原村消防団
嶺北広域行政事務組合 消防本部	S48. 5. 17	本山町	9, 371	756. 68	1	1	本山町消防団
		大豊町					大豊町消防団
		土佐町					土佐町消防団
		大川村					大川村消防団
中芸広域連合 消防本部	H10. 7. 1 (S45. 4. 1)	奈半利町	8, 751	449. 47	1	1	中芸広域連合奈半利町消防団
		田野町					中芸広域連合田野町消防団
		安田町					中芸広域連合安田町消防団
		北川村					中芸広域連合北川村消防団
		馬路村					中芸広域連合馬路村消防団
県 計			648, 313	7, 102. 27	20	20	34消防団

(※1)出典:高知県推計人口、人口動態及び推計世帯数(令和7年4月1日現在)(県統計分析課)

消防本部・消防署所一覧表

消防本部・署所名	所在地	電話番号	FAX番号
高知市消防局	〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-45	088-822-8151	088-824-5082
高知市中央消防署	〒780-8013 高知市筆山町4-5	088-856-9902	088-856-9903
高知市中央消防署西出張所	〒780-8075 高知市朝倉南町8-35	088-843-8313	088-843-8119
高知市北消防署	〒780-0026 高知市秦南町1-4-63-22	088-802-6031	088-802-6032
高知市北消防署旭出張所	〒780-0945 高知市本宮町277-1	088-844-3961	088-844-1190
高知市東消防署	〒781-8101 高知市高須砂地230-2	088-866-3119	088-866-3159
高知市東消防署東部出張所	〒781-8105 高知市高須東町8-21	088-882-3505	088-880-3283
高知市東消防署三里出張所	〒781-0112 高知市仁井田4199-1	088-847-6773	088-847-2119
高知市南消防署	〒781-0311 高知市春野町芳原1015	088-821-9560	088-821-9561
室戸市消防本部	〒781-7102 室戸市室津12	0887-22-0014	0887-22-4814
室戸市消防署			
室戸市消防署東洋出張所	〒781-7414 安芸郡東洋町大字生見26-1	0887-29-3321	0887-29-3322
安芸市消防本部	〒784-0020 安芸市西浜190-1	0887-34-1244	0887-37-9104
安芸市消防署			
南国市消防本部	〒783-0006 南国市篠原164-1	088-863-3511	088-863-6220
南国市消防署			
南国市消防署北部出張所	〒783-0062 南国市久礼田297-2	088-862-1333	088-862-1340
土佐市消防本部	〒781-1105 土佐市蓮池978-1	088-852-0001	088-852-0067
土佐市消防署			
土佐市消防署宇佐分署	〒781-1161 土佐市宇佐町宇佐1689-1		
土佐清水市消防本部	〒787-0302 土佐清水市以布利980-143	0880-82-8119	0880-82-8923
土佐清水市消防署			
香南市消防本部	〒781-5310 香南市赤岡町2032-2	0887-55-4141	0887-55-2430
香南市消防署			
香美市消防本部	〒782-0035 香美市土佐山田町百石町2-3-51	0887-53-4176	0887-53-5313
香美市消防署			
香美市消防署香北分署	〒781-4204 香美市香北町根須40-7	0887-59-3200	0887-59-3211
高吾北広域町村事務組合消防本部	〒781-1301 高岡郡越知町越知甲3105-3	0889-26-2111	0889-26-3639
高吾北消防署			
高吾北消防署仁淀川分署	〒781-1501 吾川郡仁淀川町大崎490-6	0889-35-0017	0889-35-0875
高幡消防組合消防本部	〒785-0031 須崎市山手町1-7	0889-43-1272	0889-42-9099
須崎消防署		0889-42-0119	0889-43-0119
須崎消防署中土佐分署	〒789-1301 高岡郡中土佐町久礼6653-1	0889-52-2319	0889-52-2075
須崎消防署津野山分署	〒785-0502 高岡郡津野町北川2589-1	0889-40-1099	0889-62-3237
須崎消防署津野山分署葉山出張所	〒785-0201 高岡郡津野町永野265-1	0889-55-2330	0889-55-2245
四万十清流消防署	〒786-0007 高岡郡四万十町古市町5-1	0880-22-0001	0880-22-2635
四万十清流消防署西分署	〒786-0521 高岡郡四万十町津賀177-12	0880-28-5525	0880-29-1112
仁淀消防組合消防本部	〒781-2112 吾川郡いの町西町1	088-893-3221	088-893-3225
仁淀消防組合消防署			
仁淀消防組合消防署吾北分署	〒781-2401 吾川郡いの町上八川甲1852	088-867-2812	088-867-2825
仁淀消防組合消防署日高分署	〒781-2153 高岡郡日高村本郷200-8	0889-24-5411	0889-24-5417
幡多中央消防組合消防本部	〒787-0015 四万十市右山750-1	0880-34-5881	0880-34-6196
四万十消防署			
四万十消防署西土佐分署	〒787-1601 四万十市西土佐江川崎2445-2	0880-52-1143	0880-52-2234
黒潮消防署	〒789-1904 幡多郡黒潮町伊田2629-1	0880-44-2600	0880-44-2255
幡多西部消防組合消防本部	〒788-0052 宿毛市和田1412-1	0880-63-0119	0880-63-3396
宿毛消防署		0880-63-3111	
大月分署	〒788-0302 幡多郡大月町弘見2106-1	0880-73-1313	0880-73-1266
三原分署	〒787-0803 幡多郡三原村来栖野347-1	0880-46-2629	0880-46-2131
嶺北広域行政事務組合消防本部	〒781-3601 長岡郡本山町本山995	0887-76-2806	0887-76-3581
嶺北消防署			
嶺北消防署大豊分署	〒789-0250 長岡郡大豊町黒石348-7	0887-73-0600	0887-73-1060
中芸広域連合消防本部	〒781-6410 安芸郡田野町1440-1	0887-38-2643	0887-38-2554
中芸消防署			
馬路分所	〒781-6201 安芸郡馬路村大字馬路447	0887-44-2210	0887-44-2210

消防機関＜常備＞の出動状況の推移

単位：件

消防本部名	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	人口1万人 当たりの出 動件数 (R5)
高知市	16,627	17,370	17,983	18,111	18,981	19,005	17,459	18,020	20,616	21,226	668
室戸市	1,241	1,298	1,247	1,350	1,428	1,373	1,236	1,282	1,455	1,360	1,064
安芸市	1,513	1,578	1,623	1,485	1,572	1,364	1,296	1,340	1,584	1,529	809
南国市	2,493	2,598	2,501	2,788	2,780	2,784	2,559	2,716	3,068	3,195	697
土佐市	1,482	1,560	1,588	1,625	1,636	1,665	1,550	1,606	1,737	1,698	678
土佐清水市	794	863	842	887	840	827	915	847	906	1,009	886
香南市	1,683	1,629	1,714	1,715	1,751	1,889	1,755	1,715	2,016	2,051	642
香美市	1,609	1,616	1,654	1,700	1,806	1,786	1,563	1,658	1,770	1,978	771
高吾北	1,621	1,551	1,590	1,581	1,639	1,605	1,425	1,389	1,663	1,623	775
高幡	3,085	3,199	3,273	3,294	3,369	3,323	3,196	3,194	3,603	3,699	779
仁淀	1,515	1,510	1,582	1,565	1,601	1,520	1,454	1,502	1,701	1,732	692
幡多中央	2,348	2,274	2,217	2,418	2,353	2,322	2,246	2,338	2,478	2,782	681
幡多西部	1,520	1,541	1,554	1,603	1,654	1,517	1,378	1,583	1,777	1,764	751
嶺北	851	889	884	831	906	884	821	845	942	951	968
中芸	704	769	832	787	815	805	792	811	848	844	919
合 計	39,086	40,245	41,084	41,740	43,131	42,669	39,645	40,846	46,164	47,441	712

件数：高知県消防政策課調べ

人口1万人当たりの出動件数（R5）：『高知県の推計人口年報（令和5年）』（高知県統計分析課）の人口をもとに算出

火災出動件数＜常備＞の推移

単位：件

消防本部名	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	人口1万人 当たりの出 動件数 (R5)
高知市	108	99	82	100	88	80	77	75	101	92	2.9
室戸市	14	13	12	20	21	11	9	13	17	14	11
安芸市	8	13	16	14	12	7	12	11	11	7	3.7
南国市	19	25	17	33	14	22	14	23	25	25	5.5
土佐市	10	17	8	12	10	12	15	9	14	10	4
土佐清水市	6	5	9	11	19	14	7	6	4	3	2.6
香南市	22	9	13	19	15	14	17	19	24	23	7.2
香美市	23	9	9	11	17	18	13	16	19	14	5.5
高吾北	11	17	14	12	14	13	13	9	8	11	5.3
高幡	35	26	26	31	32	23	32	35	30	24	5.1
仁淀	12	12	15	18	11	14	7	10	18	13	5.2
幡多中央	18	19	17	30	23	13	20	21	14	19	4.6
幡多西部	17	16	12	25	10	5	9	10	11	15	6.4
嶺北	10	6	10	6	17	5	5	11	11	9	9.2
中芸	6	11	6	7	5	5	7	5	7	7	7.6
合 計	319	297	266	349	308	256	257	273	314	286	4.3

件数：高知県消防政策課調べ

人口1万人当たりの出動件数（R5）：『高知県の推計人口年報（令和5年）』（高知県統計分析課）の人口をもとに算出

救急出動件数の推移

単位：件

消防本部名	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	人口1万人 当たりの出 動件数 (R5)
高知市	16,465	17,206	17,841	17,962	18,788	18,816	17,299	17,860	20,432	21,052	662
室戸市	1,215	1,281	1,228	1,324	1,404	1,356	1,217	1,257	1,433	1,340	1,048
安芸市	1,484	1,535	1,585	1,458	1,531	1,345	1,267	1,311	1,554	1,500	794
南国市	2,445	2,522	2,450	2,731	2,745	2,739	2,525	2,671	3,010	3,153	688
土佐市	1,459	1,529	1,567	1,599	1,605	1,639	1,525	1,584	1,716	1,678	670
土佐清水市	784	856	821	869	809	805	898	839	896	998	876
香南市	1,638	1,593	1,672	1,671	1,717	1,849	1,706	1,673	1,977	2,014	630
香美市	1,566	1,588	1,629	1,668	1,772	1,756	1,535	1,626	1,734	1,943	757
高吾北	1,582	1,514	1,549	1,549	1,603	1,571	1,392	1,359	1,624	1,588	758
高幡	3,016	3,125	3,220	3,233	3,289	3,260	3,130	3,113	3,527	3,632	765
仁淀	1,487	1,484	1,544	1,533	1,569	1,490	1,423	1,476	1,665	1,697	678
幡多中央	2,276	2,191	2,172	2,335	2,281	2,282	2,188	2,274	2,424	2,743	671
幡多西部	1,487	1,505	1,518	1,558	1,627	1,494	1,345	1,555	1,746	1,735	739
嶺北	829	857	849	799	870	866	794	820	907	919	935
中芸	685	749	818	767	804	789	778	794	831	830	904
合 計	38,418	39,535	40,463	41,056	42,414	42,057	39,022	40,212	45,476	46,822	703

件数：高知県消防政策課調べ

人口1万人当たりの出動件数（R5）：『高知県の推計人口年報（令和5年）』（高知県統計分析課）の人口をもとに算出

救助出動件数の推移

単位：件

消防本部名	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	人口1万人 当たりの出 動件数 (R5)
高知市	54	65	60	49	105	109	83	85	83	82	2.6
室戸市	12	4	7	6	3	6	10	12	5	6	4.7
安芸市	21	30	22	13	29	12	17	18	19	22	11.6
南国市	29	51	34	24	21	23	20	22	33	17	3.7
土佐市	13	14	13	14	21	14	10	13	7	10	4.0
土佐清水市	4	2	12	7	12	8	10	2	6	8	7.0
香南市	23	27	29	25	19	26	32	23	15	14	4.4
香美市	20	19	16	21	17	12	15	16	17	21	8.2
高吾北	28	20	27	20	22	21	20	21	31	24	11.5
高幡	34	48	27	30	48	40	34	46	46	43	9.1
仁淀	16	14	23	14	21	16	24	16	18	22	8.8
幡多中央	54	64	28	53	49	27	38	43	40	20	4.9
幡多西部	16	20	24	20	17	18	24	18	20	14	6.0
嶺北	12	26	25	26	19	13	22	14	24	23	23.4
中芸	13	9	8	13	6	11	7	12	10	7	7.6
合 計	349	413	355	335	409	356	366	361	374	333	5.0

件数：高知県消防政策課調べ

人口1万人当たりの出動件数（R5）：『高知県の推計人口年報（令和5年）』（高知県統計分析課）の人口をもとに算出

消防職員数の推移

単位：人

消防本部名	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 3年度比
高知市	391	395	388	395	392	100.3%
室戸市	51	51	51	50	48	94.1%
安芸市	37	37	38	38	38	102.7%
南国市	70	70	68	64	66	94.3%
土佐市	49	49	50	49	49	100.0%
土佐清水市	35	37	37	36	37	105.7%
香南市	47	49	49	51	51	108.5%
香美市	57	57	61	61	58	101.8%
高吾北	50	50	49	49	48	96.0%
高幡	139	141	142	137	144	103.6%
仁淀	57	59	58	55	58	101.8%
幡多中央	81	80	80	83	80	98.8%
幡多西部	64	63	62	63	63	98.4%
嶺北	37	38	38	38	37	100.0%
中芸	37	40	41	39	37	100.0%
合計	1,202	1,216	1,212	1,208	1,206	100.3%

出典：(R 3～6)高知県消防年報、(R 7)消防庁「消防防災・震災対策現況調査」
※人数は各年4月1日現在

管轄内の消防団員数の推移

単位：人

消防本部名	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 3年度比
高知市	753	734	720	698	699	92.8%
室戸市	382	389	370	365	356	93.2%
安芸市	324	325	315	310	311	96.0%
南国市	339	343	335	339	334	98.5%
土佐市	331	331	330	331	322	97.3%
土佐清水市	388	377	371	362	346	89.2%
香南市	257	245	242	229	234	91.1%
香美市	350	335	320	310	295	84.3%
高吾北	574	566	559	548	540	94.1%
高幡	1,139	1,123	1,125	1,101	1,087	95.4%
仁淀	468	442	431	425	422	90.2%
幡多中央	850	825	822	816	813	95.6%
幡多西部	706	695	683	661	655	92.8%
嶺北	655	638	603	599	585	89.3%
中芸	216	207	205	201	191	88.4%
合計	7,732	7,575	7,431	7,295	7,190	93.0%

出典：消防庁「消防団の組織概要等の調査」
※人数は各年4月1日現在

消防に係る経費の状況

＜令和5～6年度決算ベース＞

(単位:千円)

消防本部	市町村	市町村歳出総額 決算額	消防に係る経費 (経常的経費) 決算額	常備消防費 (経常的経費) 決算額	常備消防費のうち充当一般財源等 (経常的経費)	
					決算額	構成比
高知市	高知市	159,987,178	3,789,134	3,635,944	3,472,219	33.00%
室戸市	室戸市	15,244,941	469,175	427,856	302,504	2.90%
	東洋町	3,179,024	142,531	128,623	128,623	1.20%
安芸市	安芸市	19,591,232	349,744	318,113	266,639	2.50%
	芸西村	5,636,363	73,885	51,650	51,390	0.50%
南国市	南国市	24,957,635	664,024	603,205	566,466	5.40%
土佐市	土佐市	14,963,510	460,464	423,157	401,545	3.80%
土佐清水市	土佐清水市	10,207,089	317,037	283,113	282,146	2.70%
香南市	香南市	21,724,491	468,427	406,567	397,050	3.80%
香美市	香美市	18,214,521	588,564	526,313	514,783	4.90%
高吾北	仁淀川町	6,806,401	160,995	121,110	121,110	1.20%
	佐川町	8,878,989	215,823	165,037	165,037	1.60%
	越知町	5,328,856	156,452	109,505	109,505	1.00%
高幡	須崎市	19,815,085	447,529	410,796	400,772	3.80%
	中土佐町	7,227,906	246,137	220,659	218,773	2.10%
	梶原町	6,421,840	142,524	105,605	104,413	1.00%
	津野町	6,991,657	194,116	158,269	156,715	1.50%
	四万十町	18,093,849	475,042	421,399	415,791	4.00%
仁 淀	いの町	14,739,926	416,296	366,090	339,763	3.20%
	日高村	5,557,831	148,944	129,730	129,730	1.20%
幡多中央	四万十市	27,946,097	619,936	543,866	543,866	5.20%
	黒潮町	10,867,285	293,153	237,622	237,622	2.30%
幡多西部	宿毛市	15,417,967	370,634	325,444	319,764	3.00%
	大月町	5,358,158	167,960	136,066	136,066	1.30%
	三原村	2,332,171	75,789	70,295	70,295	0.70%
嶺北	本山町	4,555,767	122,500	84,932	84,932	0.80%
	大豊町	5,749,202	137,652	98,403	98,403	0.90%
	土佐町	4,948,144	126,668	98,827	97,224	0.90%
	大川村	1,719,273	25,858	15,666	15,666	0.10%
中芸	奈半利町	3,176,619	117,465	107,248	107,198	1.00%
	田野町	3,982,716	91,576	86,826	86,779	0.80%
	安田町	3,016,557	101,772	85,034	85,034	0.80%
	北川村	2,574,103	53,950	48,530	48,530	0.50%
	馬路村	2,467,714	62,774	30,866	30,866	0.30%
	合計	487,680,090	12,294,521	10,982,358	10,507,211	100.00%

※令和5～6年度の決算額の平均値を記載
 ※歳出総額は決算統計、それ以外は市町村振興課調

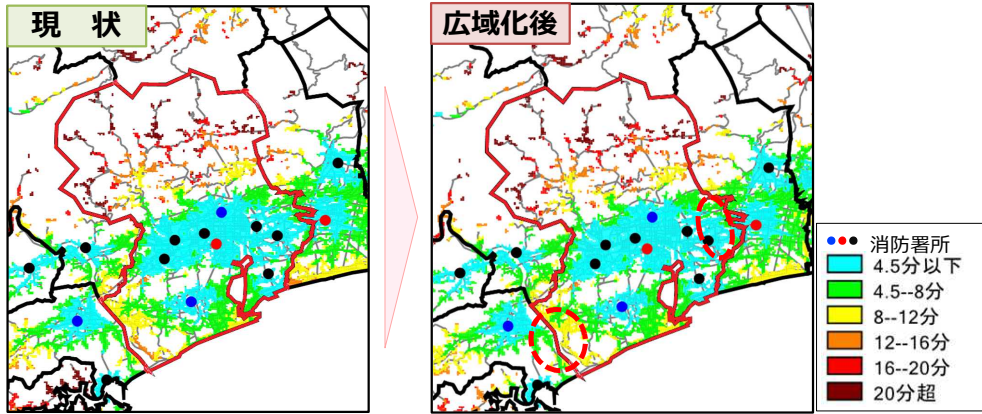


高知市消防局における消防広域化による消防力の運用効果の概要

((一財)消防防災科学センターによる検証結果を元に作成。常備消防の出動についてのシミュレーションであり、消防団の出動を除く。)

○ 救急車の現場到着所要時間の分布シミュレーション

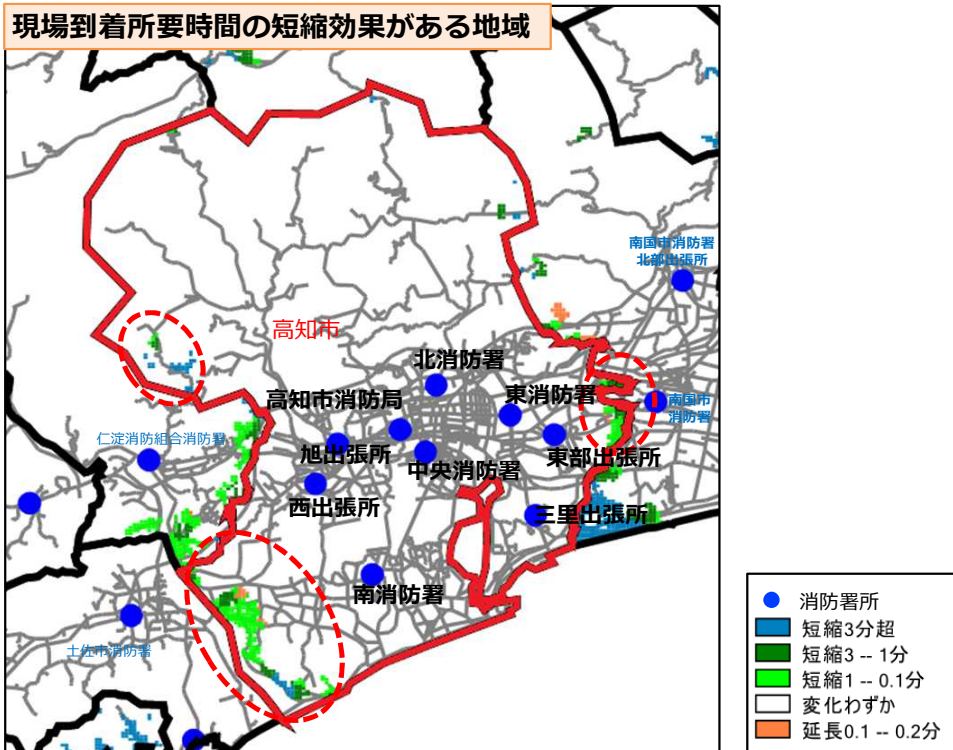
※現状は管轄内のみで出動し、広域化後は管轄を越えた出動を行うとして、直近の署所から救急車（第1着隊）が出動した場合の出動から現場到着までの走行時間及び短縮効果の分布。



○ 救急車の現場到着所要時間の短縮効果（平均・最大）

	【現状】 平均所要時間※1
高知市（旧高知市）	3.1分
高知市（旧鏡村）	14.0分
高知市（旧土佐山村）	19.5分
高知市（旧春野町）	5.9分

現場到着所要時間の短縮効果がある地域



※中央消防署は移転後の所在地

	【広域化後】 平均所要時間※1	【短縮効果※2】	
		平均短縮時間	最大短縮時間
高知市（旧高知市）	3.1分	-	▲6.5分 (領家)
高知市（旧鏡村）	13.9分	▲0.1分	▲5.3分 (鏡小山)
高知市（旧土佐山村）	19.5分	-	▲0.9分 (土佐山菖蒲)
高知市（旧春野町）	5.7分	▲0.2分	▲1.8分 (春野町西畑)

※1 災害発生地域の直近の消防署所から、シミュレーションに当たって設定した道路ネットワークを、設定した平均的な速度で走行した場合の出動から現場到着までの走行時間の平均

※2 直近の署所から救急車が出動した場合の出動から現場到着までの走行時間の短縮効果



高知市消防局における消防広域化による消防力の運用効果の概要

(一財)消防防災科学センターによる検証結果を元に作成。
常備消防の出動についてのシミュレーションであり、消防団の出動を除く。

○ 第1着～第3着の救急車の現場到着所要時間の短縮効果 (抜粋)

救急現場に最も近い署所に配置されている救急車（第1着隊）～3番目に近い救急車（第3着隊）が出動する場合の、それぞれの運用効果。

※各消防署所に配置されている救急車の台数（北消防署：2台、東消防署：1台、中央消防署：3台、南消防署：2台、旭出張所：1台、東部出張所：1台、三里出張所：1台、西出張所：1台、消防局：1台（特命救急隊）と同じとして、現状は管轄内のみで出動し、広域化後は管轄を越えた出動を行う場合。

<第1着隊>

	地区名	【現状】	
		所要時間	出動署所
高知市	領家	24.5分	高知市北消防署 旭出張所
高知市	介良甲	4.1分	高知市東消防署 東部出張所
高知市（旧鏡村）	鏡小山	26.4分	高知市北消防署 旭出張所
高知市（旧土佐山村）	土佐山菖蒲	23.7分	高知市北消防署
高知市（旧春野町）	春野町西畑	12.5分	高知市中央消防署 西出張所

【広域化後】		
所要時間	出動署所	短縮時間
18.0分	仁淀消防組合消防署	▲6.5分
2.9分	南国市消防署	▲1.2分
21.1分	仁淀消防組合消防署	▲5.3分
22.8分	南国市消防署 北部出張所	▲0.9分
10.7分	土佐市消防署	▲1.8分

<第2着隊>

	地区名	【現状】	
		所要時間	出動署所
高知市	領家	26.3分	高知市中央消防署 西出張所
高知市	介良甲	6.8分	高知市東消防署、 三里出張所
高知市（旧鏡村）	鏡梅ノ木	25.8分	高知市中央消防署 西出張所
高知市（旧春野町）	春野町弘岡上	10.8分	高知市南消防署

【広域化後】		
所要時間	出動署所	短縮時間
24.1分	仁淀消防組合消防署 日高分署	▲2.2分
2.9分	南国市消防署	▲3.9分
23.3分	仁淀消防組合消防署、 高知市北消防署旭出張所	▲2.5分
9.0分	土佐市消防署	▲1.8分

<第3着隊>

	地区名	【現状】	
		所要時間	出動署所
高知市	介良甲	7.9分	高知市東消防署、 三里出張所
高知市（旧土佐山村）	土佐山菖蒲	26.1分	高知市消防局、 高知市東消防署
高知市（旧春野町）	春野町甲殿	16.2分	高知市中央消防署、 西出張所

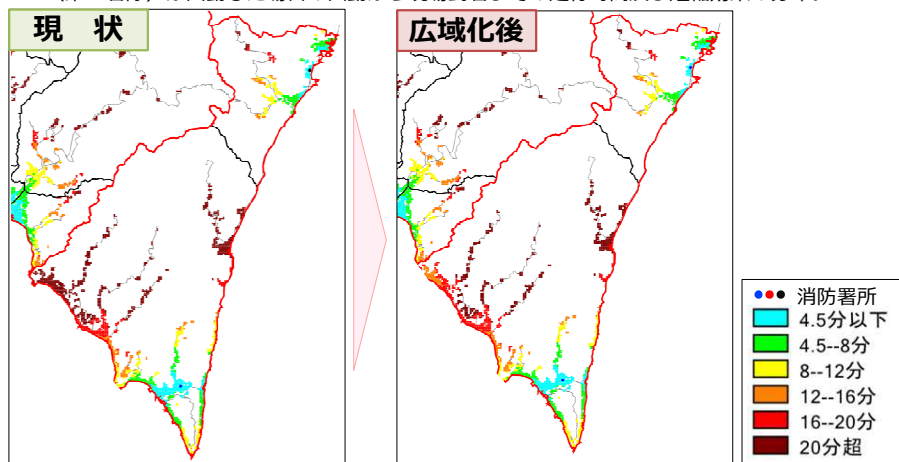
【広域化後】		
所要時間	出動署所	短縮時間
2.9分	南国市消防署	▲5.0分
24.6分	南国市消防署北部出張所、 高知市北消防署、 南国市消防署	▲1.5分
12.9分	土佐市消防署 宇佐分署	▲3.3分

室戸市消防本部における消防広域化による消防力の運用効果の概要

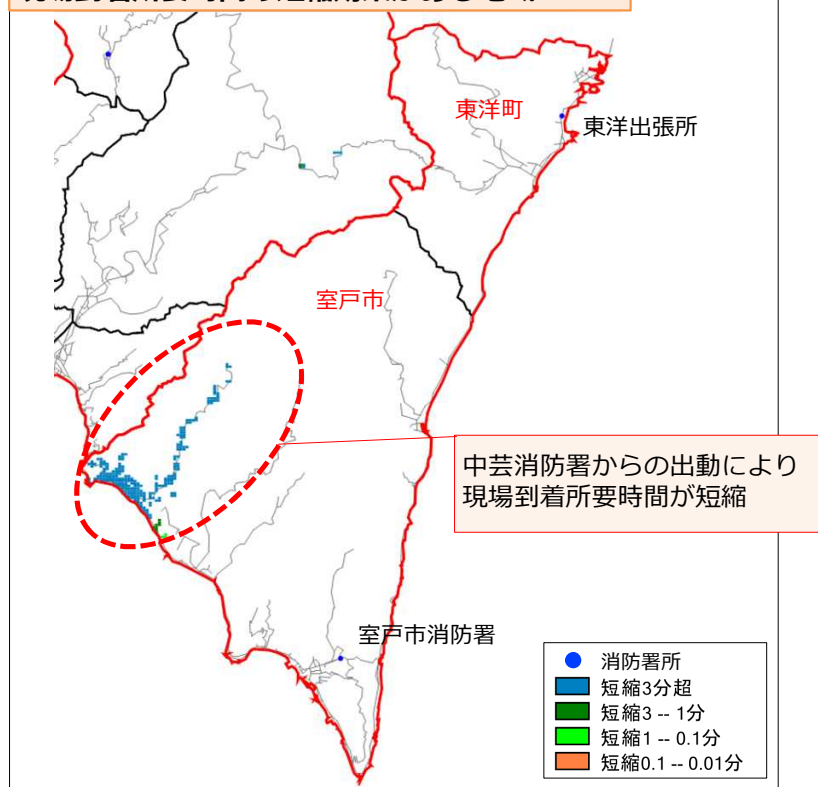
((一財)消防防災科学センターによる検証結果を元に作成。常備消防の出動についてのシミュレーションであり、消防団の出動を除く。)

救急車の現場到着所要時間の分布シミュレーション

※現状は管轄内のみで出動し、広域化後は管轄を越えた出動を行うとして、直近の署所から救急車(第1着隊)が出動した場合の出動から現場到着までの走行時間及び短縮効果の分布。



現場到着所要時間の短縮効果がある地域



救急車の現場到着所要時間の短縮効果 (平均・最大)

	【現状】 平均所要時間※1	【広域化による効果※2】	
		平均短縮時間	最大短縮時間
室戸市	12.4分	▲0.9分	▲7.9分 (羽根町)

※1 災害発生地域の直近の消防署所から、シミュレーションに当たって設定した道路ネットワークを、設定した平均的な速度で走行した場合の出動から現場到着までの走行時間の平均

※2 直近の署所から救急車が出動した場合の出動から現場到着までの走行時間の短縮効果

第1着～第3着の救急車の現場到着所要時間の短縮効果

救急現場に最も近い署所に配置されている救急車(第1着隊)～3番目に近い救急車(第3着隊)が出動する場合の、それぞれの運用効果。

※各消防署所に配置されている救急車の台数(室戸消防署:2台、東洋出張所:1台)が変わらず、現状は管轄内のみで出動し、広域化後は管轄を越えた出動を行う場合。

<第1着隊>

	地区名	【現状】		【広域化後】		
		所要時間	出動署所	所要時間	出動署所	短縮時間
室戸市	羽根町	27.7分	室戸市消防署	19.8分	中芸消防署	▲7.9分

<第2着隊>

	地区名	【現状】		【広域化後】		
		所要時間	出動署所	所要時間	出動署所	短縮時間
室戸市	羽根町	27.7分	室戸市消防署	19.8分	中芸消防署	▲7.9分

<第3着隊>

	地区名	【現状】		【広域化後】		
		所要時間	出動署所	所要時間	出動署所	短縮効果
室戸市	浮津	51.3分	東洋出張所	37.2分	中芸消防署	▲14.1分
	室津	52.5分	東洋出張所	43.2分	中芸消防署	▲9.3分
	元	56.3分	東洋出張所	35.4分	中芸消防署	▲20.9分
	領家	47.8分	東洋出張所	40.3分	中芸消防署	▲7.5分
	吉良川町	67.0分	東洋出張所	28.9分	中芸消防署、 室戸市消防署	▲38.1分
	羽根町	74.4分	東洋出張所	28.1分	室戸市消防署、 中芸消防署	▲46.3分
	室戸岬町	47.9分	東洋出張所	42.6分	中芸消防署	▲5.3分

特殊車両等の出動

従来の管轄を越えて現行の管轄の消防署所に配置されていない特殊車両が出動可能となる市町村

はしご車の出動先	室戸市、東洋町	※管轄地域内に中高層建物がある市町村
----------	---------	--------------------

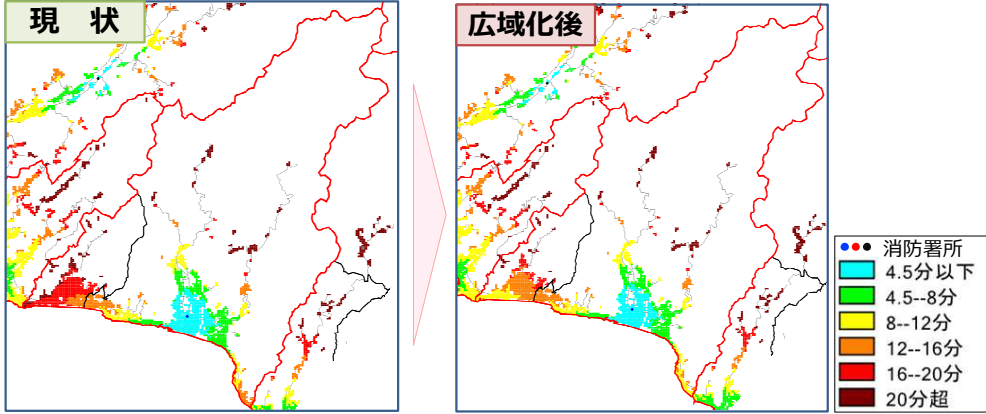


安芸市消防本部における消防広域化による消防力の運用効果の概要

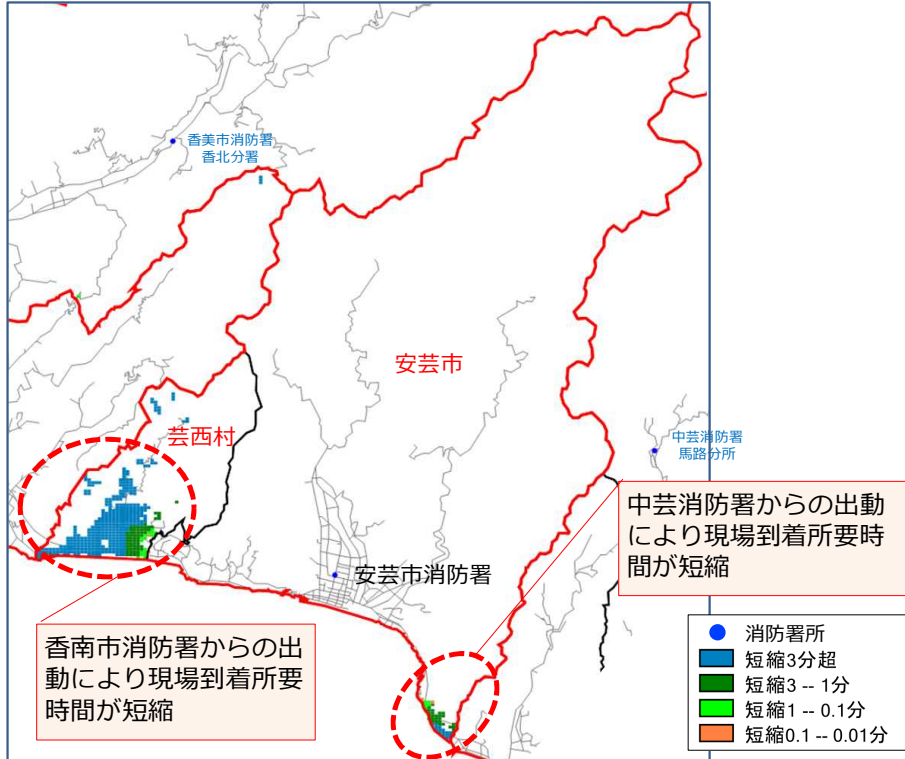
((一財)消防防災科学センターによる検証結果を元に作成。常備消防の出動についてのシミュレーションであり、消防団の出動を除く。)

○ 救急車の現場到着所要時間の分布シミュレーション

※現状は管轄内のみで出動し、広域化後は管轄を越えた出動を行うとして、直近の署所から救急車（第1着隊）が出動した場合の出動から現場到着までの走行時間及び短縮効果の分布。



現場到着所要時間の短縮効果がある地域



○ 救急車の現場到着所要時間の短縮効果（平均・最大）

	【現状】 平均所要時間※1	【広域化による効果※2】	
		平均短縮時間	最大短縮時間
安芸市	4.7分	-	▲1.2分 (伊尾木下山)
芸西村	18.7分	▲4.2分	▲12.7分 (道家)

※1 災害発生地域の直近の消防署所から、シミュレーションに当たって設定した道路ネットワークを、設定した平均的な速度で走行した場合の出動から現場到着までの走行時間の平均
 ※2 直近の署所から救急車が出動した場合の出動から現場到着までの走行時間の短縮効果

○ 第1着～第3着の救急車の現場到着所要時間の短縮効果（抜粋）

救急現場に最も近い署所に配置されている救急車（第1着隊）～3番目に近い救急車（第3着隊）が出動する場合の、それぞれの運用効果。

※各消防署所に配置されている救急車の台数（安芸市消防署：2台）が変わらず、現状は管轄内のみで出動し、広域化後は管轄を越えた出動を行う場合。

<第1着隊>

	地区名	【現状】		【広域化後】		
		所要時間	出動署所	所要時間	出動署所	短縮時間
安芸市	伊尾木下山	11.6分	安芸市消防署	10.4分	中芸消防署	▲1.2分
芸西村	道家	47.9分	安芸市消防署	35.2分	香南市消防署	▲12.7分

<第2着隊>

	地区名	【現状】		【広域化後】		
		所要時間	出動署所	所要時間	出動署所	短縮時間
安芸市	伊尾木下山	11.6分	安芸市消防署	10.4分	中芸消防署	▲1.2分
芸西村	道家	47.9分	安芸市消防署	35.3分	香南市消防署	▲12.7分

<第3着隊>

・全域：広域化後、従来の管轄を越えて新たに出動可能となる。

○ 特殊車両等の出動

従来の管轄を越えて現行の管轄の消防署所に配置されていない特殊車両が出動可能となる市町村

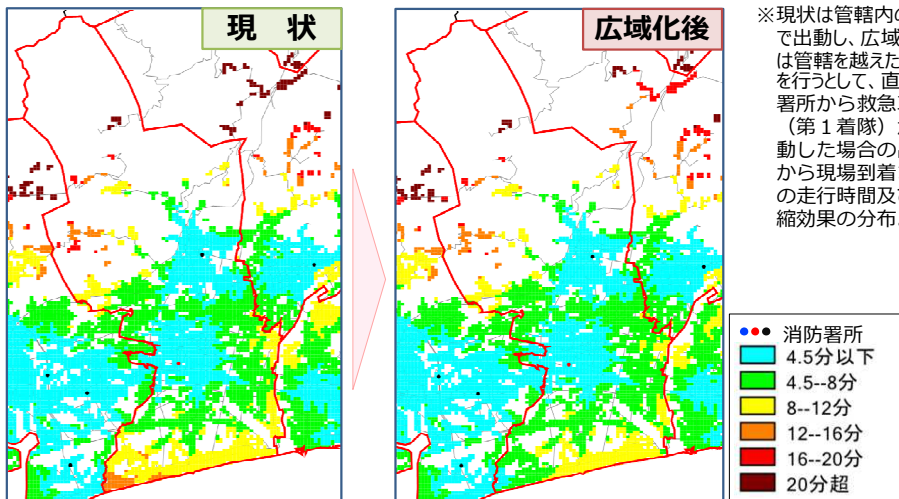
はしご車の出動先	安芸市、芸西村	※管轄地域内に中高層建物がある市町村
救助工作車の出動先	安芸市、芸西村	



南国市消防本部における消防広域化による消防力の運用効果の概要

((一財)消防防災科学センターによる検証結果を元に作成。常備消防の出動についてのシミュレーションであり、消防団の出動を除く。)

○ 救急車の現場到着所要時間の分布シミュレーション



現場到着所要時間の短縮効果がある地域

嶺北消防署からの出動により現場到着所要時間が短縮

高知市からの出動により現場到着所要時間が短縮



○ 特殊車両等の出動

従来の管轄を越えて現行の管轄の消防署所に配置されていない特殊車両が出動可能となる市町村

はしご車の出動先	南国市	※管轄地域内に中高層建物がある市町村
----------	-----	--------------------

○ 救急車の現場到着所要時間の短縮効果 (平均・最大)

	【現状】 平均所要時間 ※1	【広域化による効果※2】	
		平均短縮時間	最大短縮時間
南国市	5.1分	▲0.4分	▲6.2分 (緑ヶ丘三丁目)

※1 災害発生地域の直近の消防署所から、シミュレーションに当たって設定した道路ネットワークを、設定した平均的な速度で走行した場合の出動から現場到着までの走行時間の平均

※2 直近の署所から救急車が出動した場合の出動から現場到着までの走行時間の短縮効果

○ 第1着～第3着の救急車の現場到着所要時間の短縮効果 (抜粋)

救急現場に最も近い署所に配置されている救急車(第1着隊)～3番目に近い救急車(第3着隊)が出動する場合の、それぞれの運用効果。

※各消防署所に配置されている救急車の台数(南国市消防署:3台、北部出張所:1台)が変わらず、現状は管轄内のみで出動し、広域化後は管轄を越えた出動を行う場合。

<第1着隊>

	地区名	【現状】		【広域化後】		
		所要時間	出動署所	所要時間	出動署所	短縮時間
南国市	黒滝・中ノ川・大改野	45.1分	南国市消防署 北部出張所	42.5分	嶺北消防署	▲2.6分
南国市	久枝	9.6分	南国市消防署	8.2分	香南市消防署	▲1.4分
南国市	緑ヶ丘三丁目	11.1分	南国市消防署	4.9分	高知市東消防署 三里出張所	▲6.2分

<第2着隊>

	地区名	【現状】		【広域化後】		
		所要時間	出動署所	所要時間	出動署所	短縮時間
南国市	植田	12.3分	南国市消防署	8.4分	香美市消防署	▲3.9分
南国市	緑ヶ丘三丁目	11.1分	南国市消防署	7.3分	高知市東消防署 東部出張所	▲3.8分

<第3着隊>

	地区名	【現状】		【広域化後】		
		所要時間	出動署所	所要時間	出動署所	短縮時間
南国市	白木谷	18.4分	南国市消防署	16.3分	高知市北消防署等	▲2.1分
南国市	緑ヶ丘三丁目	11.1分	南国市消防署	10.2分	高知市東消防署	▲0.9分

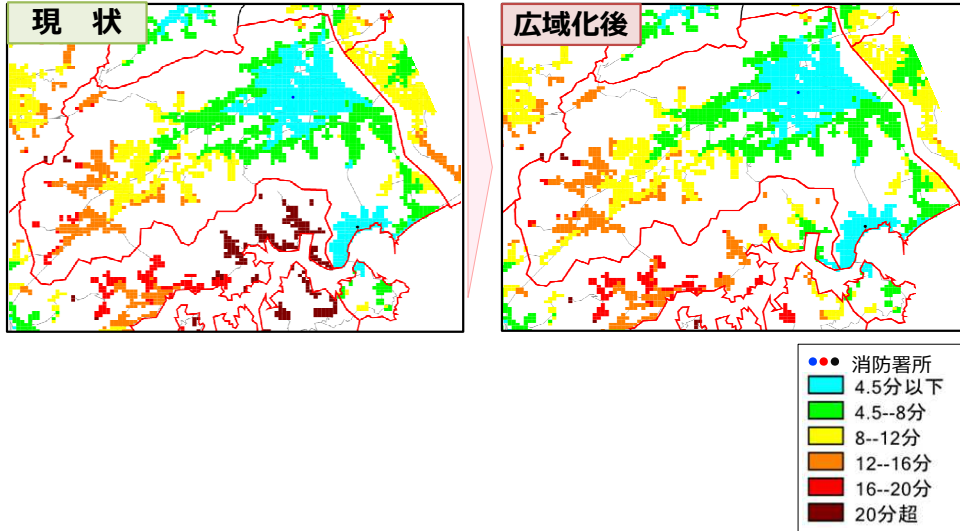


土佐市消防本部における消防広域化による消防力の運用効果の概要

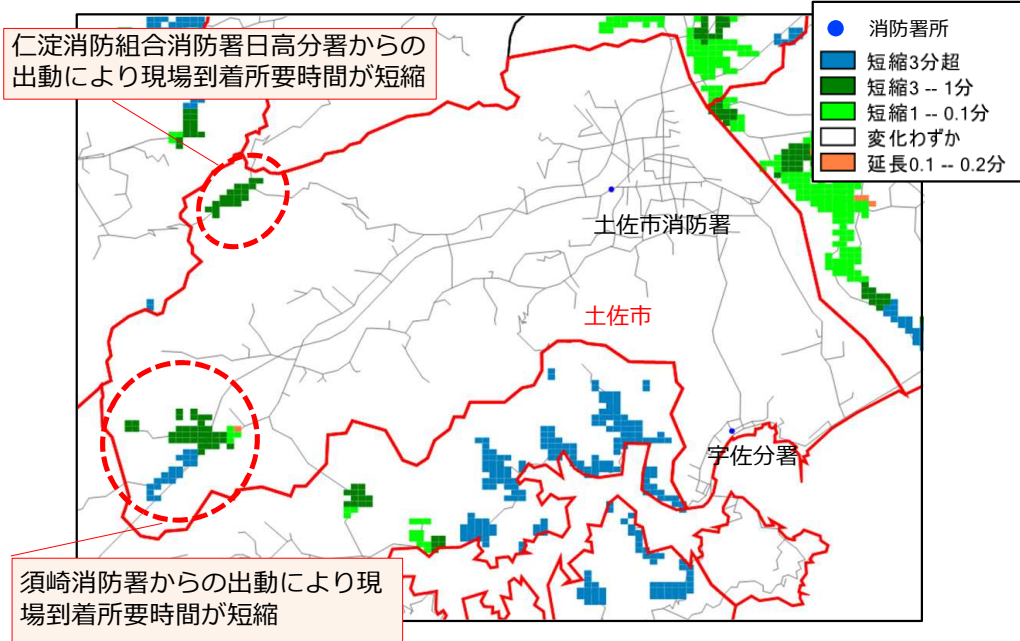
((一財)消防防災科学センターによる検証結果を元に作成。常備消防の出動についてのシミュレーションであり、消防団の出動を除く。)

○ 救急車の現場到着所要時間の分布シミュレーション

※現状は管轄内のみで出動し、広域化後は管轄を越えた出動を行うとして、直近の署所から救急車（第1着隊）が出動した場合の出動から現場到着までの走行時間及び短縮効果の分布。



現場到着所要時間の短縮効果がある地域



○ 救急車の現場到着所要時間の短縮効果（平均・最大）

	【現状】 平均所要時間 ※1	【広域化による効果※2】	
		平均短縮時間	最大短縮時間
土佐市	4.6分	-	▲2.0分 (市野々)

※1 災害発生地域の直近の消防署所から、シミュレーションに当たって設定した道路ネットワークを、設定した平均的な速度で走行した場合の出動から現場到着までの走行時間の平均

※2 直近の署所から救急車が出動した場合の出動から現場到着までの走行時間の短縮効果

○ 第1着～第3着の救急車の現場到着所要時間の短縮効果（抜粋）

救急現場に最も近い署所に配置されている救急車（第1着隊）～3番目に近い救急車（第3着隊）が出動する場合の、それぞれの運用効果。

※各消防署所に配置されている救急車の台数（土佐市消防署：2台、宇佐分署：1台）が変わらず、現状は管轄内のみで出動し、広域化後は管轄を越えた出動を行う場合。

<第1着隊>

	地区名	【現状】		【広域化後】		
		所要時間	出動署所	所要時間	出動署所	短縮時間
土佐市	市野々	15.2分	土佐市消防署	13.2分	須崎消防署	▲2.0分
土佐市	谷地	15.4分	土佐市消防署	13.7分	仁淀消防組合消防署日高分署	▲1.7分

<第2着隊>

	地区名	【現状】		【広域化後】		
		所要時間	出動署所	所要時間	出動署所	短縮時間
土佐市	市野々	15.2分	土佐市消防署	13.2分	須崎消防署	▲2.0分

<第3着隊>

	地区名	【現状】		【広域化後】		
		所要時間	出動署所	所要時間	出動署所	短縮時間
土佐市	高岡町丁	14.9分	宇佐分署	13.7分	仁淀消防組合消防署	▲1.2分
土佐市	鷹ノ巣	22.9分	宇佐分署	14.7分	須崎消防署	▲8.2分

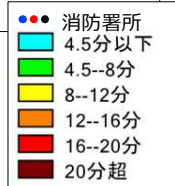
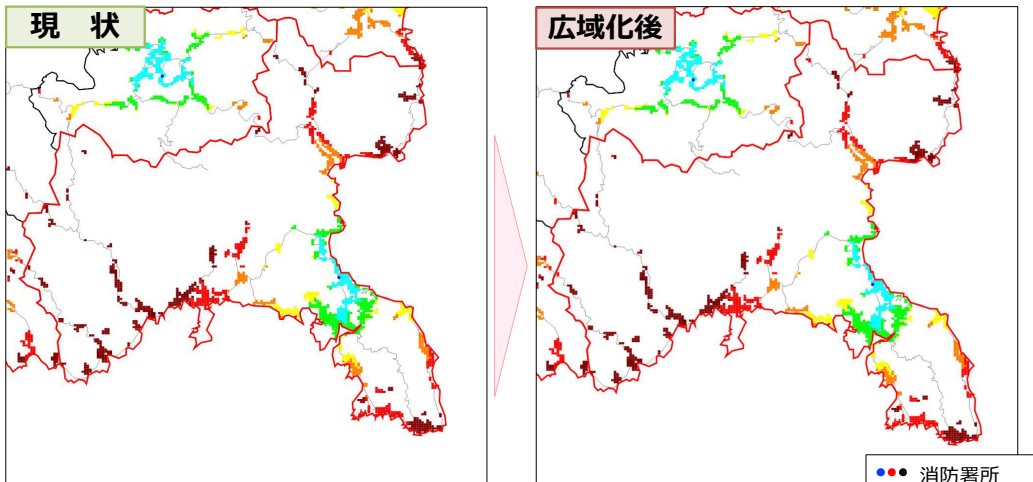


土佐清水市消防本部における消防広域化による消防力の運用効果の概要

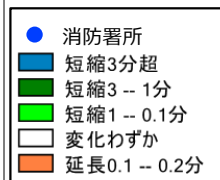
((一財)消防防災科学センターによる検証結果を元に作成。常備消防の出動についてのシミュレーションであり、消防団の出動を除く。)

○ 救急車の現場到着所要時間の分布シミュレーション

※現状は管轄内のみで出動し、広域化後は管轄を越えた出動を行うとして、直近の署所から救急車（第1着隊）が出動した場合の出動から現場到着までの走行時間及び短縮効果の分布。



現場到着所要時間の短縮効果がある地域



○ 救急車の現場到着所要時間の短縮効果（平均・最大）

	【現状】 平均所要時間 ※1	【広域化による効果※2】	
		平均短縮時間	最大短縮時間
土佐清水市	12.6分	▲0.3分	▲31.3分 (有永)

※1 災害発生地域の直近の消防署所から、シミュレーションに当たって設定した道路ネットワークを、設定した平均的な速度で走行した場合の出動から現場到着までの走行時間の平均
 ※2 直近の署所から救急車が出動した場合の出動から現場到着までの走行時間の短縮効果

○ 第1着～第3着の救急車の現場到着所要時間の短縮効果（抜粋）

救急現場に最も近い署所に配置されている救急車（第1着隊）～3番目に近い救急車（第3着隊）が出動する場合の、それぞれの運用効果。

※各消防署所に配置されている救急車の台数（土佐清水市消防署：2台）が変わらない場合。

<第1着隊>

	地区名	【現状】		【広域化後】		
		所要時間	出動署所	所要時間	出動署所	短縮時間
土佐清水市	有永	51.7分	土佐清水市消防署	20.4分	宿毛消防署 三原分署	▲31.3分
土佐清水市	立石	35.1分	土佐清水市消防署	26.4分	四万十消防署	▲8.7分
土佐清水市	宗呂甲藤ノ川	45.8分	土佐清水市消防署	20.7分	宿毛消防署 大月分署	▲25.1分

<第2着隊>

	地区名	【現状】		【広域化後】		
		所要時間	出動署所	所要時間	出動署所	短縮時間
土佐清水市	有永	51.7分	土佐清水市消防署	40.1分	宿毛消防署 大月分署	▲11.6分
土佐清水市	宗呂乙 (坂井)	41.0分	土佐清水市消防署	29.7分	宿毛消防署	▲11.3分
土佐清水市	立石	35.1分	土佐清水市消防署	26.4分	四万十消防署	▲8.7分

<第3着隊>

・広域化後、従来の管轄を越えて新たに出動可能となる。

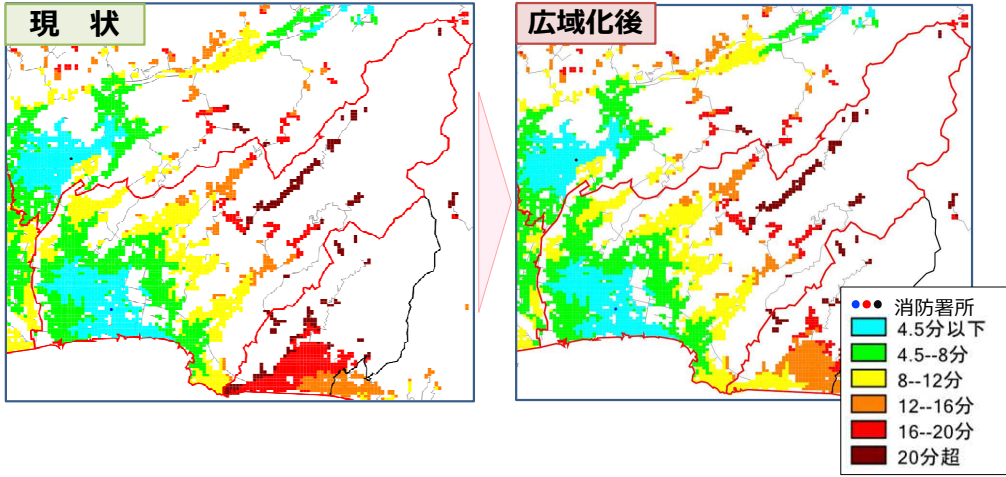


香南市消防本部における消防広域化による消防力の運用効果の概要

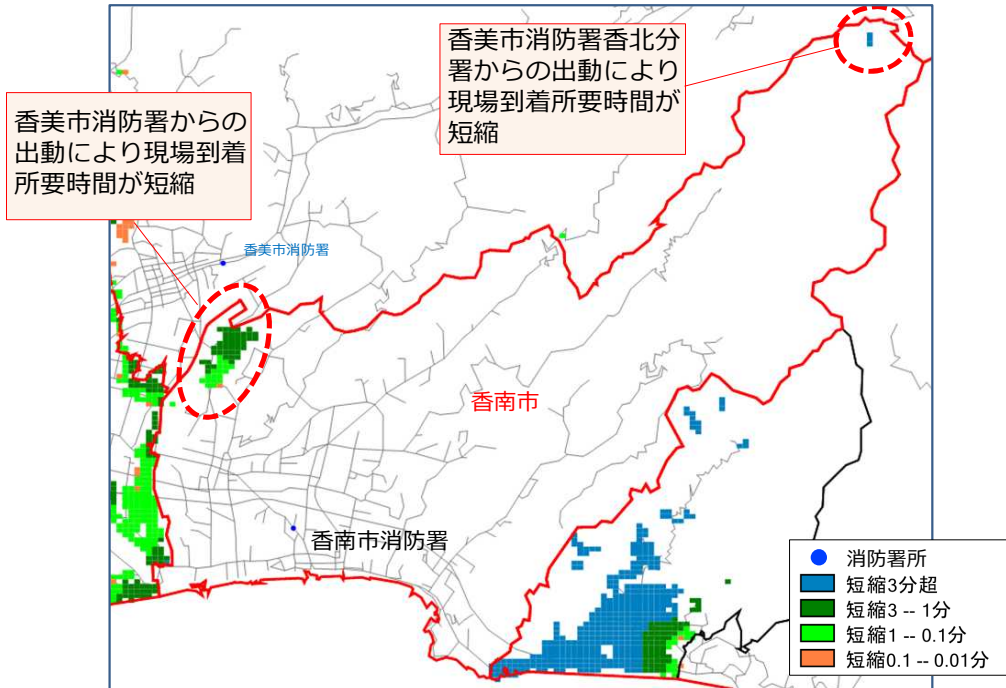
((一財)消防防災科学センターによる検証結果を元に作成。常備消防の出動についてのシミュレーションであり、消防団の出動を除く。)

○ 救急車の現場到着所要時間の分布シミュレーション

※現状は管轄内のみで出動し、広域化後は管轄を越えた出動を行うとして、直近の署所から救急車（第1着隊）が出動した場合の出動から現場到着までの走行時間及び短縮効果の分布。



現場到着所要時間の短縮効果がある地域



○ 救急車の現場到着所要時間の短縮効果（平均・最大）

	【現状】 平均所要時間 ※1	【広域化による効果※2】	
		平均短縮時間	最大短縮時間
香南市（旧香我美町）	11.7分	▲0.2分	▲0.2分
香南市（旧野市町）	5.8分	▲0.2分	▲0.2分

※1 災害発生地域の直近の消防署所から、シミュレーションに当たって設定した道路ネットワークを、設定した平均的な速度で走行した場合の出動から現場到着までの走行時間の平均
 ※2 直近の署所から救急車が出動した場合の出動から現場到着までの走行時間の短縮効果

○ 第1着～第3着の救急車の現場到着所要時間の短縮効果

救急現場に最も近い署所に配置されている救急車（第1着隊）～3番目に近い救急車（第3着隊）が出動する場合の、それぞれの運用効果。

※各消防署所に配置されている救急車の台数（香南市消防署：2台）が変わらず、現状は管轄内のみで出動し、広域化後は管轄を越えた出動を行う場合。

<第1着隊>

	地区名	【現状】		【広域化後】		
		所要時間	出動署所	所要時間	出動署所	短縮時間
香南市	香我美町	11.7分	香南市消防署	11.5分	香南市消防署 香北分署	▲0.2分
香南市	野市町	5.8分	香南市消防署	5.6分	香南市消防署	▲0.2分

<第2着隊>

	地区名	【現状】		【広域化後】		
		所要時間	出動署所	所要時間	出動署所	短縮時間
香南市	香我美町	11.7分	香南市消防署	11.6分	香南市消防署	▲0.1分

<第3着隊>

・全域：広域化後、従来の管轄を越えて新たに可能となる。

○ 特殊車両等の出動

従来の管轄を越えて現行の管轄の消防署所に配置されていない特殊車両が出動可能となる市町村

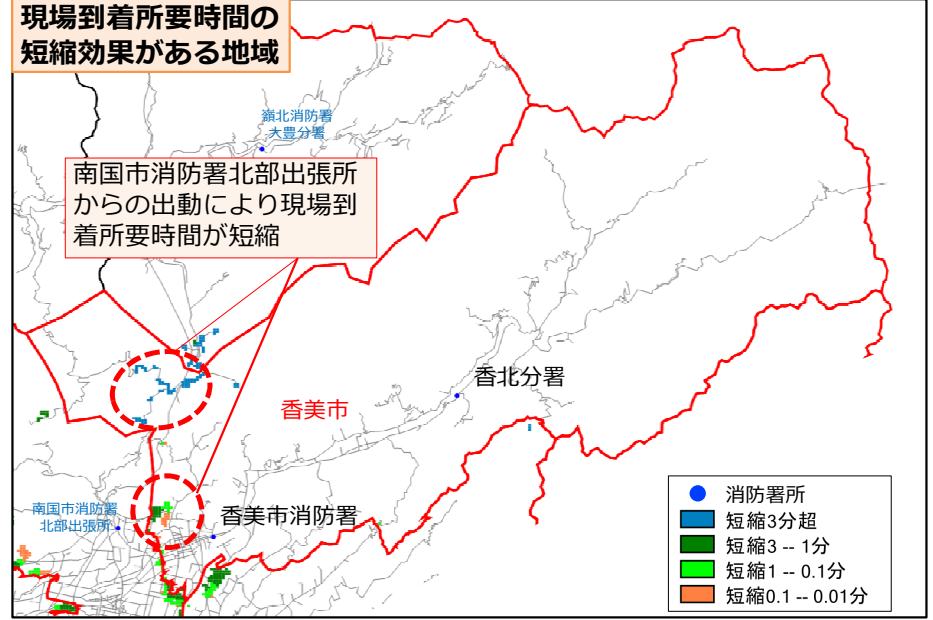
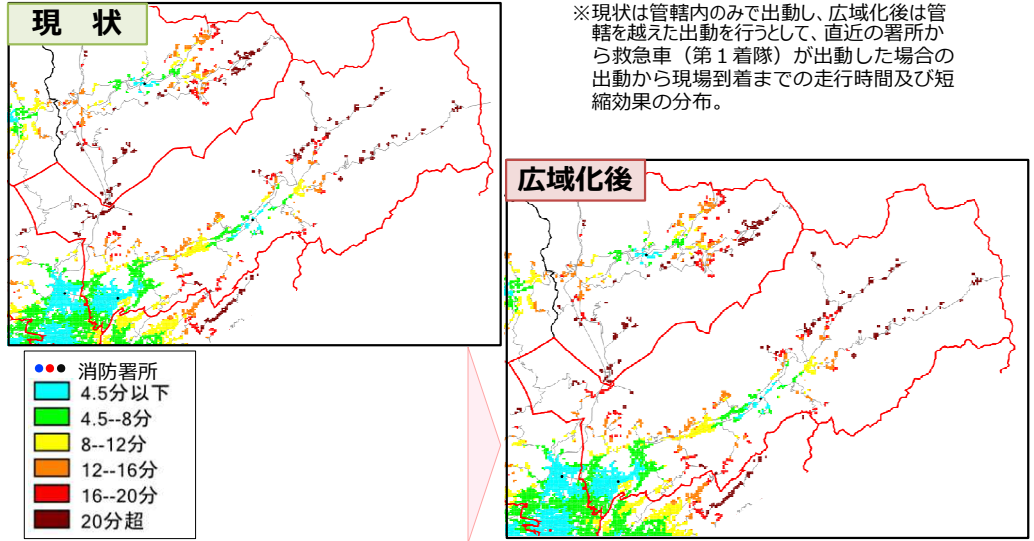
はしご車の出動先	香南市	※管轄地域内に中高層建物がある市町村
----------	-----	--------------------



香美市消防本部における消防広域化による消防力の運用効果の概要

((一財)消防防災科学センターによる検証結果を元に作成。常備消防の出動についてのシミュレーションであり、消防団の出動を除く。)

○ 救急車の現場到着所要時間の分布シミュレーション



○ 特殊車両等の出動

従来の管轄を越えて現行の管轄の消防署所に配置されていない特殊車両が出動可能となる市町村

はしご車の出動先	香美市	※管轄地域内に中高層建物がある市町村
----------	-----	--------------------

○ 救急車の現場到着所要時間の短縮効果（平均・最大）

	【現状】	【広域化による効果※2】	
	平均所要時間 ※1	平均短縮時間	最大短縮時間
香美市（旧土佐山田町）	4.2分	▲0.2分	▲8.2分 (角茂谷)

※1 災害発生地域の直近の消防署所から、シミュレーションに当たって設定した道路ネットワークを、設定した平均的な速度で走行した場合の出動から現場到着までの走行時間の平均
 ※2 直近の署所から救急車が出動した場合の出動から現場到着までの走行時間の短縮効果

○ 第1着～第3着の救急車の現場到着所要時間の短縮効果（抜粋）

救急現場に最も近い署所に配置されている救急車（第1着隊）～3番目に近い救急車（第3着隊）が出動する場合の、それぞれの運用効果。
 ※各消防署所に配置されている救急車の台数（香美市消防署：1台、香北分署：1台）が変わらず、現状は管轄内のみで出動し、広域化後は管轄を越えた出動を行う場合。

<第1着隊>

	地区名	【現状】		【広域化後】		
		所要時間	出動署所	所要時間	出動署所	短縮時間
香美市	新改久次	7.2分	香美市消防署	4.6分	南国市消防署 北部出張所	▲2.6分
香美市	角茂谷	29.4分	香美市消防署	21.2分	南国市消防署 北部出張所	▲8.2分
香美市	繁藤	26.1分	香美市消防署	17.9分	南国市消防署 北部出張所	▲8.2分

<第2着隊>

	地区名	【現状】		【広域化後】		
		所要時間	出動署所	所要時間	出動署所	短縮時間
香美市	平山	41.8分	香美市消防署 香北分署	18.8分	南国市消防署、 北部出張所	▲23.0分
香美市	京田	29.4分	香美市消防署 香北分署	10.5分	香南市消防署等	▲18.9分
香美市	角茂谷	52.5分	香美市消防署 香北分署	28.5分	南国市消防署	▲24.0分
香美市	繁藤	49.2分	香美市消防署 香北分署	25.2分	南国市消防署	▲24.0分

<第3着隊>

・全域：広域化後、従来の管轄を越えて新たに出勤可能となる。

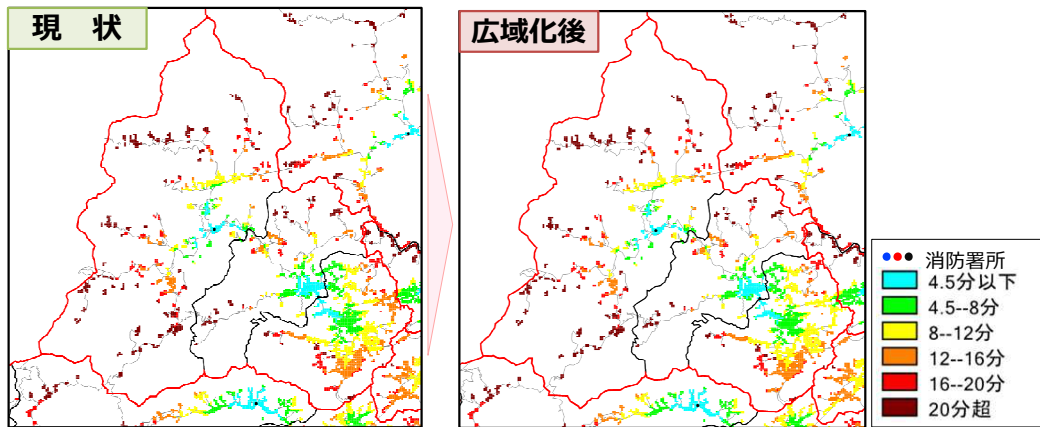


高吾北広域町村事務組合消防本部における消防広域化による消防力の運用効果の概要

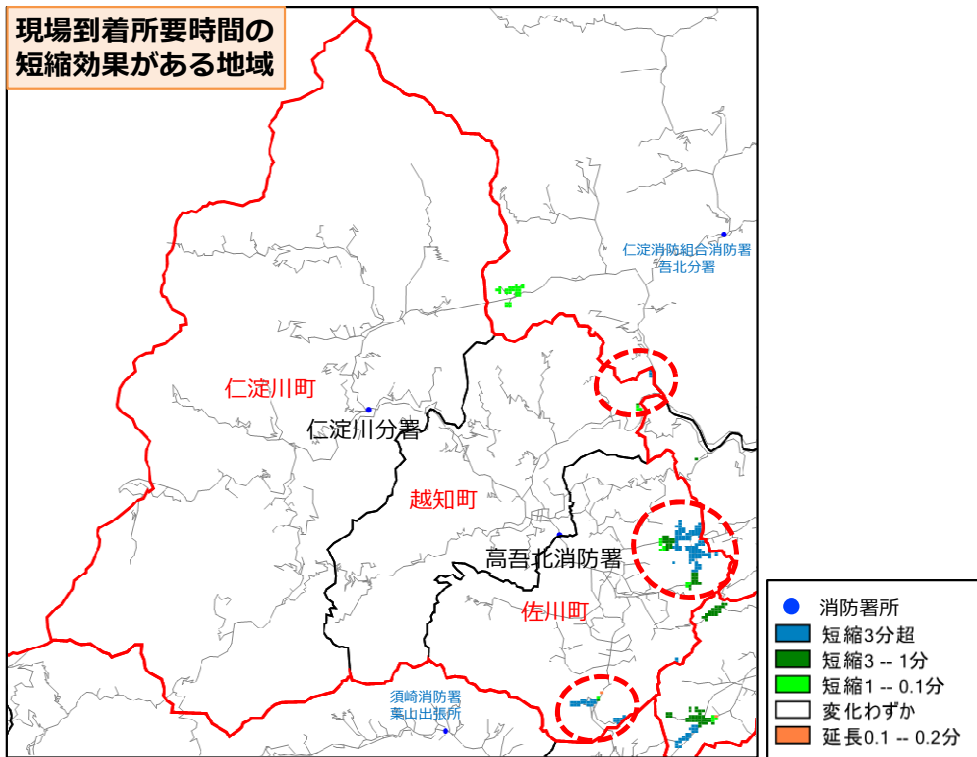
((一財)消防防災科学センターによる検証結果を元に作成。常備消防の出動についてのシミュレーションであり、消防団の出動を除く。)

○ 救急車の現場到着所要時間の分布シミュレーション

※現状は管轄内のみで出動し、広域化後は管轄を越えた出動を行うとして、直近の署所から救急車（第1着隊）が出動した場合の出動から現場到着までの走行時間及び短縮効果の分布。



現場到着所要時間の短縮効果がある地域



○ 救急車の現場到着所要時間の短縮効果（平均・最大）

	【現状】 平均所要時間 ※1	【広域化による効果※2】	
		平均短縮時間	最大短縮時間
佐川町	8.9分	▲0.3分	▲6.3分 (加茂弘岡・岩目地)
越知町	5.6分	-	▲2.4分 (黒瀬)

※1 災害発生地域の直近の消防署所から、シミュレーションに当たって設定した道路ネットワークを、設定した平均的な速度で走行した場合の出動から現場到着までの走行時間の平均

※2 直近の署所から救急車が出動した場合の出動から現場到着までの走行時間の短縮効果

○ 第1着～第3着の救急車の現場到着所要時間の短縮効果（抜粋）

救急現場に最も近い署所に配置されている救急車（第1着隊）～3番目に近い救急車（第3着隊）が出動する場合の、それぞれの運用効果。

※各消防署所に配置されている救急車の台数（高吾北消防署：1台、仁淀川分署：1台）が変わらず、現状は管轄内のみで出動し、広域化後は管轄を越えた出動を行う場合。

<第1着隊>

	地区名	【現状】		【広域化後】		
		所要時間	出動署所	所要時間	出動署所	短縮時間
佐川町	川ノ内組 川ノ内	18.7分	高吾北消防署	15.1分	須崎消防署	▲3.6分
佐川町	加茂弘岡・ 岩目地	14.8分	高吾北消防署	8.5分	仁淀消防組合 消防署日高分署	▲6.3分
越知町	黒瀬	20.5分	高吾北消防署	18.1分	仁淀消防組合 消防署吾北分署	▲2.4分

<第2着隊>

	地区名	【現状】		【広域化後】		
		所要時間	出動署所	所要時間	出動署所	短縮時間
仁淀川町	狩山	31.8分	高吾北消防署	25.6分	仁淀消防組合 消防署吾北分署	▲6.2分
仁淀川町	大植	47.4分	高吾北消防署	43.1分	須崎消防署 津野山分署	▲4.3分
佐川町	甲上郷	27.1分	高吾北消防署 仁淀川分署	13.9分	仁淀消防組合 消防署日高分署	▲13.2分
佐川町	川ノ内組 川ノ内	36.7分	高吾北消防署 仁淀川分署	15.1分	須崎消防署	▲21.6分

<第3着隊>

・全域：広域化後、従来の管轄を越えて新たに出動可能となる。

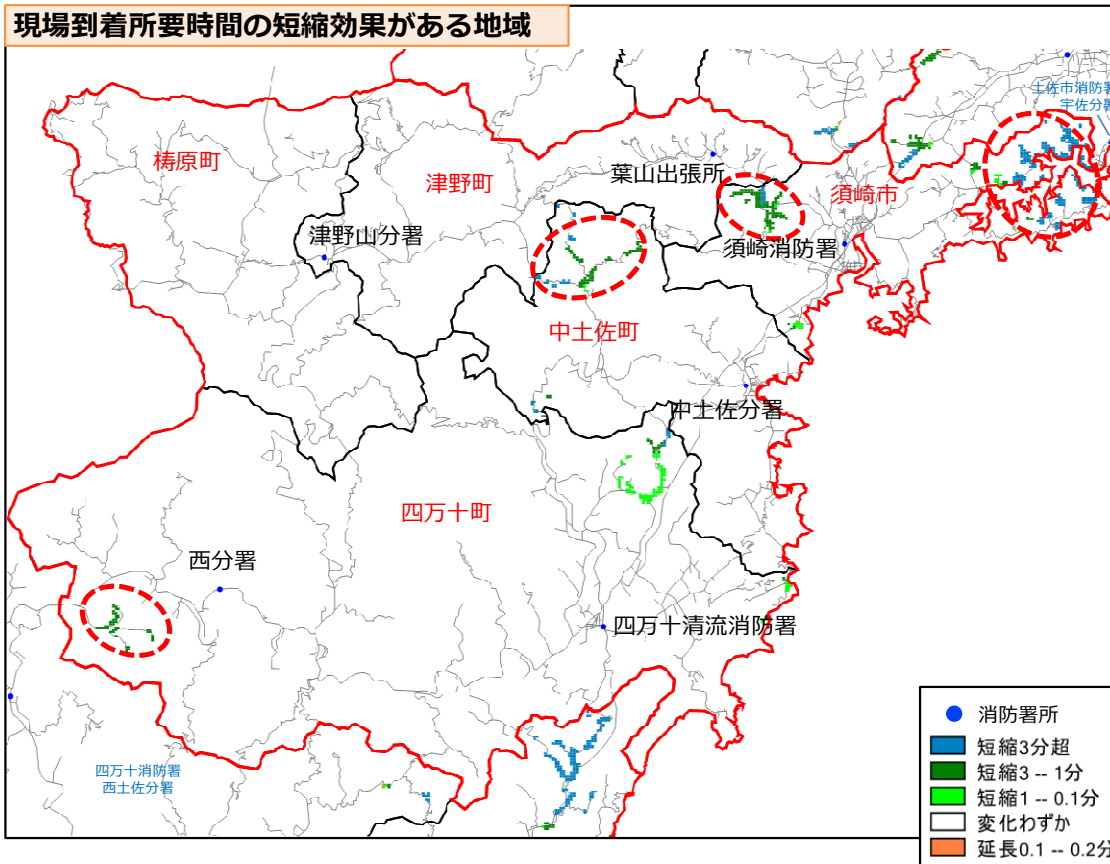
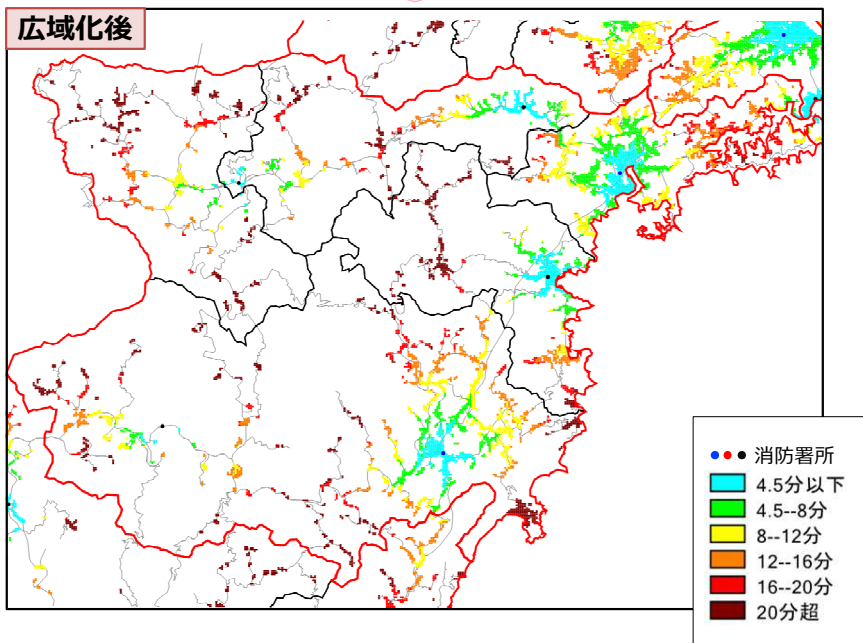
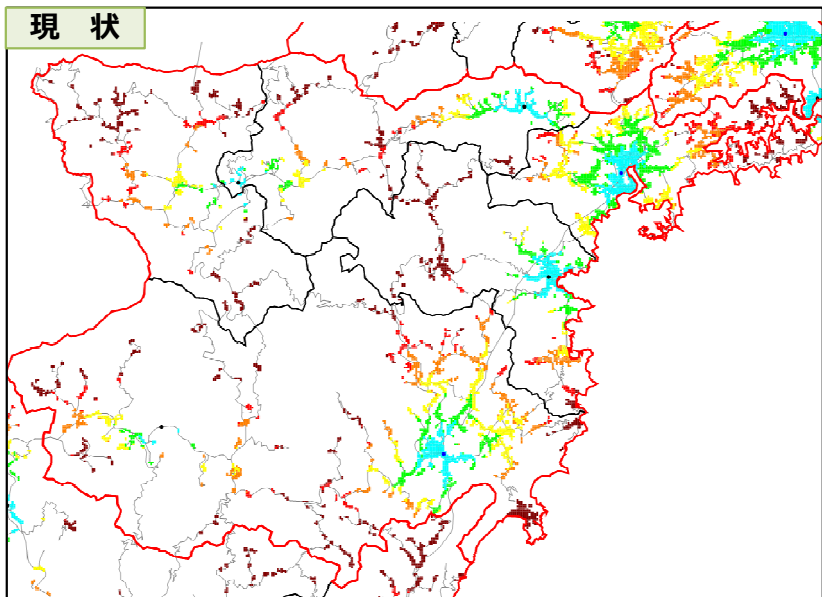


高幡消防組合消防本部における消防広域化による消防力の運用効果の概要

((一財)消防防災科学センターによる検証結果を元に作成。常備消防の出動についてのシミュレーションであり、消防団の出動を除く。)

救急車の現場到着所要時間の分布シミュレーション

※現状は管轄内のみで出動し、広域化後は管轄を越えた出動を行うとして、直近の署所から救急車（第1着隊）が出動した場合の出動から現場到着までの走行時間及び短縮効果の分布。





高幡消防組合消防本部における消防広域化による消防力の運用効果の概要

((一財)消防防災科学センターによる検証結果を元に作成。常備消防の出動についてのシミュレーションであり、消防団の出動を除く。)

○ 救急車の現場到着所要時間の短縮効果（平均・最大）

	【現状】 平均所要時間	【広域化による効果※2】	
	※1	平均短縮時間	最大短縮時間
須崎市	6.6分	▲0.7分	▲6.3分 (浦ノ内)
中土佐町（旧大野見村）	27.0分	▲1.2分	▲7.5分 (野老野)
四万十町（旧窪川町）	8.6分	▲0.1分	▲2.4分 (床鍋)
四万十町（旧十和村）	11.5分	▲0.2分	▲1.7分 (井崎)

※1 災害発生地域の直近の消防署所から、シミュレーションに当たって設定した道路ネットワークを、設定した平均的な速度で走行した場合の出動から現場到着までの走行時間の平均

※2 直近の署所から救急車が出動した場合の出動から現場到着までの走行時間の短縮効果

○ 特殊車両等の出動

従来の管轄を越えて現行の管轄の消防署所に配置されていない特殊車両が出動可能となる市町村

はしご車の出動先	須崎市、中土佐町、四万十町	※管轄地域内に中高層建物がある市町村
----------	---------------	--------------------

○ 第1着～第3着の救急車の現場到着所要時間の短縮効果（抜粋）

救急現場に最も近い署所に配置されている救急車（第1着隊）～3番目に近い救急車（第3着隊）が出動する場合の、それぞれの運用効果。

※各消防署所に配置されている救急車の台数（須崎消防署：2台、四万十清流消防署：2台、中土佐分署：1台、津野山分署：1台、西分署：1台、葉山出張所：1台）が変わらない場合。

<第1着隊>

	地区名	【現状】		【広域化後】		
		所要時間	出動署所	所要時間	出動署所	短縮時間
須崎市	浦ノ内	20.6分	須崎消防署	14.3分	土佐市消防署、宇佐分署	▲6.3分
須崎市	上分	12.4分	須崎消防署	11.4分	須崎消防署 津野山分署 葉山出張所	▲1.0分
中土佐町	野老野	36.3分	須崎消防署 中土佐分署	28.8分	四万十清流消防署	▲7.5分
中土佐町	大股	31.8分	須崎消防署 中土佐分署	26.3分	須崎消防署 津野山分署	▲5.5分
四万十町	床鍋	15.1分	四万十清流消防署	12.7分	須崎消防署 中土佐分署	▲2.4分
四万十町	井崎	24.3分	四万十清流消防署 西分署	22.6分	四万十消防署 西土佐分署	▲1.7分

<第2着隊>

	地区名	【現状】		【広域化後】		
		所要時間	出動署所	所要時間	出動署所	短縮時間
梶原町	島中	74.0分	須崎消防署津野山分署葉山出張所	45.4分	四万十清流消防署西分署	▲28.6分
津野町	新土居	45.2分	須崎消防署津野山分署	14.3分	須崎消防署	▲30.9分
四万十町	井崎	70.8分	四万十清流消防署	24.3分	四万十消防署西土佐分署	▲46.5分

・中土佐町：広域化後、従来の管轄を越えて新たに可能となる。

<第3着隊>

	地区名	【現状】		【広域化後】		
		所要時間	出動署所	所要時間	出動署所	短縮時間
四万十町	替坂本	58.3分	四万十清流消防署西分署	14.1分	須崎消防署 中土佐分署	▲44.2分

・須崎市、中土佐町、梶原町、津野町
：広域化後、従来の管轄を越えて新たに可能となる。

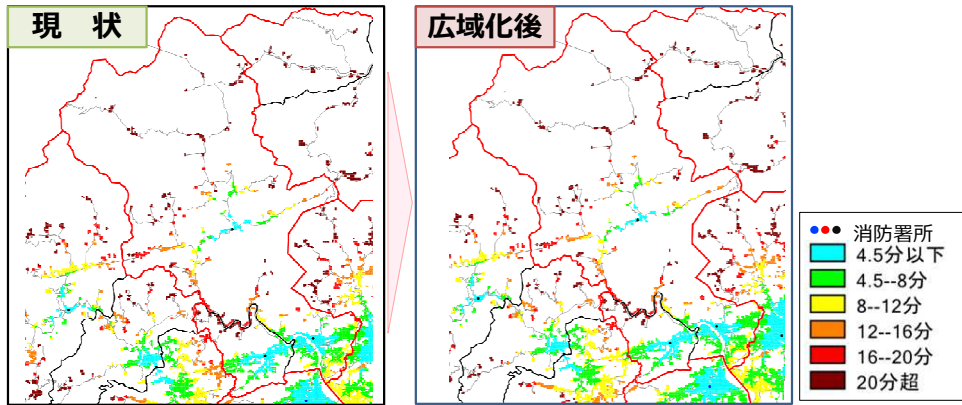


仁淀消防組合消防本部における消防広域化による消防力の運用効果の概要

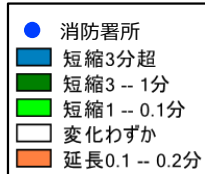
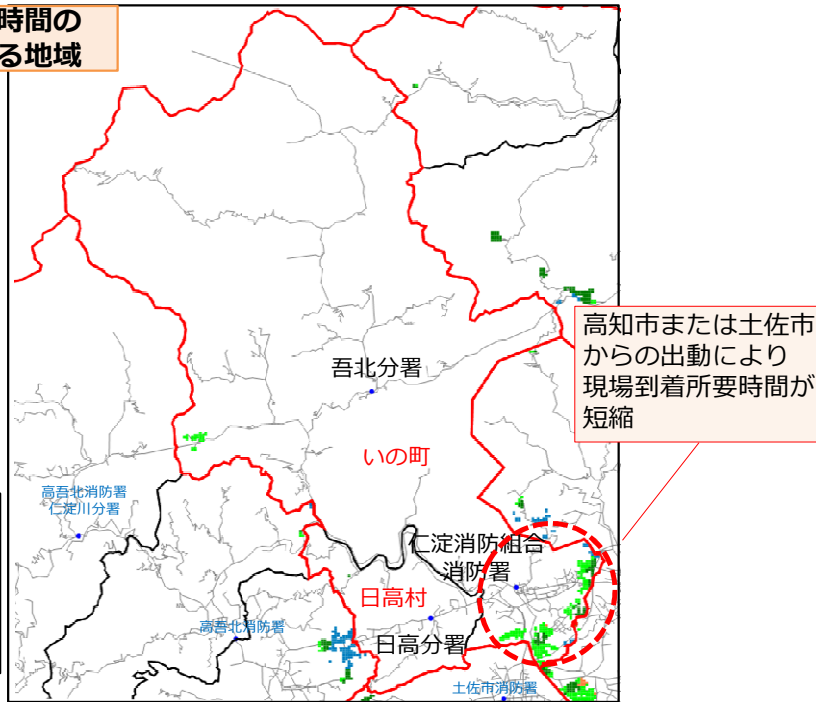
((一財)消防防災科学センターによる検証結果を元に作成。常備消防の出動についてのシミュレーションであり、消防団の出動を除く。)

○ 救急車の現場到着所要時間の分布シミュレーション

※現状は管轄内のみで出動し、広域化後は管轄を越えた出動を行うとして、直近の署所から救急車（第1着隊）が出動した場合の出動から現場到着までの走行時間及び短縮効果の分布。



現場到着所要時間の短縮効果がある地域



○ 特殊車両等の出動

従来の管轄を越えて現行の管轄の消防署所に配置されていない特殊車両が出動可能となる市町村

はしご車の出動先	いの町、日高村	※管轄地域内に中高層建物がある市町村
----------	---------	--------------------

○ 救急車の現場到着所要時間の短縮効果（平均・最大）

	【現状】 平均所要時間※1	【広域化による効果※2】	
		平均短縮時間	最大短縮時間
いの町（旧伊野町）	5.3分	▲0.1分	▲4.3分 (枝川無人)
日高村	6.3分	-	▲0.2分 (宮ノ谷)

※1 災害発生地域の直近の消防署所から、シミュレーションに当たって設定した道路ネットワークを、設定した平均的な速度で走行した場合の出動から現場到着までの走行時間の平均

※2 直近の署所から救急車が出動した場合の出動から現場到着までの走行時間の短縮効果

○ 第1着～第3着の救急車の現場到着所要時間の短縮効果（抜粋）

救急現場に最も近い署所に配置されている救急車（第1着隊）～3番目に近い救急車（第3着隊）が出動する場合の、それぞれの運用効果。

※各消防署所に配置されている救急車の台数（仁淀消防組合消防署：1台、吾北分署：1台、日高分署：1台）が変わらず、現状は管轄内のみで出動し、広域化後は管轄を越えた出動を行う場合。

<第1着隊>

	地区名	【現状】		【広域化後】		
		所要時間	出動署所	所要時間	出動署所	短縮時間
いの町	八田五	12.6分	仁淀消防組合消防署	9.9分	土佐市消防署、高知市中央消防署西出張所	▲2.7分
いの町	枝川無人	12.6分	仁淀消防組合消防署	8.3分	高知市北消防署旭出張所	▲4.3分
日高村	宮ノ谷	23.2分	仁淀消防組合消防署	23.0分	高吾北消防署	▲0.2分

<第2着隊>

	地区名	【現状】		【広域化後】		
		所要時間	出動署所	所要時間	出動署所	短縮時間
いの町	高敷	83.0分	仁淀消防組合消防署	49.1分	嶺北消防署	▲33.9分
いの町	枝川無人	19.9分	仁淀消防組合消防署日高分署	10.4分	高知市中央消防署西出張所等	▲9.5分
いの町	小川	43.0分	仁淀消防組合消防署	28.5分	高吾北消防署仁淀川分署等	▲14.5分

<第3着隊>

	地区名	【現状】		【広域化後】		
		所要時間	出動署所	所要時間	出動署所	短縮時間
いの町	枝川東浦三	47.8分	仁淀消防組合消防署吾北分署	7.5分	高知市中央消防署西出張所等	▲40.3分
日高村	九頭	51.3分	仁淀消防組合消防署吾北分署	17.5分	高吾北消防署	▲33.8分

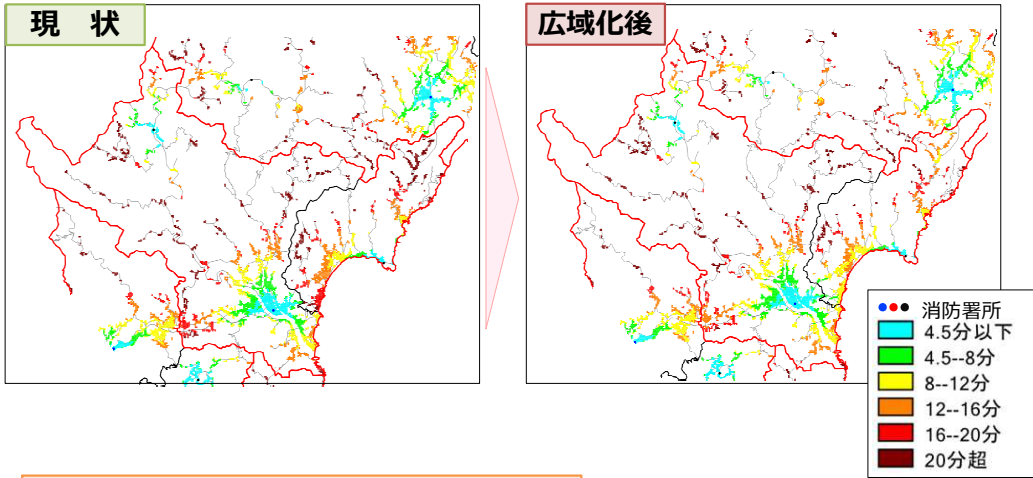


幡多中央消防組合消防本部における消防広域化による消防力の運用効果の概要

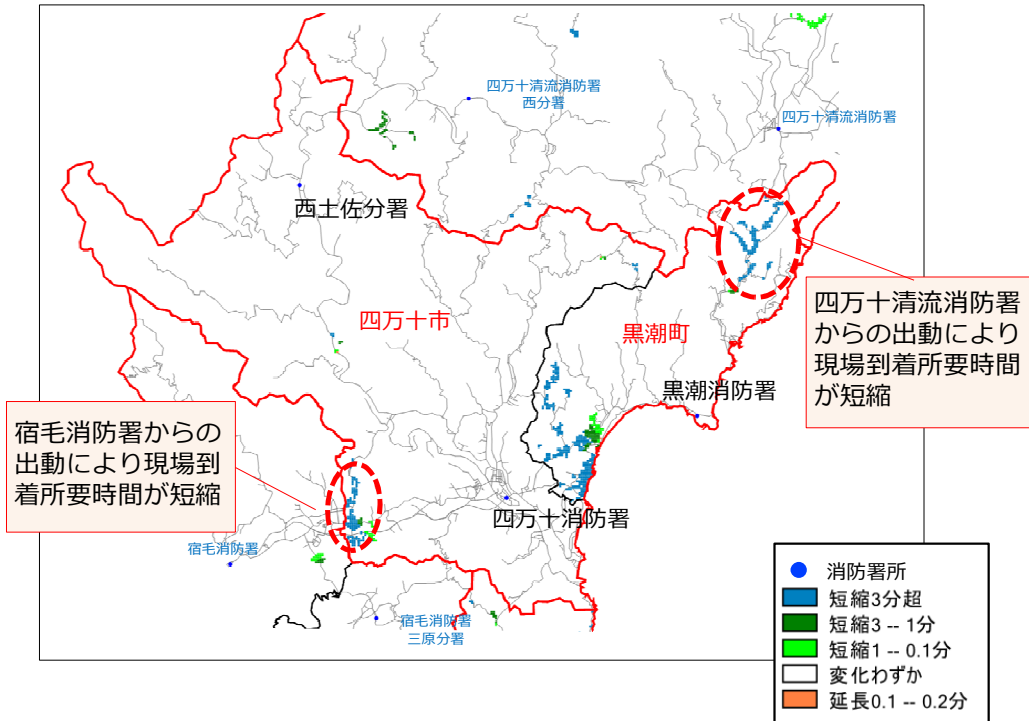
((一財)消防防災科学センターによる検証結果を元に作成。常備消防の出動についてのシミュレーションであり、消防団の出動を除く。)

○ 救急車の現場到着所要時間の分布シミュレーション

※現状は管轄内のみで出動し、広域化後は管轄を越えた出動を行うとして、直近の署所から救急車（第1着隊）が出動した場合の出動から現場到着までの走行時間及び短縮効果の分布。



現場到着所要時間の短縮効果がある地域



○ 救急車の現場到着所要時間の短縮効果（平均・最大）

	【現状】 平均所要時間※1	【広域化による効果※2】	
		平均短縮時間	最大短縮時間
四万十市（旧中村市）	6.2分	▲0.1分	▲14.3分 (三ツ又)
黒潮町（旧佐賀町）	15.6分	▲2.2分	▲19.6分 (市野瀬)
黒潮町（旧大方町）	12.2分	▲1.8分	▲12.2分 (出口)

※1 災害発生地域の直近の消防署所から、シミュレーションに当たって設定した道路ネットワークを、設定した平均的な速度で走行した場合の出動から現場到着までの走行時間の平均

※2 直近の署所から救急車が出動した場合の出動から現場到着までの走行時間の短縮効果

○ 第1着～第3着の救急車の現場到着所要時間の短縮効果（抜粋）

救急現場に最も近い署所に配置されている救急車（第1着隊）～3番目に近い救急車（第3着隊）が出動する場合の、それぞれの運用効果。

※各消防署所に配置されている救急車の台数（四万十消防署：2台、黒潮消防署：1台、西土佐分署：1台）が変わない場合。

<第1着隊>

	地区名	【現状】		【広域化後】		
		所要時間	出動署所	所要時間	出動署所	短縮時間
四万十市	三ツ又	47.0分	四万十消防署	32.7分	黒潮消防署	▲14.3分
黒潮町	市野瀬	30.8分	黒潮消防署	11.3分	四万十清流消防署	▲19.5分
黒潮町	出口	20.4分	黒潮消防署	8.2分	四万十消防署	▲12.2分

<第2着隊>

	地区名	【現状】		【広域化後】		
		所要時間	出動署所	所要時間	出動署所	短縮時間
四万十市	横瀬	20.7分	四万十消防署	17.0分	宿毛消防署	▲3.7分

・黒潮町：広域化後、従来の管轄を越えて新たに出勤可能となる。

<第3着隊>

・全域：広域化後、従来の管轄を越えて新たに出勤可能となる。

○ 特殊車両等の出動

従来の管轄を越えて現行の管轄の消防署所に配置されていない特殊車両が出動可能となる市町村

はしご車の出動先	四万十市	※管轄地域内に中高層建物がある市町村
----------	------	--------------------

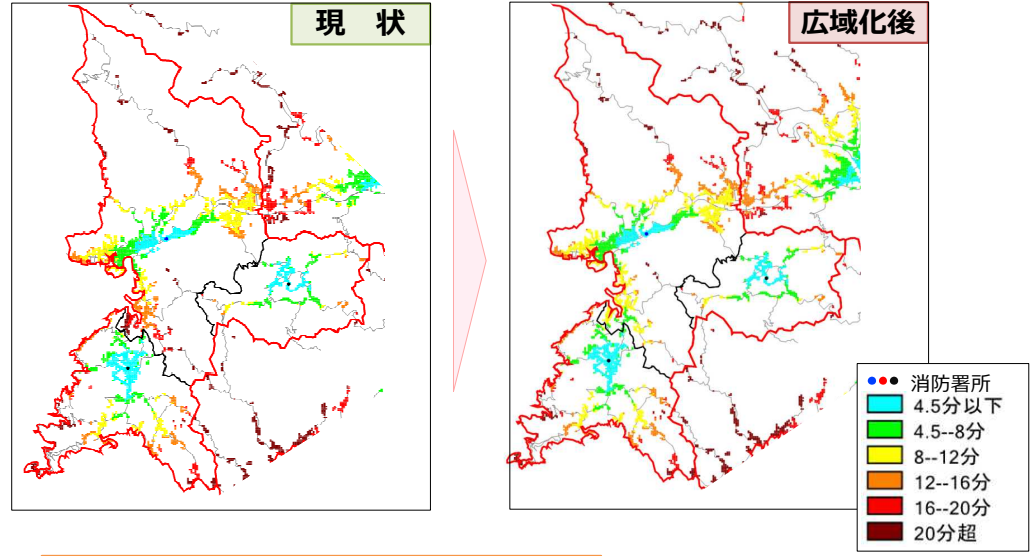


幡多西部消防組合消防本部における消防広域化による消防力の運用効果の概要

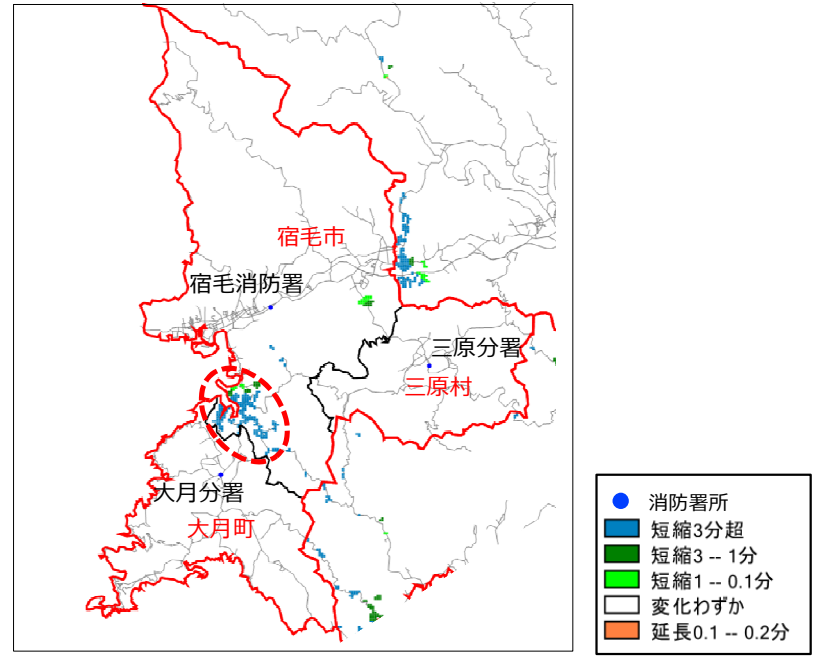
((一財)消防防災科学センターによる検証結果を元に作成。常備消防の出動についてのシミュレーションであり、消防団の出動を除く。)

○ 救急車の現場到着所要時間の分布シミュレーション

※現状は管轄内のみで出動し、広域化後は管轄を越えた出動を行うとして、直近の署所から救急車（第1着隊）が出動した場合の出動から現場到着までの走行時間及び短縮効果の分布。



現場到着所要時間の短縮効果がある地域



○ 救急車の現場到着所要時間の短縮効果（平均・最大）

	【現状】 平均所要時間 ※1	【広域化による効果※2】	
		平均短縮時間	最大短縮時間
宿毛市	8.4分	▲0.6分	▲11.2分 (小筑紫町栄喜)

※1 災害発生地域の直近の消防署所から、シミュレーションに当たって設定した道路ネットワークを、設定した平均的な速度で走行した場合の出動から現場到着までの走行時間の平均
 ※2 直近の署所から救急車が出動した場合の出動から現場到着までの走行時間の短縮効果

○ 第1着～第3着の救急車の現場到着所要時間の短縮効果（抜粋）

救急現場に最も近い署所に配置されている救急車（第1着隊）～3番目に近い救急車（第3着隊）が出動する場合の、それぞれの運用効果。

※各消防署所に配置されている救急車の台数（宿毛消防署：2台、三原分署：1台、大月分署：1台）が変わらない場合。

<第1着隊>

	地区名	【現状】		【広域化後】		
		所要時間	出動署所	所要時間	出動署所	短縮時間
宿毛市	小筑紫町栄喜	20.8分	宿毛消防署	9.6分	宿毛消防署 大月分署	▲11.2分
宿毛市	小筑紫町都賀川	28.6分	宿毛消防署	24.1分	宿毛消防署 大月分署	▲4.5分

<第2着隊>

	地区名	【現状】		【広域化後】		
		所要時間	出動署所	所要時間	出動署所	短縮時間
宿毛市	小筑紫町都賀川	28.6分	宿毛消防署	28.0分	宿毛消防署 三原分署	▲0.6分

・大月町、三原村：広域化後、従来の管轄を越えて新たに出勤可能となる。

<第3着隊>

・全域：広域化後、従来の管轄を越えて新たに出勤可能となる。

○ 特殊車両等の出動

従来の管轄を越えて現行の管轄の消防署所に配置されていない特殊車両が出動可能となる市町村

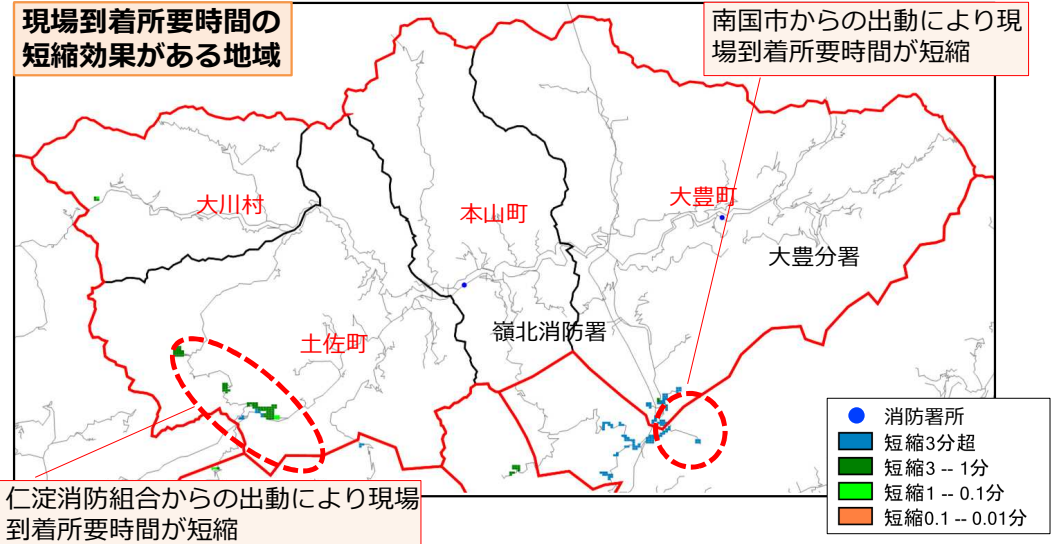
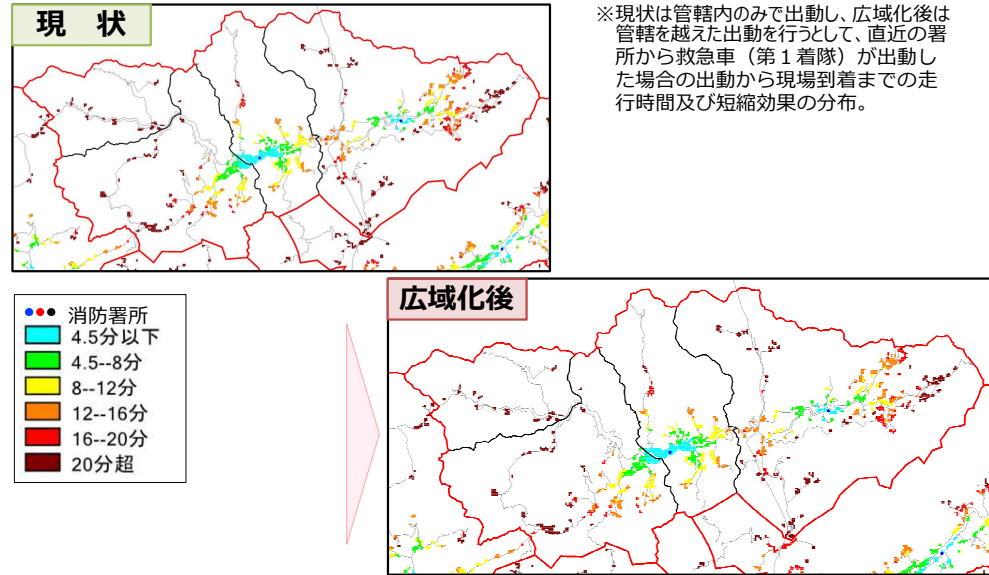
はしご車の出動先	宿毛市	※管轄地域内に中高層建物がある市町村
----------	-----	--------------------



嶺北広域行政事務組合消防本部における消防広域化による消防力の運用効果の概要

((一財)消防防災科学センターによる検証結果を元に作成。常備消防の出動についてのシミュレーションであり、消防団の出動を除く。)

○ 救急車の現場到着所要時間の分布シミュレーション



○ 特殊車両等の出動

従来の管轄を越えて現行の管轄の消防署所に配置されていない特殊車両が出動可能となる市町村

はしご車の出動先	本山町、大川村	※管轄地域内に中高層建物がある市町村
----------	---------	--------------------

○ 救急車の現場到着所要時間の短縮効果（平均・最大）

	【現状】 平均所要時間※1	【広域化による効果※2】	
		平均短縮時間	最大短縮時間
大豊町	15.5分	▲0.3分	▲5.5分 (戸手野)
土佐町	10.3分	▲0.2分	▲2.4分 (瀬戸、芥川)
大川村	35.0分	-	▲1.0分 (大藪、小北川、小麦畝)

※1 災害発生地域の直近の消防署所から、シミュレーションに当たって設定した道路ネットワークを、設定した平均的な速度で走行した場合の出動から現場到着までの走行時間の平均
 ※2 直近の署所から救急車が出動した場合の出動から現場到着までの走行時間の短縮効果

○ 第1着～第3着の救急車の現場到着所要時間の短縮効果（抜粋）

救急現場に最も近い署所に配置されている救急車（第1着隊）～3番目に近い救急車（第3着隊）が出動する場合の、それぞれの運用効果。

※各消防署所に配置されている救急車の台数（嶺北消防署：1台、大豊分署：1台）が変わらず、現状は管轄内のみで出動し、広域化後は管轄を越えた出動を行う場合。

<第1着隊>

	地区名	【現状】		【広域化後】		
		所要時間	出動署所	所要時間	出動署所	短縮時間
大豊町	戸手野	28.2分	嶺北消防署 大豊分署	22.7分	南国市消防署 北部出張所	▲5.5分
土佐町	瀬戸、芥川	46.1分	嶺北消防署	43.7分	仁淀消防組合消防署 吾北分署	▲2.4分

<第2着隊>

	地区名	【現状】		【広域化後】		
		所要時間	出動署所	所要時間	出動署所	短縮時間
大豊町	久寿軒	31.7分	嶺北消防署	29.0分	南国市消防署 北部出張所	▲2.7分
土佐町	栗木	50.9分	嶺北消防署 大豊分署	35.7分	仁淀消防組合消防署 吾北分署	▲15.2分
土佐町	檜山	44.2分	嶺北消防署 大豊分署	39.9分	高知市北消防署	▲4.3分
大川村	大平	74.5分	嶺北消防署 大豊分署	52.2分	仁淀消防組合消防署 吾北分署	▲22.3分

<第3着隊>

・全域：広域化後、従来の管轄を越えて新たに出動可能となる。

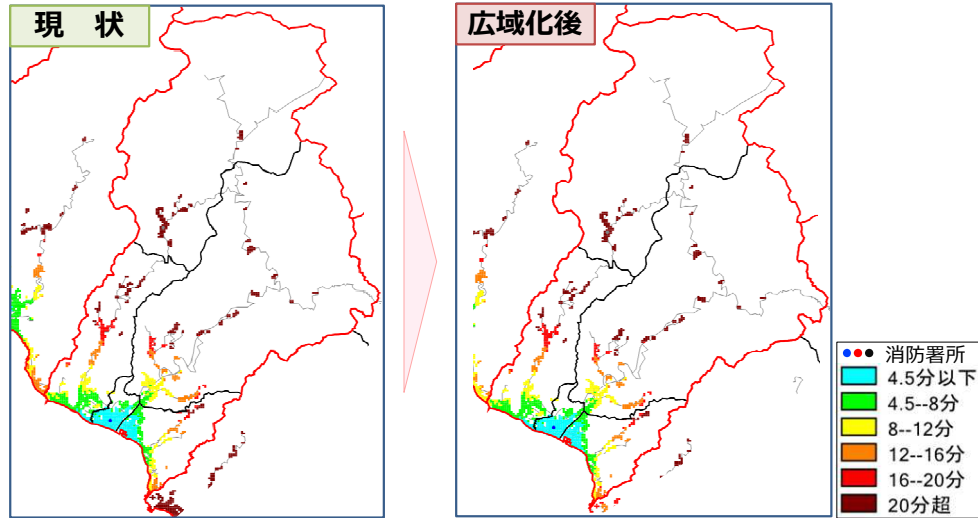


中芸広域連合消防本部における消防広域化による消防力の運用効果の概要

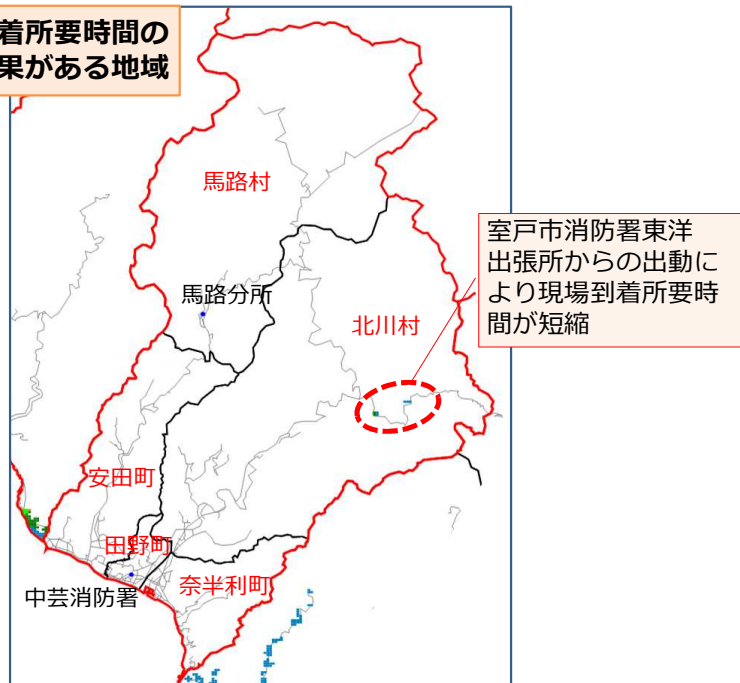
((一財)消防防災科学センターによる検証結果を元に作成。常備消防の出動についてのシミュレーションであり、消防団の出動を除く。)

○ 救急車の現場到着所要時間の分布シミュレーション

※現状は管内のみで出動し、広域化後は管轄を越えた出動を行うとして、直近の署所から救急車（第1着隊）が出動した場合の出動から現場到着までの走行時間及び短縮効果の分布。



現場到着所要時間の短縮効果がある地域



- 消防署所
- 短縮3分超
- 短縮3 -- 1分
- 短縮1 -- 0.1分
- 短縮0.1 -- 0.01分

○ 救急車の現場到着所要時間の短縮効果（平均・最大）

	【現状】 平均所要時間※1	【広域化による効果※2】	
		平均短縮時間	最大短縮時間
北川村	14.8分	▲0.6分	▲16.6分 (安倉、菅ノ上、竹屋敷)

- ※1 災害発生地域の直近の消防署所から、シミュレーションに当たって設定した道路ネットワークを、設定した平均的な速度で走行した場合の出動から現場到着までの走行時間の平均
- ※2 直近の署所から救急車が出動した場合の出動から現場到着までの走行時間の短縮効果

○ 第1着～第3着の救急車の現場到着所要時間の短縮効果

救急現場に最も近い署所に配置されている救急車（第1着隊）～3番目に近い救急車（第3着隊）が出動する場合の、それぞれの運用効果。

※各消防署所に配置されている救急車の台数（中芸消防署：2台）が変わらず、現状は管内のみで出動し、広域化後は管轄を越えた出動を行う場合。

<第1着隊>

	地区名	【現状】		【広域化後】		
		所要時間	出動署所	所要時間	出動署所	短縮時間
北川村	大字安倉、大字菅ノ上、大字竹屋敷	48.9分	中芸消防署	32.3分	室戸市消防署東洋出張所	▲16.6分
北川村	大字弘瀬	41.9分	中芸消防署	38.9分	室戸市消防署東洋出張所	▲3.0分

<第2着隊>

現状と変化なし（中芸消防署から出動）

<第3着隊>

・全域：広域化後、従来の管轄を越えて新たに出勤可能となる。

○ 特殊車両等の出動

従来の管轄を越えて現行の管轄の消防署所に配置されていない特殊車両が出動可能となる市町村

救助工作車の出動先	奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村
-----------	----------------------

消防組織法

〔昭和二十二年十二月二十三日法律第二百二十六号〕

目次

- 第一章 総則（第一条）
- 第二章 国の行政機関（第二条—第五条）
- 第三章 地方公共団体の機関（第六条—第三十条）
- 第四章 市町村の消防の広域化（第三十一条—第三十五条）
- 第五章 各機関相互間の関係等（第三十六条—第五十二条）
- 附則

第一章 総則

（消防の任務）

第一条 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする。

第二章 国の行政機関

（消防庁）

第二条 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項の規定に基づいて、総務省の外局として消防庁を置く。

（消防庁長官）

第三条 消防庁の長は、消防庁長官とする。

（消防庁の任務及び所掌事務）

第四条 消防庁は、消防に関する制度の企画及び立案、消防に関し広域的に対応する必要がある事務その他の消防に関する事務を行うことにより、国民の生命、身体及び財産の保護を図ることを任務とする。

2 消防庁は、前項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 消防制度及び消防準則の企画及び立案に関する事項
- 二 消防に関する市街地の等級化に関する事項（都道府県の所掌に係るものを除く。）
- 三 防火査察、防火管理その他火災予防の制度の企画及び立案に関する事項
- 四 火災の調査及び危険物に係る流出等の事故の原因の調査に関する事項
- 五 消防職員（消防吏員その他の職員をいう。以下同じ。）及び消防団員の教養訓練の基準に関する事項
- 六 消防職員及び消防団員の教育訓練に関する事項
- 七 消防統計及び消防情報に関する事項
- 八 消防の用に供する設備、機械器具及び資材の認定及び検定に関する事項
- 九 消防に関する試験及び研究に関する事項
- 十 消防施設の強化拡充の指導及び助成に関する事項
- 十一 消防思想の普及宣伝に関する事項
- 十二 危険物の判定の方法及び保安の確保に関する事項
- 十三 危険物取扱者及び消防設備士に関する事項
- 十四 消防に必要な人員及び施設の基準に関する事項
- 十五 防災計画に基づく消防に関する計画（第二十九条において「消防計画」という。）の基準に関する事項
- 十六 人命の救助に係る活動の基準に関する事項
- 十七 救急業務の基準に関する事項
- 十八 消防団員等の公務災害補償等に関する事項
- 十九 消防に関する表彰及び報償に関する事項

二十 消防の応援及び支援並びに緊急消防援助隊に関する事項

二十一 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）、大規模地震対策特別措置法（昭和三十五年法律第七十三号）、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）及び首都直下地震対策特別措置法（平成二十五年法律第八十八号）に基づく地方公共団体の事務に関する国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡に関する事項

二十二 石油パイプライン事業の用に供する施設についての工事の計画及び検査その他保安に関する事項

二十三 石油コンビナート等災害防止法（昭和三十五年法律第八十四号）第二条第二号に規定する石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の発生及び拡大の防止並びに災害の復旧に関する事項

二十四 国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和三十二年法律第九十三号）に基づく国際緊急援助活動に関する事項

二十五 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第一百十二号）に基づく住民の避難、安否情報、武力攻撃災害が発生した場合等の消防に関する指示等に関する事項並びに同法に基づく地方公共団体の事務に関する国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡調整に関する事項

二十六 所掌事務に係る国際協力に関する事項

二十七 住民の自主的な防災組織が行う消防に関する事項

二十八 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき消防庁に属させられた事項

（教育訓練機関）

第五条 消防庁に、政令で定めるところにより、国及び都道府県の消防の事務に従事する職員又は市町村の消防職員及び消防団員に対し、幹部として必要な教育訓練を行い、あわせて消防学校又は消防職員及び消防団員の訓練機関の行う教育訓練の内容及び方法に関する技術的援助をつかさどる教育訓練機関を置くことができる。

第三章 地方公共団体の機関

（市町村の消防に関する責任）

第六条 市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。

（市町村の消防の管理）

第七条 市町村の消防は、条例に従い、市町村長がこれを管理する。

（市町村の消防に要する費用）

第八条 市町村の消防に要する費用は、当該市町村がこれを負担しなければならない。

（消防機関）

第九条 市町村は、その消防事務を処理するため、次に掲げる機関の全部又は一部を設けなければならない。

- 一 消防本部
- 二 消防署
- 三 消防団

（消防本部及び消防署）

第十条 消防本部及び消防署の設置、位置及び名称並びに消防署の管轄区域は、条例で定める。

2 消防本部の組織は市町村の規則で定め、消防署の組織は市町村長の承認を得て消防長が定める。

（消防職員）

第十一条 消防本部及び消防署に消防職員を置く。

2 消防職員の定員は、条例で定める。ただし、臨時又は非常勤の職については、この限りでない。

（消防長）

第十二条 消防本部の長は、消防長とする。

2 消防長は、消防本部の事務を統括し、消防職員を指揮監督する。

（消防署長）

第十三条 消防署の長は、消防署長とする。

2 消防署長は、消防長の指揮監督を受け、消防署の事務を統括し、所属の消防職員を指揮監督する。

(消防職員の職務)

第十四条 消防職員は、上司の指揮監督を受け、消防事務に従事する。

(消防職員の任命)

第十五条 消防長は、市町村長が任命し、消防長以外の消防職員は、市町村長の承認を得て消防長が任命する。

2 消防長及び消防署長は、これらの職に必要な消防に関する知識及び経験を有する者の資格として市町村の条例で定める資格を有する者でなければならない。

3 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、同項に規定する者の資格の基準として政令で定める基準を参酌するものとする。

(消防職員の身分取扱い等)

第十六条 消防職員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の定めるところによる。

2 消防吏員の階級並びに訓練、礼式及び服制に関する事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。

(消防職員委員会)

第十七条 次に掲げる事項に関して消防職員から提出された意見を審議させ、その結果に基づき消防長に対して意見を述べさせ、もつて消防事務の円滑な運営に資するため、消防本部に消防職員委員会を置く。

- 一 消防職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び厚生福利に関すること。
- 二 消防職員の職務遂行上必要な被服及び装備品に関すること。
- 三 消防の用に供する設備、機械器具その他の施設に関すること。

2 消防職員委員会は、委員長及び委員をもつて組織する。

3 委員長は消防長に準ずる職のうち市町村の規則で定めるものにある消防職員のうちから消防長が指名する者をもつて充て、委員は消防職員（委員長として指名された消防職員及び消防長を除く。）のうちから消防長が指名する。

4 前三項に規定するもののほか、消防職員委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。

(消防団)

第十八条 消防団の設置、名称及び区域は、条例で定める。

2 消防団の組織は、市町村の規則で定める。

3 消防本部を置く市町村においては、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動するものとし、消防長又は消防署長の命令があるときは、その区域外においても行動することができる。

(消防団員)

第十九条 消防団に消防団員を置く。

2 消防団員の定員は、条例で定める。

(消防団長)

第二十条 消防団の長は、消防団長とする。

2 消防団長は、消防団の事務を統括し、所属の消防団員を指揮監督する。

(消防団員の職務)

第二十一条 消防団員は、上司の指揮監督を受け、消防事務に従事する。

(消防団員の任命)

第二十二条 消防団長は、消防団の推薦に基づき市町村長が任命し、消防団長以外の消防団員は、市町村長の承認を得て消防団長が任命する。

(消防団員の身分取扱い等)

第二十三条 消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、常勤の消防団員については地方公務員法の定めるところにより、非常勤の消防団員については条例で定める。

2 消防団員の階級並びに訓練、礼式及び服制に関する事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。

(非常勤消防団員に対する公務災害補償)

第二十四条 消防団員で非常勤のものが公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合においては、市町村は、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、その消防団員又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

2 前項の場合においては、市町村は、当該消防団員で非常勤のもの又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

(非常勤消防団員に対する退職報償金)

第二十五条 消防団員で非常勤のものが退職した場合においては、市町村は、条例で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給しなければならない。

(特別区の消防に関する責任)

第二十六条 特別区の存する区域においては、特別区が連合してその区域内における第六条に規定する責任を有する。

(特別区の消防の管理及び消防長の任命)

第二十七条 前条の特別区の消防は、都知事がこれを管理する。

2 特別区の消防長は、都知事が任命する。

(特別区の消防への準用)

第二十八条 前二条に規定するもののほか、特別区の存する区域における消防については、特別区の存する区域を一の市とみなして、市町村の消防に関する規定を準用する。

(都道府県の消防に関する所掌事務)

第二十九条 都道府県は、市町村の消防が十分に行われるよう消防に関する当該都道府県と市町村との連絡及び市町村相互間の連絡協調を図るほか、消防に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 消防職員及び消防団員の教養訓練に関する事項
- 二 市町村相互間における消防職員の人事交流のあつせんに関する事項
- 三 消防統計及び消防情報に関する事項
- 四 消防施設の強化拡充の指導及び助成に関する事項
- 五 消防思想の普及宣伝に関する事項
- 六 消防の用に供する設備、機械器具及び資材の性能試験に関する事項
- 七 市町村の消防計画の作成の指導に関する事項
- 八 消防の応援及び緊急消防援助隊に関する事項
- 九 市町村の消防が行う人命の救助に係る活動の指導に関する事項
- 十 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準に関する事項
- 十一 市町村の行う救急業務の指導に関する事項
- 十二 消防に関する市街地の等級化に関する事項（消防庁長官が指定する市に係るものを除く。）
- 十三 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づきその権限に属する事項

(都道府県の航空消防隊)

第三十条 前条に規定するもののほか、都道府県は、その区域内の市町村の長の要請に応じ、航空機を用いて、当該市町村の消防を支援することができる。

2 都道府県知事及び市町村長は、前項の規定に基づく市町村の消防の支援に関して協定することができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定に基づく市町村の消防の支援のため、都道府県の規則で定めるところにより、航空消防隊を設けるものとする。

第四章 市町村の消防の広域化

(市町村の消防の広域化)

第三十一条 市町村の消防の広域化（二以上の市町村が消防事務（消防団の事務を除く。以下この条において同じ。）を共同して処理することとすること又は市町村が他の市町村に消防事務を委託することをいう。以下この章において同じ。）は、消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として、行われなければならない。

(基本指針)

第三十二条 消防庁長官は、自主的な市町村の消防の広域化を推進するとともに市町村の消防の広域化が行われた後の消防（以下「広域化後の消防」という。）の円滑な運営を確保するための基本的な指針（次項及び次条第一項において「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項
- 二 自主的な市町村の消防の広域化を推進する期間
- 三 次条第二項第三号及び第四号に掲げる事項に関する基準
- 四 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項
- 五 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

(推進計画及び都道府県知事の関与等)

第三十三条 都道府県は、基本指針に基づき、当該都道府県の区域内において自主的な市町村の消防の広域化を推進する必要があると認める場合には、その市町村を対象として、当該都道府県における自主的な市町村の消防の広域化の推進及び広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する計画（以下この条において「推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 推進計画においては、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項
- 二 市町村の消防の現況及び将来の見通し
- 三 前号の現況及び将来の見通しを勘案して、推進する必要があると認める自主的な市町村の消防の広域化の対象となる市町村（以下「広域化対象市町村」という。）の組合せ
- 四 前号の組合せに基づく自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項
- 五 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項
- 六 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

3 都道府県は、推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない。

4 都道府県知事は、広域化対象市町村の全部又は一部から求めがあつたときは、市町村相互間における必要な調整を行うものとする。

5 都道府県知事は、市町村に対し、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、この法律に定めるもののほか、情報の提供その他の必要な援助を行うものとする。

(広域消防運営計画)

第三十四条 広域化対象市町村は、市町村の消防の広域化を行おうとするときは、その協議により、広域化後の消防の円滑な運営を確保するための計画（以下この条及び次条第二項において「広域消防運営計画」という。）を作成するものとする。

2 広域消防運営計画においては、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 広域化後の消防の円滑な運営を確保するための基本方針
- 二 消防本部の位置及び名称
- 三 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

3 広域化対象市町村が、広域消防運営計画を作成するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二の二第一項の規定により協議会を設ける場合にあつては、当該協議会には、同法第二百五十二条の三第二項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、関係市町村の議会の議員又は学識経験を有する者を当該協議会の会長又は委員として加えることができる。

(国の援助等)

第三十五条 国は、都道府県及び市町村に対し、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、この法律に定めるもののほか、情報の提供その他の必要な援助を行うものとする。

2 広域化対象市町村が第三十三条第二項第三号の組合せに基づき市町村の消防の広域化を行つた場合において、当該広域化対象市町村が広域消防運営計画を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該広域化対象市町村の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものと

する。

第五章 各機関相互間の関係等

(市町村の消防と消防庁長官等の管理との関係)

第三十六条 市町村の消防は、消防庁長官又は都道府県知事の運営管理又は行政管理に服することはない。

(消防庁長官の助言、勧告及び指導)

第三十七条 消防庁長官は、必要に応じ、消防に関する事項について都道府県又は市町村に対して助言を与え、勧告し、又は指導を行うことができる。

(都道府県知事の勧告、指導及び助言)

第三十八条 都道府県知事は、必要に応じ、消防に関する事項について市町村に対して勧告し、指導し、又は助言を与えることができる。この場合における勧告、指導及び助言は、消防庁長官の行う勧告、指導及び助言の趣旨に沿うものでなければならない。

(市町村の消防の相互の応援)

第三十九条 市町村は、必要に応じ、消防に関し相互に応援するように努めなければならない。

2 市町村長は、消防の相互の応援に関して協定することができる。

(消防庁長官に対する消防統計等の報告)

第四十条 消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

(警察通信施設の使用)

第四十一条 消防庁及び地方公共団体は、消防事務のために警察通信施設を使用することができる。

(消防、警察及び関係機関の相互協力等)

第四十二条 消防及び警察は、国民の生命、身体及び財産の保護のために相互に協力をしなければならない。

2 消防庁、警察庁、都道府県警察、都道府県知事、市町村長及び水防法〔昭和二十四年六月法律第一九三号〕に規定する水防管理者は、相互間において、地震、台風、水火災等の非常事態の場合における災害の防御の措置に関しあらかじめ協定することができる。これらの災害に際して消防が警察を応援する場合は、運営管理は警察がこれを留保し、消防職員は、警察権を行使してはならない。これらの災害に際して警察が消防を応援する場合は、災害区域内の消防に関係のある警察の指揮は、消防が行う。

(非常事態における都道府県知事の指示)

第四十三条 都道府県知事は、地震、台風、水火災等の非常事態の場合において、緊急の必要があるときは、市町村長、市町村の消防長又は水防法に規定する水防管理者に対して、前条第二項の規定による協定の実施その他災害の防御の措置に関し、必要な指示をすることができる。この場合における指示は、消防庁長官の行う勧告、指導及び助言の趣旨に沿うものでなければならない。

(非常事態における消防庁長官等の措置要求等)

第四十四条 消防庁長官は、地震、台風、水火災等の非常事態の場合において、これらの災害が発生した市町村（以下この条から第四十四条の三までにおいて「災害発生市町村」という。）の消防の応援又は支援（以下「消防の応援等」という。）に関し、当該災害発生市町村の属する都道府県の知事から要請があり、かつ、必要があると認めるときは、当該都道府県以外の都道府県の知事に対し、当該災害発生市町村の消防の応援等のため必要な措置をとることを求めることができる。

2 消防庁長官は、前項に規定する場合において、当該災害の規模等に照らし緊急を要し、同項の要請を待つとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、緊急に消防の応援等を必要とすると認められる災害発生市町村のため、当該災害発生市町村の属する都道府県以外の都道府県の知事に対し、当該必要な措置をとることを求めることができる。この場合において、消防庁長官は、当該災害発生市町村の属する都道府県の知事に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

3 都道府県知事は、前二項の規定による消防庁長官の求めに応じ当該必要な措置をとる場合において、必要があると認めるときは、その区域内の市町村の長に対し、消防機関（第九条に規定する機関をいう。以下同じ。）の職員の応援出動等の措置をとることを求めることができる。

4 消防庁長官は、第一項又は第二項の場合において、人命の救助等のために特に緊急を要し、かつ、広域的に消防機関の職員の応援出動等の措置を的確かつ迅速にとる必要があると認められるときは、緊急に当該応援出動等の措置を必要とすると認められる災害発生市町村のため、当該災害発生市町村以外の市町村の長に対し、当該応援出動等の措置をとることを自ら求めることができる。この場合において、消防庁長官は、第一項の場合にあつては当該応援出動等の措置をとることを求めた市町村の属する都道府県の知事に対し、第二項の場合にあつては当該都道府県の知事及び当該災害発生市町村の属する都道府県の知事に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

5 消防庁長官は、第一項、第二項又は前項に規定する場合において、大規模地震対策特別措置法第三条第一項に規定する地震防災対策強化地域に係る著しい地震災害その他の大規模な災害又は毒性物質の発散その他の政令で定める原因により生ずる特殊な災害に対処するために特別の必要があると認められるときは、当該特別の必要があると認められる災害発生市町村のため、当該災害発生市町村の属する都道府県以外の都道府県の知事又は当該都道府県内の市町村の長に対し、第四十五条第一項に規定する緊急消防援助隊（以下この条から第四十四条の三までにおいて「緊急消防援助隊」という。）の出動のため必要な措置をとることを指示することができる。この場合において、消防庁長官は、当該災害発生市町村の属する都道府県の知事及び当該出動のため必要な措置をとることを指示した市町村の属する都道府県の知事に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

6 都道府県知事は、前項の規定による消防庁長官の指示に基づき、その区域内の市町村の長に対し、緊急消防援助隊の出動の措置をとることを指示することができる。

7 前各項の規定は、大規模地震対策特別措置法第二条第十三号の警戒宣言が発せられた場合に準用する。

8 消防庁長官は、第一項、第二項若しくは第四項又は第五項の規定により、災害発生市町村のため、当該災害発生市町村以外の災害発生市町村において既に行動している緊急消防援助隊の出動のため必要な措置をとることを求め又は指示するときは、あらかじめ、当該緊急消防援助隊が行動している災害発生市町村（以下この項及び第四十四条の三第一項において「緊急消防援助隊行動市町村」という。）の長及び当該緊急消防援助隊行動市町村の属する都道府県の知事の意見を聴くものとする。ただし、当該災害の規模等に照らし緊急を要し、あらかじめ、意見を聴くいとまがないと認められるときは、この限りでない。

（消防応援活動調整本部）

第四十四条の二 一の都道府県の区域内において災害発生市町村が二以上ある場合において、緊急消防援助隊が消防の応援等のため出動したときは、当該都道府県の知事は、消防応援活動調整本部（以下この条及び次条第二項において「調整本部」という。）を設置するものとする。

2 調整本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 災害発生市町村の消防の応援等のため当該都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村が実施する措置の総合調整に関すること。

二 前号に掲げる事務を円滑に実施するための関係機関との連絡に関すること。

3 調整本部の長は、消防応援活動調整本部長（以下この条において「調整本部長」という。）とし、都道府県知事をもつて充てる。

4 調整本部長は、調整本部の事務を総括する。

5 調整本部に本部員を置き、次に掲げる者をもつて充てる。

一 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから任命する者

二 当該都道府県の区域内の市町村の置く消防本部のうち都道府県知事が指定するものの長又はその指名する職員

三 当該都道府県の区域内の災害発生市町村の長の指名する職員

四 当該都道府県の区域内の災害発生市町村に出動した緊急消防援助隊の隊員のうちから都道府県知事が任命する者

6 調整本部に副本部長を置き、前項の本部員のうちから、都道府県知事が指名する。

7 副本部長は、調整本部長を助け、調整本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

8 調整本部長は、必要があると認めるときは、国の職員その他の者を調整本部の会議に出席させることができる。

（都道府県知事の緊急消防援助隊に対する指示等）

第四十四条の三 都道府県知事は、前条第一項に規定する場合において、緊急消防援助隊行動市町村以外の災害発生市町村の消防の応援等に関し緊急の必要があると認めるときは、当該緊急消防援助隊行動市町村以外の災害発生市町村のため、緊急消防援助隊行動市町村において行動している緊急消防援助隊に対し、出動することを指示することができる。

できる。

2 都道府県知事は、前項の規定による指示をするときは、あらかじめ、調整本部の意見を聴くものとする。ただし、当該災害の規模等に照らし緊急を要し、あらかじめ、調整本部の意見を聴くいとまがないと認められるときは、この限りでない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による指示をした場合には、消防庁長官に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

4 前項の規定により通知を受けた消防庁長官は、当該緊急消防援助隊として活動する人員が都道府県に属する場合にあつては当該都道府県の知事に対し、当該緊急消防援助隊として活動する人員が市町村に属する場合にあつては当該市町村の属する都道府県の知事を通じて当該市町村の長に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

(緊急消防援助隊)

第四十五条 緊急消防援助隊とは、第四十四条第一項、第二項若しくは第四項の規定による求めに応じ、又は同条第五項の規定による指示に基づき、消防の応援等を行うことを任務として、都道府県又は市町村に属する消防に関する人員及び施設により構成される部隊をいう。

2 総務大臣は、緊急消防援助隊の出動に関する措置を的確かつ迅速に行うため、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画を策定し、公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

3 総務大臣は、前項の計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ財務大臣と協議するものとする。

4 消防庁長官は、政令で定めるところにより、都道府県知事又は市町村長の申請に基づき、必要と認める人員及び施設を緊急消防援助隊として登録するものとする。

5 消防庁長官は、第二項の計画に照らして必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、前項の登録について協力を求めることができる。

(情報通信システムの整備等)

第四十六条 消防庁長官は、緊急消防援助隊の出動その他消防の応援等に関する情報通信システムの整備及び運用のため必要な事項を定めるものとする。

(消防機関の職員が応援のため出動した場合の指揮)

第四十七条 消防機関の職員がその属する市町村以外の市町村の消防の応援のため出動した場合においては、当該職員は、応援を受けた市町村の長の指揮の下に行動するものとする。

2 前項の規定は、緊急消防援助隊の隊員の属する市町村の長が、第四十四条第一項、第二項若しくは第四項の規定による求めに応じ、又は同条第五項の規定による指示に基づき、当該隊員の属する緊急消防援助隊に対し当該隊員の属する緊急消防援助隊が行動している市町村以外の市町村の消防の応援のため出動を命ずることを妨げるものではない。

(航空消防隊が支援のため出動した場合の連携)

第四十八条 都道府県の航空消防隊が市町村の消防機関の支援のため出動した場合においては、当該航空消防隊は、支援を受けた市町村の消防機関との相互に密接な連携の下に行動するものとする。

(国の負担及び補助)

第四十九条 第四十四条第五項に基づく指示を受けて出動した緊急消防援助隊の活動（当該緊急消防援助隊が第四十四条の三第一項の規定による指示を受けて出動した場合の活動を含む。）により増加し、又は新たに必要となる消防に要する費用のうち当該緊急消防援助隊の隊員の特殊勤務手当及び時間外勤務手当その他の政令で定める経費は、政令で定めるところにより、国が負担する。

2 緊急消防援助隊に係る第四十五条第二項の計画に基づいて整備される施設であつて政令で定めるものに要する経費は、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、国が補助するものとする。

3 前項に定めるもののほか、市町村の消防に要する費用に対する補助金に関しては、法律でこれを定める。

(国有財産等の無償使用)

第五十条 総務大臣又はその委任を受けた者は、緊急消防援助隊の活動に必要があるときは、国有財産法（昭和三十二年法律第七十三号）第十九条において準用する同法第二十二条及び財政法（昭和三十二年法律第三十四号）第九条第一項の規定にかかわらず、その所掌事務に支障を生じない限度において、その所管に属する消防用の国有財産（国有財産法第二条第一項に規定する国有財産をいう。）又は国有の物品を、当該緊急消防援助隊として活動する人員の属する都道府県又は市町村に対し、無償で使用させることができる。

(消防学校等)

第五十一条 都道府県は、財政上の事情その他特別の事情のある場合を除くほか、単独に又は共同して、消防職員及び消防団員の教育訓練を行うために消防学校を設置しなければならない。

2 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、単独に又は都道府県と共同して、消防職員及び消防団員の教育訓練を行うために消防学校を設置することができる。

3 前項の規定により消防学校を設置する指定都市以外の市及び町村は、消防職員及び消防団員の訓練を行うために訓練機関を設置することができる。

4 消防学校の教育訓練については、消防庁が定める基準を確保するように努めなければならない。

(教育訓練の機会)

第五十二条 消防職員及び消防団員には、消防に関する知識及び技能の習得並びに向上のために、その者の職務に応じ、消防庁に置かれる教育訓練機関又は消防学校の行う教育訓練を受ける機会が与えられなければならない。

2 国及び地方公共団体は、住民の自主的な防災組織が行う消防に資する活動の促進のため、当該防災組織を構成する者に対し、消防に関する教育訓練を受ける機会を与えるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律施行の期日は、その成立の日から九十日を超えない期間内において、各規定について、政令で、これを定める。

[昭和二十三年三月政令五二号により、昭和二三・三・七から施行]

(恩給法等の準用)

第二条 この法律施行の際現に警視庁又は道府県警察部若しくは特設消防署に勤務する官吏が、引き続き都道府県の消防訓練機関の職員又は市町村の消防職員となつた場合（その官吏が引き続き恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十九条に規定する公務員である国家消防庁、国家消防本部、国家地方警察、警察庁若しくは都道府県警察の職員、都道府県の消防訓練機関の職員又は市町村の消防職員として在職し、更に引き続き都道府県の消防訓練機関の職員又は市町村の消防職員となつた場合を含む。）には、これを同法第十九条に規定する公務員として勤続するものとみなし、当分の間、これに同法の規定を準用する。

2 前項の都道府県の消防訓練機関の職員又は市町村の消防職員とは、都道府県又は市町村の職員で次に掲げるものをいう。

- 一 消防士長又は消防士である消防吏員
- 二 消防司令補である消防吏員
- 三 消防長又は前二号に掲げる者以外の消防吏員
- 四 前三号に掲げる者以外の都道府県の消防訓練機関の職員又は市町村の消防職員

3 警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）による改正前の警察法（昭和二十二年法律第百九十六号）附則第七条第三項から第五項までの規定は、第一項の規定を適用する場合に準用する。この場合において、同条第四項中「現にこれに俸給を給する都」とあるのは「現にこれに俸給を給する都道府県」と、同条第五項中「都から俸給を受ける者」とあるのは「都道府県から俸給を受ける者」と、それぞれ読み替えるものとする。

市町村の消防の広域化に関する基本指針

平成18年7月12日 消防庁告示第33号
最終改正 令和6年3月29日 消防庁告示第8号

消防組織法（昭和22年法律第226号）第32条第1項の規定に基づき、市町村の消防の広域化に関する基本指針を次のように定める。

市町村の消防の広域化に関する基本指針

一 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項

1 市町村の消防の広域化の必要性

消防は、災害や事故の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化等の消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、今後とも住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うする必要がある。

しかしながら、小規模な消防本部においては、出動体制、保有する消防用車両、専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面での厳しさが指摘されることがあるなど、消防の体制としては必ずしも十分でない場合がある。

これを克服するためには、市町村の消防の広域化により、行財政上の様々なスケールメリットを実現することが極めて有効である。具体的には、広域化によって、

- ① 災害発生時における初動体制の強化やノウハウの共有
- ② 運用可能な部隊数の充実及び統一的な指揮の下での効果的な部隊運用
- ③ 本部機能統合等の効率化による現場活動要員の増強
- ④ 予防業務、救助業務、救急業務等の高度化及び専門化
- ⑤ 財政規模の拡大に伴う高度な資機材の計画的な整備
- ⑥ 消防署所の配置や管轄区域の適正化による現場到着時間の短縮

等、消防力の強化による住民サービスの向上や消防に関する行財政運営の効率化と基盤の強化が期待される。

こうしたことから、平成6年以降、自主的な市町村の消防の広域化が推進されてきた。全国の消防本部の数は、最も多かった平成3年10月の936本部から、平成18年4月には811本部にまで減少しているが、広域化と並行して進められた市町村合併の状況と比較すると、広域化が十分進んだとは言いがたい状況にあった。そこで、平成18年においては、都道府県の役割の明確化と、市町村における十分な議論を確保するための関係者の議論の枠組みの創設と併せ、災害の大規模化・多様化等の環境の変化に的確に対応するために広域化の目標となる消防本部の規模を引き上げること等を内容として、広域化を更に推進するための消防組織法の改正及びこれに基づく本指針の策定を行った。

以来、改正後の消防組織法に基づき各都道府県において定められた推進計画に基づく取組が進められてきたところであり、平成30年の本指針改正により推進期限としていた令和6年4月1日には、消防本部数は720本部となったところである。広域化を行った消防本部においては、人員配備の効率化と充実、消防体制の基盤の強化を通じた住民サービスの向上等の成果が現れており、広域化に伴う現象として一部の地方公共団体が懸念する、消防署所の配置替えによる一部地域での消防力低下や消防本部と市町村との関係の希薄化といった事実は認められない。

このように、広域化した消防本部においては、広域化の意図する成果が現れてはいるものの、全体的には、管轄人口10万未満の小規模な消防本部（以下「小規模消防本部」という。）が全消防本部数の約6割を占めるなど、広域化の進捗はまだ十分とはいえず、小規模消防本部が抱える前記の課題が依然として克服されていない。

一方で、日本の総人口は、平成17年に戦後初めて減少に転じ、既に人口減少社会が到来している。これにより一般的に現在の各消防本部の管轄人口も減少し、消防本部の小規模化がより進むと同時に、生産年齢人口の減少を通じた財政面の制約や人材確保についてもより厳しくなるものと考えられる。また、消防本部とともに地域の消防を担っている消防団員の担い手不足の問題も更に懸念される状況にある。また、人口減少により低密度化が進んでいるが、消防活動として必要な署所等の数は大きくは変化しないものと考えられ、即応体制の確保など消防力の維持に困難が伴う可能性も高い。このような人口動態等による影響は消防本部の規模が小さいほど深刻であると考えられる。

さらに、高齢化の進展に伴い、自力避難困難者の増加により予防業務の重要性がより一層増しているほか、救急需要が拡大しており、特にこうした面では、消防力の強化をしていかなければならない。

加えて、令和6年能登半島地震のような甚大な被害をもたらす地震の発生が近い将来にも見込まれているなど、近年、激甚化・頻発化する自然災害等への警戒が必要な状況にある。そのため、大規模

災害の発生に備え、住民の生命、身体及び財産を保護するための消防体制を確保すべき必要性が高まっている。

大規模災害が発生した場合、近隣の市町村、都道府県も被災しており、応援要請後直ちに応援部隊が到着しないことが考えられる。また、緊急消防援助隊の出動が決定した場合には、応援部隊との緊密な連携体制を構築するため、被災地の消防本部は指揮本部を設置するほか、進出拠点等への職員派遣が必要となり得る。応援部隊到着前の初動体制の確保や、応援部隊との効果的な連携体制の構築のためには、一定の消防職員数の確保が必要である。

また、新型コロナウイルス感染症を踏まえ、消防体制を改めて検討しておく必要性が高まっている。感染拡大時には、医療提供体制のひっ迫により救急搬送困難事案が多発し、救急体制への負担が増加することが想定される。また、消防職員が少数の消防本部においては、感染等により一部の職員が活動できなくなった場合、他の消防本部からの応援により消防体制を確保せざるを得なくなることが考えられる。消防職員の負担の軽減や、自らの消防体制での業務の運用のためには、人員配置等を柔軟に行うことができる消防職員数の確保が必要である。

この他、昨今注目されている、消防本部におけるハラスメント等への対応や女性活躍を推進するという観点でも、組織管理体制の基盤の強化が重要な課題となっている。

また、消防防災分野においても、災害対応ドローン等の高度な機器の導入・運用をはじめ、予防、救助、救急等の各分野でDXを進めることが求められている。それらに対応できる専門人材の育成・確保にも、消防本部の体制強化は有効である。加えて、消防庁から示されている消防指令システムに関する標準仕様書に基づいて行われるシステムの標準化は、消防本部における当該システムの基本的な機能を共通化するものであり、広域化の検討の円滑化に資するものと考えられる。

また、消防力に関して、消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）及び消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）に規定する消防力に対する整備率を見ると、令和4年4月1日現在、消防職員については79.5%、消防水利については78.9%にとどまっているなど、依然として整備率が低いものがある。とりわけ、小規模消防本部においては、大規模な消防本部よりも整備率が低い傾向にあり、例えば、消防職員については、管轄人口30万以上の消防本部が87.9%である一方、小規模消防本部においては、67.7%にとどまっている。そのほか、はしご車、化学消防車、救助工作車、消防水利等についても、消防本部の規模による顕著な差が見られる。

以上のことから、国、都道府県及び市町村が一体となり、消防力の維持・強化に当たって最も有効な消防の広域化を推進し、小規模消防本部の体制強化を図ることがこれまで以上に必要となっており、喫緊の最重要課題となっている。

2 消防組織法における市町村の消防の広域化の基本的な考え方

消防組織法では市町村の消防の広域化に関し、次の事項について定めている。

- ① 市町村の消防の広域化の理念及び定義
- ② 消防庁長官による基本指針の策定
- ③ 都道府県による推進計画の策定及び都道府県知事の関与等
- ④ 広域化対象市町村による広域消防運営計画の作成
- ⑤ 国の援助及び地方債の特別の配慮

この市町村の消防の広域化は、消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として、行わなければならないとされているため、広域化によって消防本部の対応力が低下するようなことはあってはならない。

また、市町村の消防の広域化とは、二以上の市町村が消防事務（消防団の事務を除く。）を共同して処理することとする事又は市町村が他の市町村に消防事務を委託することをいうと定義されている。したがって、広域化の対象は、いわゆる常備消防であり、消防団はその対象ではない。

加えて、広域化については、一部事務組合等の共同処理又は事務委託の方式により行われることとなるが、関係市町村間においてそれぞれの方式の利点及び問題点を十分に比較考量の上、その地域に最も適した方式を選択することが必要である。

3 令和6年度以降の市町村の消防の広域化の推進の方向性

平成18年の消防組織法の改正後、令和6年4月1日に至るまでの広域化の状況を踏まえると、広域化の進捗状況は地域の実情によって左右される面があるものと考えられる。また、本指針一、1でも述べたように、平成18年からの広域化の継続した推進により、気運の高い地域等において、広域化は一定程度進み、成果が現れているが、平成30年からの推進期間においては広域化の進捗がそれ以前と比べ鈍化しており、依然として、広域化の必要性が高い小規模消防本部が残されている。

まずは、市町村が自らの消防本部を取り巻く状況と自らの消防力を分析し、広域化や連携・協力といった手段を織り込みながら、今後のあるべき姿を考えることが必要である。特に小規模消防本部については、今後のあり方を抜本的に議論する必要がある。

平成18年以降、広域化を実現した地域の多くでは、都道府県や地域の核となる中心的な消防本部の積極的な取組等により、消防本部間の調整が円滑に行われていたことから、地域の実情に応じ、広域化に向けた検討を積極的に進めるための選択肢の一つとして、地域の核となり広域化の検討を主導する消防本部（以下「中心消防本部」という。）について、当該消防本部の同意を得た上で推進計画に定めることができるものとする。

なお、地域事情にもよるが、一般的には広域化を検討する地域の中で、管轄人口や消防職員数が多い消防本部を、中心消防本部と定めることが考えられる。

中心消防本部の主な役割として、まずは、周辺の消防本部の広域化の意向を確認することや、消防力の現況等について情報交換を行うことが期待される。これらの情報を踏まえ、広域化の効果の調査や現行消防力の比較調査等も主体的に実施することにより、広域化の検討を円滑に開始することが可能となる。

また、具体的な広域化の検討段階では、中心消防本部の呼びかけにより、広域化に関する協議会等を設置し、事務局として職員を派遣することで検討を前に進めるための基盤を作ることや、広域化実施に係る課題についての論点整理、意見集約を行うことが求められる。さらに、必要に応じて、中心消防本部から関係市町村に対する説明を行うことも、広域化に向けた調整を進める上で効果的である。このように、中心消防本部は、論点整理や消防本部間及び関係市町村間での合意形成において主導的役割を果たすことが期待される。

広域化後には、消防本部では、組合事務等の新たに発生する事務処理や、構成市町村と広域化時に継続検討とされた事項の調整が必要な場合があり、消防本部の事務の円滑な実施のため、必要に応じて旧中心消防本部が管轄していた市町村等が中心となって支援や調整を行うことは有効である。

地域の実情を熟知した広域的な地方公共団体である都道府県の役割も非常に重要である。例えば、緊急消防援助隊に関する消防応援活動調整本部の設置や、傷病者の搬送及び受入れの実施基準に関する事務等、消防の分野における都道府県の役割の重要性は高まっている。広域化についても、本指針一、1で示された現下の消防を取り巻く状況を踏まえると、国の取組とあわせ、都道府県には、関係市町村間の必要な調整、情報の提供その他の必要な支援を行う役割を果たすことが期待される。とりわけ、関係市町村間の連絡調整はもとより、広域化の機運の醸成、広域化に係る市町村の財政負担又は事務負担に対する支援等について、より積極的にその役割を果たし、リーダーシップを発揮して自主的な市町村の消防の広域化の推進に取り組むことが求められる。

具体的な取組として、市町村が行った自らの消防本部を取り巻く状況と自らの消防力の分析を生かしつつ、将来的な人材不足や財政見通し等を踏まえた中長期的な消防力のシミュレーション結果を市町村に提示し、他の消防本部と比較整理して説明することなどを通じ、広域化の必要性の理解を深め、広域化の機運の醸成を図ることが求められる。

これとあわせ、中心消防本部の設定についても検討し、関係消防本部の意向を確認した上で、中心消防本部となる消防本部から同意を得て推進計画に定めることとする。

また、広域化の具体的な検討過程において、中心消防本部を設定している地域であっても、消防本部間での調整が困難な場合などには、都道府県が消防本部や関係市町村の事務担当者を構成員とした協議の場の設置を主導することも考えられる。この際、必要に応じて事務局やオブザーバーとして参画し、課題解決に向けた助言を実施するなど、都道府県が積極的に関与することが協議の実効性を確保する上で非常に有効である。さらに、消防本部と首長部局等との間での調整が難航する場合には、消防本部の求めに応じて、都道府県が首長部局等への説明に同席し、助言を行う等により調整の円滑化を図ることも考えられる。

広域化後には、消防本部において、新たに発生する事務処理や、継続検討とされた事項の調整等について、円滑に合意形成が図られるよう、都道府県は助言や支援を行う等、積極的に関与することが期待される。

なお、本指針一、4に掲げる国の施策及び本指針三、5に掲げる各都道府県における措置を重点的に実施する地域（以下「消防広域化重点地域」という。）については、これまで以上に積極的に指定し、広域化を推進するものとする。

あわせて、消防事務の一部について柔軟に連携・協力を行うこと（以下「消防の連携・協力」という。）についても、推進していくものとし、消防の広域化と同様、関係市町村間の必要な調整、情報の提供その他の必要な支援を行う役割を果たすことが期待される。

4 国における自主的な市町村の消防の広域化を推進するための施策

本指針一、3を踏まえ、国は、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、次のような施策を講ずる。

(1) 消防広域化推進本部の設置

消防庁に、都道府県及び市町村における広域化の取組を支援するための消防広域化推進本部を設置する。

(2) 広報及び普及啓発

市町村の消防の広域化を推進するためには、消防サービスの提供を受ける国民、広域化に直接取り組む市町村及び指導助言や連絡調整等を市町村に対して行う都道府県が広域化の必要性、メリットや全国的な状況等について、十分に理解することが重要であることから、あらゆる機会を捉え、また、適当な広報媒体を活用することにより、広域化に関する広報及び普及啓発を行う。

(3) 都道府県及び市町村に対する情報提供

消防本部が広域化により生じる効果を広く認識するとともに、広域化に伴う事務調整の負担増加等の懸念を解消することができるよう、広域化の推進に関する財政措置等の制度、広域化を実現した他の消防本部における優良事例、実際に広域化を行う際の留意事項等について、都道府県及び市町村のニーズに応じた情報提供を行い、関係者における広域化に関する取組の促進を図る。

(4) 相談体制の確保充実等

広域化を実現した消防本部の幹部職員等で消防庁に登録された者を市町村等に派遣し、助言等を行う消防広域化推進アドバイザーの活用等により、広域化に関する協議を進めるに当たっての諸課題への対処方策等広域化に関する個別具体の相談に積極的に応じる。

また、消防庁が提供し、広域化の効果等の分析を行うことができる、消防用車両出動シミュレーションシステムの活用を促すことにより、広域化や連携・協力の検討の促進を図る。

(5) 財政措置

① 広域化関連事業

都道府県に対して、広域消防運営計画の作成等に関する広域化対象市町村への情報提供若しくは助言、本指針三、3に定める消防広域化重点地域の指定、協議会への参画、調査研究又は広報啓発等に必要な経費について所要の普通交付税措置を講ずるとともに、都道府県が広域化対象市町村に対して行う補助金、交付金等の交付に要する経費について所要の特別交付税措置を講ずるほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の地方公共団体の組合（以下「組合」という。）で広域化を行った広域化対象市町村の加入するもの若しくは広域化を行った広域化対象市町村又は組合で広域化を行う広域化対象市町村の加入するもの若しくは広域化を行う広域化対象市町村（以下「広域化対象市町村等」という。）に対して、当該広域化対象市町村等が広域消防運営計画を達成するために行う事業に要する経費等について、財政運営に支障を生ずることのないよう、次の財政措置を講ずる。

なお、これらの措置については、消防広域化重点地域に対するものに重点化して行うこととしている。

(i) 市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画に定める市町村の組合せを構成する市町村の全部又は一部からなる地域の広域化に限る。以下この①において「市町村の消防の広域化」という。）に伴う広域消防運営計画の作成を含めた広域化の準備に要する経費及び臨時に増加する経費について所要の特別交付税措置を講ずる。

(ii) 市町村の消防の広域化（令和11年4月1日までに行われるものに限る。）に伴い、広域消防運営計画又は消防署所等（消防署、出張所及び指令センターをいう。以下同じ。）の再編整備計画（以下「広域消防運営計画等」という。）に基づき、必要となる消防署所等（一体的に整備する自主防災組織等のための訓練研修施設を含む。）の増改築（広域消防運営計画等において消防署所等の再配置が必要であると位置付けられたものについては、新築を含む。）（高機能消防指令センターの整備については、標準仕様書に基づき消防指令システムを整備するものに限る。）であって、当該広域化後10年度以内に完了するもの（ただし、広域化前に完了するものを含み、平成18年の消防組織法の改正に基づいて平成30年4月1日までに広域化した消防本部にあつては令和10年4月1日までに完了するもの。（iii）（iv）において同じ。）に要する経費について所要の地方財政措置を講ずる。

(iii) 市町村の消防の広域化（令和11年4月1日までに行われるものに限る。）に伴い、統合される消防本部庁舎を消防署所等として有効活用するために必要となる改築（高機能消防指令センターとして改築する場合は、標準仕様書に基づき消防指令システムを整備するものに限る。）であって、当該広域化後10年度以内に完了するものに要する経費について所要の地方財政措置を講ずる。

(iv) 市町村の消防の広域化（令和11年4月1日までに行われるものに限る。）に伴う消防本部庁舎の整備であって、当該広域化後10年度以内に完了するものに要する経費について所要の地方債措置を講ずる。

(v) 市町村の消防の広域化（令和11年4月1日までに行われるものに限る。）に伴い、広域消防運営計画等に基づく消防署所等の統合による効率化等により、機能強化を図る消防用車両等の整備事業であって、当該広域化後5年度以内に完了するもの（ただし、広域化前に完了するものを含む。）に要する経費について所要の地方財政措置を講ずる。

(vi) 市町村の消防の広域化に伴う消防防災施設等の整備（高機能消防指令センターの整備につ

いては、標準仕様書に基づき消防指令システムを整備するものに限る。)については、消防防災施設等整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付の決定に当たって、特別の配慮をするものとする。

② 連携・協力関連事業

組合で消防の連携・協力を行う市町村の加入するもの又は消防の連携・協力を行う市町村(以下「連携・協力実施市町村等」という。)に対して、都道府県が行う補助金、交付金等の交付に要する経費について所要の特別交付税措置を講ずるほか、当該連携・協力実施市町村等が消防の連携・協力の円滑な実施を確保するための計画(以下「連携・協力実施計画」という。)を達成するために行う事業のうち特に消防の広域化につなげる効果が高いものに要する経費等について、財政運営に支障を生ずることのないよう、次の財政措置を講ずる。

- (i) 市町村の消防の連携・協力(都道府県の推進計画に定める市町村の組合せを構成する市町村の全部又は一部からなる地域の連携・協力に限る。)に伴う連携・協力実施計画の作成を含めた連携・協力の準備に要する経費及び臨時に増加する経費について所要の特別交付税措置を講ずる。
- (ii) 消防の連携・協力の伴い、連携・協力実施計画に基づき、必要となる高機能消防指令センターの新築・増改築(標準仕様書に基づき消防指令システムを整備するものに限る。)であって、連携・協力実施計画に位置付けた後10年度以内に完了するものに要する経費について所要の地方財政措置を講ずる。
- (iii) 消防の連携・協力の伴い、連携・協力実施計画に基づき、必要となる消防用車両等の整備であって、連携・協力実施計画に位置付けた後5年度以内に完了するものに要する経費について所要の地方財政措置を講ずる。
- (iv) 消防の連携・協力の伴い、連携・協力実施計画に基づき、必要となる訓練施設の整備であって、連携・協力実施計画に位置付けた後10年度以内に完了するものに要する経費について所要の地方財政措置を講ずる。
- (v) 消防の連携・協力の伴う消防防災施設等の整備(高機能消防指令センターの整備については、標準仕様書に基づき消防指令システムを整備するものに限る。)については、消防防災施設等整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付の決定に当たって、特別の配慮をするものとする。

二 自主的な市町村の消防の広域化を推進する期間

市町村の消防の広域化は、消防の体制の整備及び確立のため、不断に取り組んでいかなければならぬ課題であるが、地域における広域化についての合意形成には相当の時間を要するものと考えられる一方で、大規模災害等が発生する懸念が高まっており、広域化の取組が急がれることや過度に長期の期限を設けると集中的な広域化の取組を阻害するおそれがあることを踏まえると、令和11年4月1日を期限として広域化に取り組むことが必要である。

(1) 都道府県の推進計画等

都道府県の実情に照らし、必要に応じて推進計画の変更若しくは再策定又は策定を行うよう努めること。

(2) 市町村の消防の広域化

各広域化対象市町村においては、広域消防運営計画の作成等、広域化に向けた取組を行い、令和11年4月1日までに広域化を実現すること。

三 推進計画に定める市町村の組合せ及び都道府県における必要な措置に関する基準

1 推進計画の策定

都道府県が、本指針に基づき、当該都道府県の区域内において自主的な市町村の消防の広域化を推進する必要があると認める場合に、その市町村を対象として定めるよう努めることとされている推進計画には、おおむね次のような事項を定めることとなる。

(1) 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項

次のような事項に留意して定めること。

- ① 推進計画は、広域化を推進する必要があると認める市町村について、その広域化を計画的かつ円滑に推進することを目的とすること。
 - ② 広域化は、消防の体制の整備及び確立を図るため推進するものであること。
 - ③ 広域化は、市町村、住民、消防関係者等の理解を得て進めていくことが肝要であり、これらの関係者のコンセンサスを得ながら推進していくように努めること。
- (2) 市町村の消防の現況及び将来の見通し

次のような事項に留意して定めること。

- ① 広域化を推進するに当たっては、まずは、市町村が自らの消防本部を取り巻く状況と自らの消防力を分析し、広域化や連携・協力といった手段を織り込みながら、今後のあるべき姿を考へることが必要であるため、都道府県が市町村に対し、当該分析・検討を行うために積極的な助言・支援を行う必要があること。
 - ② 市町村の分析・検討を踏まえた上で、消防組織法が改正された平成18年以降における広域化の進捗、広域化後の消防本部における広域化の効果、各都道府県における消防需要の動向等を振り返り、消防力の実情、消防本部の財政、人事管理等の状況などの市町村の消防の現況を把握し、改めて広域化の必要性を十分認識した上で、今後の人口の減少、消防需要の変化、消防職員の高齢化等の進展も踏まえ、おおむね10年後の消防体制の姿を見通す必要があること。
- (3) 広域化対象市町村の組合せ及び中心消防本部の設定
広域化対象市町村の組合せは、本指針三、2に基づき定めること。
地域の実情に応じて必要な場合には、本指針一、3を参考にしつつ、広域化対象市町村を管轄する消防本部の中から、中心消防本部を定めること。ただし、広域化の検討が円滑に進むよう、当該消防本部の同意を得て定めること。
なお、本指針三、3に基づき、必要に応じて消防広域化重点地域の指定等を行うこと。
また、都道府県が推進する必要があると認める自主的な消防の連携・協力の対象となる市町村(以下「連携・協力対象市町村」という。)についても、本指針三、4に基づき定めること。
- (4) 自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項
本指針三、5に基づき定めること。
 - (5) 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項
本指針四を参考にしつつ、各都道府県の実情を勘案して定めること。
 - (6) 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項
本指針五を参考にしつつ、各都道府県の実情を勘案して定めること。
なお、都道府県が推進計画を定めるに当たっては、都道府県、市町村の代表、消防機関の代表(常備消防・消防団)、住民代表及び学識経験者等で構成する委員会等の協議機関を設置するなどして、関係者のコンセンサスの形成に努めることが重要である。
また、都道府県が推進計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならないとされているところである。

2 推進計画に定める広域化対象市町村の組合せに関する基準

各都道府県は、以下の点を十分考慮した上で、推進計画において、広域化対象市町村及びその組合せを定めること。

(1) 市町村の消防の広域化の規模

一般論としては、消防本部の規模が大きいほど火災等の災害への対応能力が強化されることとなり、また組織管理、財政運営等の観点からも望ましい。現行の推進計画において、一の都道府県全体を一つの単位とした区域(以下「全県一区」という。)での広域化を規定した都道府県が一定数あるが、全県一区での広域化は理想的な消防本部のあり方の一つとも言える。

その上で、現状を踏まえつつ、これからの消防に求められる消防力、組織体制、財政規模等に鑑みると、管轄人口の観点から言えばおおむね30万以上の規模を一つの目標とすることが適当である。

しかしながら、各市町村は、管轄面積の広狭、交通事情、島嶼部などの地理的条件、広域行政、地域の歴史、日常生活圏、人口密度及び人口減少などの人口動態等の地域の事情をそれぞれ有しているため、広域化対象市町村の組合せを検討する際には、上記の規模目標には必ずしもとらわれず、小規模消防本部の広域化を着実に推進するという観点から、これらの地域の事情を十分に考慮する必要がある。

ただし、本指針一、1でも述べたように、消防の広域化を推進し、小規模消防本部の体制強化を図ることがこれまで以上に必要となっていることに鑑み、小規模消防本部及び消防吏員数が100人以下の消防本部については、可能な限り広域化対象市町村に指定する方向で検討する必要がある。とりわけ、消防吏員数が50人以下の消防本部(以下「特定小規模消防本部」という。)については、原則、広域化対象市町村に指定する方向で検討する必要がある。

(2) 連携・協力等の状況

消防の連携・協力を実現している地域や、消防庁から示されている消防指令システムに関する標準仕様書に基づいて当該システムを既に整備し、又はその整備を検討している消防本部が複数ある地域については、こうした状況も考慮して広域化対象市町村の組合せを検討することが必要である。

(3) 配慮すべき事項

非常備市町村の常備化の必要性に配慮する必要がある。

以上のことを踏まえ、まずは、都道府県内の消防のあるべき姿を議論し、おおむね10年後までに

広域化すべき組合せを定めた上で、推進期限までに広域化すべき組合せを定めるものとする。その際、必要に応じ、段階を踏んだ組合せや実現可能性のある複数の組合せも定めるものとする。

3 消防広域化重点地域の指定等

(1) 消防広域化重点地域の指定の趣旨

十分な消防防災体制が確保できないおそれがある市町村等を消防広域化重点地域に積極的に指定し、他の広域化対象市町村よりも先行して集中的に広域化を推進することにより広域化対象市町村の組合せにおける自主的な市町村の消防の広域化を着実に推進するものとする。

(2) 都道府県知事による消防広域化重点地域の指定及び公表等

都道府県知事は、広域化対象市町村のそれぞれの組合せを構成する市町村の全部又は一部からなる地域のうち、広域化の取組を先行して重点的に取り組む必要があるものとして次に該当すると当該都道府県知事が認めるものを消防広域化重点地域として指定することができる。

① 今後、十分な消防防災体制が確保できないおそれがある市町村を含む地域

② 広域化の気運が高い地域

なお、推進期限である令和11年4月1日までに広域化を実現させるべき地域は消防広域化重点地域に指定することが望ましく、その中でも、具体的には、次に掲げる地域について、消防広域化重点地域に可能な限り指定することが望ましい。

(i) 特定小規模消防本部

(ii) 非常備市町村

(iii) 消防の連携・協力の実施地域

(iv) 広域化を希望しているが、広域化の組合せが決まっていない消防本部

広域化対象市町村の一の組合せを超える地域を消防広域化重点地域に指定しようとするときは、当該指定しようとする地域が広域化対象市町村の一の組合せの全部又は一部を構成するよう、事前又は事後に推進計画の変更を行うものとする。

なお、消防広域化重点地域の指定を行ったときはその旨を、当該消防広域化重点地域に対する都道府県の支援の内容とともに公表するものとする。

(3) 関係市町村の意見の聴取等

消防広域化重点地域の指定に当たっては、都道府県知事は、あらかじめ関係市町村の意見を聴くものとする。

また、消防広域化重点地域に指定された市町村以外の市町村から消防広域化重点地域の指定を求める意見等があった場合においては、都道府県知事は当該意見等を尊重し、当該市町村を対象とする消防広域化重点地域の指定等に努めるものとする。

(4) 消防広域化重点地域の指定の変更

(2)及び(3)は、消防広域化重点地域の指定の変更について準用する。

4 推進計画に定める連携・協力対象市町村の組合せに関する基準

(1) 消防の連携・協力の意義

消防の広域化は消防力の維持・強化に当たって最も有効な方策であるが、消防の広域化の実現にはなお時間を要する地域もあり、そのような地域においては、消防の広域化につなげるべく、消防の連携・協力を行うことが必要である。

平成31年以降、広域化した7地域のうち5地域では、広域化前に高機能消防指令センターの共同運用（以下「指令の共同運用」という。）や消防用車両の共同整備といった連携・協力を実施しており、こうした取組は、広域化を実現していくための下地となり、その後の広域化の実現につながるものと考えられるため、積極的に推進する必要がある。

(2) 推進計画へ位置付ける上での基本的な考え方

連携・協力対象市町村の組合せを定めるに当たっては、消防の広域化と同様に地域の実情を考慮し、市町村の自主的かつ多様な消防の連携・協力を尊重する必要がある。

しかしながら、消防の連携・協力が喫緊の最重要課題である消防の広域化につながるものであるということを十分に認識した上で、どの市町村間でどのような連携・協力が可能であるかについて、都道府県においても、広い視野で検討することが必要である。

なお、推進計画に位置付けることが望ましい消防の連携・協力としては、次の類型等が挙げられる。

① 指令の共同運用

② 消防用車両、資機材等の共同整備

③ 高度・専門的な違反処理や特殊な火災原因調査等の予防業務

④ 特殊な救助等専門部隊（水難救助隊、山岳救助隊、NBC災害対応隊等）の共同設置

⑤ 専門的な人材育成の推進

- ⑥ 訓練の定期的な共同実施
 - ⑦ 現場活動要領の統一
- (3) 高機能消防指令センターの共同運用
- 指令の共同運用により、整備費の削減、現場要員の充実等を図ることができることに加え、災害情報を一元的に把握し、効果的・効率的な応援態勢が確立されるなどの効果が見込まれる。
- また、現場に最先着できる隊に自動で出動指令を行ういわゆる「直近指令」、出動可能な隊がなくなった場合に指令の共同運用を行う他消防本部の隊に自動で出動指令を行ういわゆる「ゼロ隊運用」などの高度な運用により、区域内の消防力を大きく向上させることも可能である。
- さらには、人事交流が生まれるなど消防本部間の垣根を低くする効果もあり、消防の連携・協力の中でも、消防の広域化につなげる効果が特に大きい。
- 以上のことから、指令の共同運用については、広域化の推進と併せて、積極的に検討すべきであるが、現状、指令の共同運用を行う地域のうち半数を超える地域においては、高度な運用が実施されていないため、指令の共同運用の効果を最大限に生かすこととなる高度な運用についても併せて実施を検討することが必要である。
- 都道府県においては、上記のことを十分に認識した上で、消防本部等と緊密に連携しながら、市町村の高機能消防指令センターの更新時期や標準化の進捗、検討状況を把握し、消防本部に対して指令の共同運用についての検討を促し、その結果を推進計画に反映させることが必要である。
- なお、指令の共同運用を行う規模については、広域化と同様、一般論としては、規模が大きいほど望ましいことにも鑑み、面積、人口等において、標準的な規模の都道府県であれば、原則、全県一区とする必要がある。

- 5 自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する基準
- 消防組織法第33条において、都道府県知事が行う市町村相互間における必要な調整及び情報の提供その他の必要な援助等について定められていることを踏まえ、各都道府県は推進計画において、当該各都道府県における自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置を定めること。
- 具体的には、
- ① 広域化を推進するための体制の整備
 - ② 住民及び関係者に対する情報提供、普及啓発等
 - ③ 各市町村に対する情報提供、相談対応体制の確保、職員の派遣及び財政支援等
 - ④ 関係市町村間の協議の積極的な推奨、仲介、調整等
 - ⑤ 広域化に関する調査研究
- 等が考えられるところであり、これらを参考にしつつ、必要な措置を定め、都道府県として広域化の推進に積極的に取り組むこと。

四 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

- 1 広域化後の消防の体制の整備
- 市町村の消防の広域化が行われた後に、広域化の効果を十分に発揮することができるよう、広域化後の消防において一元的な部隊運用、出動体制、事務処理等が行われることが重要である。
- なお、本指針一、3のとおり、広域化後においても都道府県及び旧中心消防本部が管轄していた市町村等による積極的な支援や関与が必要である。
- 2 構成市町村等間の関係
- 市町村の消防の広域化は、主に組合又は事務委託により行われることとなるが、その場合広域化後の消防は、組合の構成市町村又は受託市町村若しくは委託市町村（以下「構成市町村等」という。）との意思疎通及び情報共有に特に意を用いる必要がある。
- 3 広域化後の消防の体制の整備のために考えられる方策
- このように、広域化後の消防の円滑な運営の確保のためには、広域化後の消防の体制を適切に整備することが重要であるが、そのための方策としては、例えば、以下のような事項について、構成市町村等間において十分協議の上、可能な限り、組合又は事務委託の規約、規程等において定めることとすることが有効である。
- (1) 組合の方式による場合
- ① 経常的経費、投資的経費それぞれについての構成市町村ごとの負担金の額又は負担割合等に係る基本的なルール
 - ② 職員の任用、給与、教育訓練等に関する計画を策定すること。

- ③ 中長期的な整備費用の見直しを含めた消防力の整備計画を策定すること。
 - ④ 部隊運用、指令管制等に関する計画を策定すること。
 - ⑤ 災害時等に構成市町村の長と消防長、消防署長又は消防団長とが緊密に連携することができるよう、相互連絡、情報共有等に関する計画を策定すること。
 - ⑥ 構成市町村間の連絡会議の定期的な開催、消防長の専決対象の明確化等構成市町村間の迅速な意見調整を可能とするための仕組みを構築すること。
 - ⑦ 組合の運営に関し、住民の意見を反映できるようにすること。
- (2) 事務委託の方式による場合
- ① 委託料に係る基本的なルール
 - ② 災害時等に委託市町村の長と消防長、消防署長又は消防団長とが緊密に連携することができるよう、相互連絡、情報共有等に関する計画を策定すること。
 - ③ 消防事務の運営に関し、住民の意見を反映できるようにすること。

4 推進計画及び広域消防運営計画への記載

以上の点を踏まえ、都道府県においては、必要な事項を推進計画において定めるとともに、広域化対象市町村においては、広域化に係る協議の際にこれらの事項について十分協議の上、可能な限り広域消防運営計画において定めること。

五 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

1 消防団との連携の確保

消防団は、地域に密着した消防防災活動を行うという特性上、本指針一、二のとおり、消防組織法に基づき推進する自主的な市町村の消防の広域化の対象とされておらず、従来どおり、消防力の整備指針第37条に基づき、市町村の合併等消防団の沿革その他の特段の事情がある場合を除き、一市町村に一団を置くものとする。

この場合、広域化後の消防本部と消防団との緊密な連携の確保が必要となる。

そのために、次のような具体的方策が考えられる。

- ① 常備消防の管轄区域内の複数の消防団の団長の中から連絡調整担当の団長を指名することによる常備消防との一元的な連絡調整
 - ② 平素からの各消防団合同又は常備消防を含めた訓練等の実施
 - ③ 構成市町村等の消防団と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための、消防署所への消防団との連絡調整担当の配置、定例的な連絡会議の開催等
 - ④ 常備消防と消防団との連絡通信手段の確保
- 以上のような方策を参考としつつ、地域の実情に応じて広域化後の消防本部と消防団との連携の確保を図ることが必要である。

2 防災・国民保護担当部局との連携の確保

防災・国民保護業務は、住民の安心・安全の確保という最も基本的かつ重要な業務であり、また、関係部局・関係機関が多岐にわたるため、それら全体を総合的に調整できる責任者が実施することが必要である。

この場合、市町村の消防の広域化を行うときには、広域化後の消防本部と構成市町村等の防災・国民保護担当部局との緊密な連携の確保が必要となる。

そのために、次のような具体的方策が考えられる。

- ① 夜間・休日等における市町村の防災業務について、初動時の連絡体制などを消防本部に事務委託
- ② 各構成市町村等の長及び危機管理担当幹部と消防長及び消防署長による協議会の設置
- ③ 各構成市町村等と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための、定例的な連絡会議の開催、各市町村の災害対策本部への各消防署所の消防職員の派遣等
- ④ 防災・国民保護担当部局と消防本部との人事交流
- ⑤ 総合的な合同防災訓練の実施
- ⑥ 防災・国民保護担当部局と消防本部との情報通信手段の充実による連絡体制の強化
- ⑦ 防災行政無線の親機や遠隔操作機を消防本部の通信指令部門に設置することによる24時間体制の確保

以上のような方策を参考としつつ、地域の実情に応じて広域化後の消防本部と構成市町村等の防災・国民保護担当部局との連携の確保を図ることが必要である。

3 推進計画及び広域消防運営計画への記載

以上の点を踏まえ、都道府県においては、必要な事項を推進計画において定めるとともに、広域化対象市町村においては、広域化に係る協議の際にこれらの事項について十分協議の上、可能な限り広域消防運営計画において定めること。